

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	保-0004-4
提出年月日	2022年9月21日

女川原子力発電所 2号炉

原子炉施設保安規定変更に係る説明資料
(66条 先行BWRプラントとの比較表)

【66-4, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 17,
18抜粋】

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2022年9月
東北電力株式会社

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		
表66-4 原子炉冷却材王力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 66-4-1 低圧代替注水系（常設）		
(1) 運転上の制限		
項目		運転上の制限
低圧代替注水系（常設）		低圧代替注水系（常設） <u>(復水移送ポンプ)</u>

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転	復水移送ポンプ※4	2台
起動	復水貯蔵槽	※6
高温停止	可搬型代替交流電源設備	※7
	常設代替交流電源設備	※8
	代替所内電気設備	※9
冷温停止	復水移送ポンプ※5	1台
燃料交換※3	復水貯蔵槽	※6
	可搬型代替交流電源設備	※7
	常設代替交流電源設備	※8
	代替所内電気設備	※9

※1：必要な弁および配管を含む。

※2：低圧代替注水系（常設）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-4-2 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」及び「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」および「66-7-1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。

※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

(1) 運転上の制限		運転上の制限	差異理由
項目		運転上の制限	
低圧代替注水系（常設）		低圧代替注水系（常設） <u>(復水移送ポンプ)</u>	TS-25 66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）
(1) 運転上の制限		運転上の制限	・適用される原子炉の状態の考え方方はTS-80（適用される原子炉の状態の考え方について）で説明
適用される原子炉の状態	原子炉の状態	設備	所要数
運転	復水移送ポンプ※4	2台	※6
起動	復水貯蔵タンク		※7
高温停止	可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備	※8	※9
	所内常設蓄電式直流電源設備		※10
	代替所内電気設備		
冷温停止	復水移送ポンプ※5	1台	※6
燃料交換※3	復水貯蔵タンク		※7
	可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備	※8	※9
	所内常設蓄電式直流電源設備		※10
	代替所内電気設備		

※1：必要な弁および配管を含む。
 ※2：低圧代替注水系（常設）の注水ラインは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」、「66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）」、「66-5-5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。
 ※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

 ※4：復水移送ポンプは、「66-4-1 低圧代替注水系（常設）」および「66-5-5 代替循環冷却系」、「66-6-1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。
 ※5：当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。
 ※6：「66-11-1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。
 ※7：「66-12-2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ※8：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。
 ・女川は復水移送ポンプと代替循環冷却ポンプを個別に設置しており、設備を兼ねていない。
 TS-25 548 ページ
 (概要図) 参照

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案	差異理由
※9：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。				※9：「6 6 - 1 2 - 3 所内常設蓄電式直流電源設備」において運転上の制限等を定める。	
※10：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。				※10：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。	
(2) 確認事項				(2) 確認事項	
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が□m以上、流量が□m ³ /h以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が□m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	当直長	1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上および復水移送ポンプ2台で流量が□m ³ /h以上で、揚程が□m以上であることを確認する。	定事検停止時	発電課長
2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	2. CRD復水入口弁, T/B緊急時隔離弁, R/B B1F緊急時隔離弁, R/B 1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	発電課長
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※10においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換※11においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※12。	1ヶ月に1回	発電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止、冷温停止および燃料交換※10において、低圧注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換※11において、RHR A系(B系) LPCI注入隔離弁、RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁、RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、MUWCサンプリング取出止め弁およびFP MUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合				※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	
※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。				※12：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置				差異理由
適用される原子炉の状態		条件	要求される措置	
		原子炉の状態	要求される措置	完了時間
運転起動	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{*1,2} とともに、その他設備 ^{*1,3} が動作可能であることを確認する。	A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{*1,3} とともに、その他設備 ^{*1,4} が動作可能であることを確認する。	速やかに
高温停止		A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*1,4} が動作可能であることを確認する。	A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*1,5} が動作可能であることを確認する。	3日間
		A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間
B. 低圧注水系と共用する配管 ^{又は} 弁が動作不能の場合		B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{*1,2} とともに、その他設備 ^{*1,5} が動作可能であることを確認する。	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列 ^{および} 低圧火心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{*1,3} とともに、その他の設備 ^{*1,6} が動作可能であることを確認する。	速やかに
		B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*1,4} が動作可能であることを確認する。	B2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*1,5} が動作可能であることを確認する。	3日間
		B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	B3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合		C 1. 当直長は、高温停止にする。	C1. 発電課長は、高温停止にする。	24時間
		C 2. 当直長は、冷温停止にする。	C2. 発電課長は、冷温停止にする。	36時間

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線

 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由			
冷温停止 燃料交換※16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。</p>	<p>冷温停止 燃料交換※17</p> <p>A. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）が動作不能の場合 または 低圧注水系と共用する配管または弁が動作不能の場合</p>	<p>A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長および防災課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※13とともに、その他の設備※18が動作可能であることを確認する。</p>	<p>・機能喪失を想定するDB設備の相違 (柏崎：低圧注水系 女川：低圧注水系及び低圧炉心スプレイ系)</p> <p>※13：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※14：残りの低圧注水系2系列および低圧炉心スプレイ系をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※15：高圧炉心注水系をいう。</p> <p>※16：低圧水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※17：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※18：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）および低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>		

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	
(なし)	以下、参考用
表 6 6 - 4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）	
(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限
低圧代替注水系（常設）	低圧代替注水系（常設） <u>（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作可能であること※1※2</u>

適用される原子炉の状態	設 備	所要数
復水移送ポンプ※4	2 台	
復水貯蔵槽	※6	
可搬型代替交流電源設備	※7	
常設代替交流電源設備	※8	
代替所内電気設備	※9	
復水移送ポンプ※5	1 台	
復水貯蔵槽	※6	
可搬型代替交流電源設備	※7	
常設代替交流電源設備	※8	
代替所内電気設備	※9	

適用される原子炉の状態	設 備	所要数
復水移送ポンプ※4	直流駆動低圧注水系ポンプ	1 台
復水貯蔵タンク		※3
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	※4
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	※5
代替所内電気設備	所内常設蓄電式直流電源設備	※6
復水移送ポンプ※7	常設代替直流電源設備	※7

- ・プラント運転中に想定される重大事故等(TBP)に対し、対応するためには設置する目的としていることから、高温停止までをLC0適用期間とする。(TS-80)
- ・適用される原子炉の状態については、別紙 66-4-2 (1) を参照

- ※1 : 必要な弁および配管を含む。
- ※2 : 低圧代替注水系（常設）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。
- ※3 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合
- ※4 : 復水移送ポンプは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「6 6 - 6 - 1 代替格納容器スプレイ冷却系（常設）」及び「6 6 - 7 - 1 格納容器下部注水系（常設）」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。
- ※5 : 当該設備が動作不能時は、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の運転上の制限も確認する。
- ※6 : 「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。
- ※7 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

- ※1 : 必要な弁および配管を含む。
- ※2 : 直流駆動低圧注水系ポンプの注水ラインは、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

差異理由
女川固有の設備 TS-25 6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）

表 6 6 - 4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）

(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限
低圧代替注水系（常設）	低圧代替注水系（常設） <u>（直流駆動低圧注水系ポンプ）が動作可能であること※1※2</u>

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線

 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）				差異理由	
女川 2号炉案					
(2) 確認事項				(2) 確認事項	
項目	頻度	担当	項目	頻度	
1. 復水移送ポンプ1台運転にて揚程が \square m以上、流量が \square m ³ /h以上であることを確認することを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が \square m ³ /h以上、復水移送ポンプ1台で流量が \square m ³ /h以上確保可能であることを確認する。	定事検停止時	原子炉GM	1. 直流駆動低圧注水系ポンプの流量が \square m ³ /h以上で、揚程が \square m以上であることを確認する。	定事検停止時	原子炉課長
2. 復水補給水系におけるタービン建屋負荷遮断弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	定事検停止時	当直長	2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流駆動低圧注水系ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止及び燃料交換※10においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する※11。	1ヶ月に1回	当直長	3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、DCL1ポンプ吸込弁、DCL1注入流量調整弁、HPCS注入隔離弁およびFPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※10において、低压注水系A系及びB系における注入隔離弁及び洗浄水弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	1ヶ月に1回	当直長	4. HPCS注入隔離弁の現場操作に必要な手動操作用レバーおよびハンドルが取り付けられていることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長

※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。
 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
 ※11：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置				差異理由
(3) 要求される措置				
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置
運転起動 高温停止	A. 低圧代替注水系(常設)が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1,2}とともに、その他設備^{*1,3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1,4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間	<p>A1. 発電課長は、低圧注水系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*8}とともに、その他の設備^{*9}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>
	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{*1,2}とともに、その他設備^{*1,5}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{*1,4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>
	C. 条件A又はB で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>C 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>C 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間 36時間	<p>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由
冷温停止 燃料交換※16	A. 低圧代替注水系（常設）が動作不能の場合 又は ※17: 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (1) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合 (2) 動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能なことを確認する※12とともに、その他の設備※17が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	

※12: 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

※13: 残りの低圧注水系2系列及び非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※14: 高圧炉心注水系をいう。

※15: 低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※16: 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※17: 動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（可搬型）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
6 6 - 4 - <u>2</u> 低圧代替注水系（可搬型）		6 6 - 4 - <u>3</u> 低圧代替注水系（可搬型）	
(1) 運転上の制限			
項目		運転上の制限	
低圧代替注水系（可搬型）		低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	

適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※4
起 動	燃料補給設備	※5
高溫停止	可搬型代替交流電源設備	※6
冷温停止	常設代替交流電源設備	※7
燃料交換※3	代替所内電気設備	※8

※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口及び遠隔手動操作設備を含む）ができることをいう。

※2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）」、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※4：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。

※5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当
(項目なし)	—	—

(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	適用される原子炉の状態	所要数
低圧代替注水系（可搬型）	低圧代替注水系（可搬型）が動作可能であること※1※2	大容量送水ポンプ（タイプI） 燃料補給設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替交流電源設備 燃料交換※3	※4 ※5 ※6 ※7 ※8

※1：動作可能とは、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができるということをいう。

※2：低圧代替注水系（可搬型）の注水ラインは、「6 6 - 4 - 1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」、「6 6 - 4 - 3 低圧代替注水系（可搬型）」、「6 6 - 5 - 5 代替循環冷却系」、「第39条 非常用炉心冷却系その1」、「第40条 非常用炉心冷却系その2」の設備を兼ねる。動作不能時は、各条文の運転上の制限も確認する。

※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※4：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当
(項目なし)	—	—

※5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※6：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※7：「6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※8：「6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備」において運転上の制限等を定める。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置				女川 2 号炉案			
(3) 要求される措置				差異理由			
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 低圧代替注水 系(可搬型)が 動作不能の場合	<p>A 1 . 1. 当直長は、低圧注水系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1 . 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	3 日間	<p>A. 低圧代替注水系 (可搬型)が動作 不能の場合</p> <p>A 1 . 1. 発電課長は、低圧注水系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他の設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A 2 . 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※11}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3 . 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>運転 起動 高温停止</p> <p>A 1 . 1. 発電課長は、低圧注水系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※9}とともに、その他の設備^{※10}が動作可能であることを確認する。</p> <p>3 日間</p>	<p>•女川では、同等性 能を有する自主対 策設備がないた め、D設備を設定 しない。</p>	3 日間

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案				差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動 高温停止	B. 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	B 1. 当直長は、低圧注水系2系列を起動し、動作可能であることを確認する。 ^{*9} とともに、その他設備 ^{*13} が動作可能であることを確認する。 B 2. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*11} が動作可能であることを確認する。 B 2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備 ^{*12} が動作可能であることを確認する。 又は B 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3 日間 3 日間 3 日間	B1. 発電課長は、低圧注水系2系列および低圧恒心スプレイ系を起動し、動作可能であることを確認する ^{*9} とともに、その他の設備 ^{*12} が動作可能であることを確認する。 B2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*11} が動作可能であることを確認する。
C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	10 日間 24 時間 36 時間	10 日間 24 時間 36 時間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合
冷温停止 燃料交換 ^{*14}	A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合 又は A. 低圧代替注水系(可搬型)が動作不能の場合は 低圧注水系と共用する配管又は弁が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*9} とともに、その他の設備 ^{*15} が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに	A1. 発電課長または防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 A2. 発電課長は、第40条で要求される非常用炉心冷却系1系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*9} とともに、その他の設備 ^{*14} が動作可能であることを確認する。
				※9 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※10 : 残りの低圧注水系2系列および低圧恒心スプレイ系ならびに非常用ディーゼル発電機3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
				・機能喪失を想定するDB設備の相違 (柏崎 : 低圧注水系 女川 : 低圧注水系 及び低圧炉心スプレイ系)

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川 2号炉案	差異理由
<p>※11：高压炉心注水系をいう。</p> <p>※11：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）をいう。</p> <p>※12：消火系による低圧注水をいう。</p> <p>※13：低圧注水系に接続する非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※14：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※15：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機及び低圧代替注水系（常設）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>※11：低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）および低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）をいう。</p> <p>※12：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機（A系、B系または高圧炉心スライ系）および低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>	<p>・重大事故等対処設備と同等の機能を有する重大事故等対処設備の相違（女川はガスタービン発電機の負荷として、高压炉心スライ系を含めていないため、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）をC設備としている。）</p> <p>・女川では、同等性能を有する自主対策設備がないため、D設備を設定しない。</p> <p>※12：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※13：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>※14：動作可能であることを確認する機器に接続する非常用ディーゼル発電機（A系、B系または高圧炉心スライ系）および低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）並びに常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の適用される原子炉の状態について

1. はじめに

第 66 条（重大事故等対処設備）における各 SA 設備の LC0 を適用する原子炉の状態について、「保安規定変更に係る基本方針（改定 4^{*1}）」（以下「基本方針」という。）では、基本的な考え方を整理し、各設備の設定例を提示している。

技術的能力審査基準 1.4（設置許可基準規則 47 条）対処設備については、「適用される原子炉の状態（例）」として、「運転、起動、高温停止及び燃料交換^{*2}」と示されている（別添－1 参照）。

また、技術的能力審査基準 1.14（設置許可基準規則 57 条）対処設備については、「適用される原子炉の状態（例）」として、「運転、起動、高温停止及び燃料交換」と示されている（別添－1 参照）。

ここでは、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）並びに常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）について、「適用される原子炉の状態」の適切性を確認した。

※1：柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定の審査実績を改定 4 に反映予定

※2：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

2. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）について

（1）低圧代替注水系の構成

技術的能力審査基準 1.4（設置許可基準規則 47 条）の対処設備として、女川 2 号炉では低圧代替注水系（常設）及び低圧代替注水系（可搬型）がある。

低圧代替注水系（常設）は、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード）及び低圧炉心スプレイ系が喪失した場合においても、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、また、炉心の著しい損傷に至るまでの時間的余裕のない場合に対応するため、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）からなる。

低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）は、復水移送ポンプを用いて原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却するための系統である。

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）は、炉心損傷防止対策の有効性評価に関する事故シーケンスグループのうち「全交流動力電源喪失（TBP）」に対応するために、直流駆動低圧注水系ポンプを用いて原子炉圧力容器へ注水するこ

とで炉心を冷却するための系統である（別添－2 参照）。

【参考】

全交流電源喪失（TBP）では、外部電源及び全ての非常用ディーゼル発電機等の喪失と同時に逃がし安全弁1個が開状態のまま固着し、蒸気駆動の注水系が動作できない範囲に原子炉圧力が低下することで、原子炉注水機能を喪失することを想定する。また、全交流動力電源は事故発生24時間後まで使用できないことを主要解析条件としている。

「低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」は、原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水停止後から常設代替交流電源設備からの給電により「低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）」を復旧するまで、注水を行うための系統である。

また、低圧代替注水系（可搬型）は、可搬型重大事故等対処設備として、設計基準事故対処設備である残留熱除去系（低圧注水モード及び原子炉停止時冷却モード）及び低圧炉心スプレイ系が喪失した場合においても、大容量送水ポンプ（タイプI）を用いて、原子炉圧力容器へ注水することで炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための系統である。

（2）「適用される原子炉の状態」に係る基本方針への適合性

- a. 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）

当該設備は機能を代替するDBA設備が明確なことから基本方針(4.3添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a. 重大事故等対処設備に対するLCOを適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）の機能を代替するDBA設備は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系であり、原子炉運転中及び停止中に機能が要求されることから、保安規定第39条（非常用炉心冷却系その1）の適用される原子炉の状態「運転、起動及び高温停止」並びに第40条（非常用炉心冷却系その2）の適用される原子炉の状態「冷温停止及び燃料交換^{*3}」と同期間をLCO適用期間として設定した（別添－3, 4参照）。

※3 : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換^{※4}」

※4 : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

なお、「全交流動力電源喪失 (TBP)」が発生した場合、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）では炉心損傷の防止ができないため、「運転、起動及び高温停止」において、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）が必要となる。

b. 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）

当該設備は機能を代替する DBA 設備が明確なことから基本方針(4.3 添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針 4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

- a. 重大事故等対処設備に対する LCO を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。
ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）の機能を代替する DBA 設備は、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系であり、原子炉運転中に機能が要求されることから、保安規定第 39 条（非常用炉心冷却系その 1）の適用される原子炉の状態「運転、起動及び高温停止」と同期間を LCO 適用期間として設定した（別添-3、4 参照）。

「運転、起動及び高温停止」

なお、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）の LCO 適用期間外（冷温停止及び燃料交換^{※5}）においては、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）及び低圧代替注水系（可搬型）により、原子炉への注水が可能である。

※5 : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

3. 常設代替直流電源設備 (250V 蓄電池) 及び可搬型代替直流電源設備 (250V 充電器) について

(1) 常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の位置づけ

常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V 代替蓄電池」及び設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失時又は交流電源及び直流電源の喪失時に、直流電源が必要な設備に電源供給する「250V 蓄電池」で構成する。

125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給する。

250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給する。

常設代替直流電源設備 (250V 蓄電池) の負荷は、直流駆動低圧注水系ポンプ及び重大事故時に使用しない負荷（タービン非常用油ポンプ、大型機器用非常用油ポンプ、タービン発電機初期励磁及び計算機用無停電電源装置等）であることが示されている（別添－4 参照）。

可搬型代替直流電源設備は、常設代替直流電源設備並びに交流電源を直流電源に変換する「125V 代替充電器」及び「250V 充電器」並びに可搬型代替交流電源設備である「電源車」等により構成する。

可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池からの給電後、可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して、125V 代替充電器及び 250V 充電器を受電することにより、24 時間以上必要な負荷に電源供給する設備である。

可搬型代替直流電源設備 (250V 充電器) の負荷は、直流駆動低圧注水系ポンプ及び 250V 蓄電池であることが示されている（別添－4 参照）。

(2) 「適用される原子炉の状態」に係る基本方針への適合性

a. 常設代替直流電源設備 (125V 代替蓄電池) 及び可搬型代替直流電源設備 (125V 代替充電器)

当該設備は機能を代替する DBA 設備が明確なことから基本方針(4.3 添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針 4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a . 重大事故等対処設備に対する LCO を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

常設代替直流電源設備（125V 代替蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（125V 代替充電器）の機能を代替する DBA 設備は、非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）、非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）であり、保安規定第 59 条（非常用ディーゼル発電機その 1）及び第 62 条（直流電源その 1）の適用される原子炉の状態「運転、起動、高温停止」並びに保安規定第 60 条（非常用ディーゼル発電機その 2）及び第 63 条（直流電源その 2）の適用される原子炉の状態「冷温停止及び燃料交換」と同期間を LCO 適用期間として設定した（別添－3, 4 参照）。

「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」

なお、「全交流動力電源喪失 (TBP)」が発生した場合、低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）による注水を期待するため、「運転、起動及び高温停止」において、常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）が必要となる。

b . 常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）

当該設備は機能を代替する DBA 設備が明確なことから基本方針(4.3 添付-6 a.)に基づき検討する。

<基本方針 4.3 添付-6 a. 抜粋>

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a . 重大事故等対処設備に対する LCO を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の機能を代替する DBA 設備は、非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）、非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）であり、原子炉運転中に機能が要求される低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）への給電設備であることから、保安規定第 59 条（非常用ディーゼル発電機その 1）及び第 62 条（直流電源その 1）の適用される原子炉の状態「運転、起動及び高温停止」と同期間を LCO 適用期間として設定した（別添一 3, 4 参照）。

「運転、起動及び高温停止」

4. まとめ

低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）並びに常設代替直流電源設備（250V 蓄電池）及び可搬型代替直流電源設備（250V 充電器）の「適用される原子炉の状態」を表 1, 2 の通り整理し、基本方針における「4.3 添付-6 重大事故等対処設備の LCO を適用する原子炉の状態について」と齟齬がないことを確認した。

表1 低圧代替注水系の適用される原子炉の状態

保安規定	機能を代替する DBA 設備	適用される原子炉の状態	
		運転、起動、高温停止	冷温停止、燃料交換※1
66-4-1 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）	残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系：保安規定第39、40条		適用期間
66-4-2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）	残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系：保安規定第39条	適用期間	
66-4-3 低圧代替注水系（可搬型）	残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系：保安規定第39、40条	適用期間	
第39条 非常用炉心冷却却系その1		適用期間	
第40条 非常用炉心冷却却系その2		適用期間	

※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。（1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合（2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

表2 常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備の適用される原子炉の状態

保安規定	機能を代替する DBA 設備	適用される原子炉の状態	
		運転、起動、高温停止	冷温停止、燃料交換
66-12-4 常設代替直流電源設備 (125V 代替蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条、60条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条、63条 	適用期間	
66-12-4 常設代替直流電源設備 (250V 蓄電池)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条 	適用期間	
66-12-5 可搬型代替直流電源設備 (125V 代替充電器)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条、60条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条、63条 	適用期間	
66-12-5 可搬型代替直流電源設備 (250V 充電器)	<ul style="list-style-type: none"> 非常用交流電源設備（全交流動力電源喪失）：保安規定第59条 非常用直流電源設備（常設直流電源系等喪失）：保安規定第62条 	適用期間	
第 59 条 非常用ディーゼル発電機 その 1		適用期間	
第 60 条 非常用ディーゼル発電機 その 2		適用期間	適用期間
第 62 条 直流電源その 1		適用期間	
第 63 条 直流電源その 2		適用期間	適用期間

添付-6

重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態について

技術的能力審査基準1.0～1.19（設置許可基準規則第43条～第62条）において、当該機能を有する重大事故等対処設備のLC0を適用する原子炉の状態については、以下の基本的な考え方に基づき、下表を参考に設定する。（詳細は次頁に示す。）

【適用する原子炉の状態の基本的な考え方】

a. 重大事故等対処設備に対するLC0を適用する原子炉の状態については、その機能を代替する設計基準事故対処設備（例：格納容器スプレイ冷却系）が適用される原子炉の状態を基本として設定する。

ただし、重大事故等対処設備の機能として、上記における設計基準事故対処設備の原子炉の状態の適用範囲外においても要求される場合があることから、当該の重大事故等対処設備の機能を勘案した原子炉の状態の設定が必要となる。

b. 機能を代替する対象の設計基準事故対処設備が明確ではない重大事故等対処設備（例：放水砲）については、当該設備の機能が要求される重大事故等から判断して、個別に適用する原子炉の状態を設定する。

技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態（例）	重大事故等対象設備（代表例）
1. 1 (第44条)	緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備	・ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） ・ほう酸水注入系ポンプ
1. 2 (第45条)	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	・高圧代替注水系ポンプ ・原子炉隔離時冷却系ポンプ
1. 3 (第46条)	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	・逃がし安全弁 ・代替自動減圧系
1. 4 (第47条)	原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	・復水移送ポンプ ・可搬型代替注水ポンプ
1. 5 (第48条)	最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	・代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット ・耐圧強化ベント ・格納容器圧力逃がし装置
1. 6 (第49条)	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	・復水移送ポンプ ・格納容器スプレイ冷却系
1. 7 (第50条)	原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備	・格納容器圧力逃がし装置 ・代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット
1. 8 (第51条)	原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備	・復水移送ポンプ ・可搬型代替注水ポンプ
1. 9 (第52条)	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備	・格納容器圧力逃がし装置 ・格納容器内水素濃度（SA）
1. 10 (第53条)	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備	・静的触媒式水素再結合器 ・原子炉建屋水素濃度
1. 11 (第54条)	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	・可搬型代替注水ポンプ ・使用済燃料貯蔵プールの監視設備

技術的能力審査基準 (設置許可基準規則)	適用される原子炉の状態（例）	重大事故等対象設備（代表例）
1.12 (第55条)	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・汚濁防止膜 ・放水砲
1.13 (第56条)	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換※1 ・可搬型代替注水ポンプ ・復水貯蔵槽
1.14 (第57条)	電源設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・常設代替交流電源設備 ・常設代替直流電源設備
1.15 (第58条)	計装設備	各計器ごとに要求される原子炉の状態に従う。 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量（原子炉格納容器）
1.16 (第59条)	原子炉制御室	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 運転、起動、高温停止、炉心変更時（原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の1本の挿入・引抜を除く）※3 ・可搬型蓄電池内蔵型照明 ・非常用ガス処理系
1.17 (第60条)	監視測定設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・可搬型モニタリングポスト ・可搬型気象観測装置
1.18 (第61条)	緊急時対策所	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 運転、起動、高温停止、炉心変更時（原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の1本の挿入・引抜を除く）※3 ・緊急時対策所可搬型電源設備 ・緊急時対策所加压設備
1.19 (第62条)	通信連絡を行うために必要な設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・衛星電話設備（可搬型） ・無線連絡設備（可搬型）
1.0 (第43条)	共通事項 (重大事故等対処設備)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 ・ホイールローダ

※1：原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。

- （1）原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- （2）原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※2：原子炉内から全燃料が取出された場合を除く

※3：複数プラントを有する発電所において、プラント間で共用する設備として LCO 設定される場合は、「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。

■重大事故等対処設備のLCOが適用される原子炉の状態について(例)

分類 (技術的能⼒審査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備(又は機能)	左記設備(機能)が 要求される 原子炉の状態
(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (1.1/第44条)	運転及び起動	A TW S 緩和設備は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉出力を抑制するために必要な設備であることから、運転及び起動の原子炉の状態を適用する。	・原子炉保護系 ・制御棒駆動系水圧制御ユニット ・制御棒	運転及び起動
(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (1.2/第45条)	運転、起動及び高圧停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するためには必要な設備であることから(例：高圧代替注水系)，高圧時に当該の設計基準事故対処設備による冷却機能が必要な原子炉の状態を適用する。	・高圧炉心注水系 ・原子炉隔離冷却系 ・(全交流動力電源) ・(常設直流電源)	運転、起動及び高圧停止 (原子炉隔離冷却系 1.03MPa[gage]以上)
(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備 (1.3/第46条)	運転、起動及び高圧停止(原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上)	原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するたために必要な設備であることから(例：逃がし安全弁)，(2)と同様の原子炉の状態となる。	・自動減圧系 ・(全交流動力電源) ・(常設直流電源)	運転、起動、高温停止 (原子炉圧力 1.03MPa[gage]以上)
(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 (1.4/第47条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換(原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合や原子炉への注水が不要となる場合は除く。(原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合、「(11)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」で対応する。))	原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するためには必要な設備であることから(例：可搬型代替注水ポンプ)，当該の設計基準事故対処設備と同様の原子炉の状態となる。但し、「保有水量が多く他の設備(例：燃料プール代替注水系)による注水対応等が可能である場合や原子炉への注水が不要となる場合は除く。(原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合、「(11)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」で対応する。)」	・残留熱除去系(低圧注水モード) ・(全交流動力電源)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 (原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合、原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合除く)
			・冷却モード) ・(全交流動力電源)	冷温停止及び燃料交換 (原子炉内から全燃料が取出された場合を除く)

分類 (技術的査査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備 (1.5/第48条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換(原子炉内から全燃料が取出された場合を除く)	設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。)を防止するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な設備であることから(例:代替原子炉補機冷却系熱交換器ユニット),原子炉内に燃料が存在する原子炉の状態を適用する。ただし、格納容器ベントに係る設備については(例:格納容器圧力逃がし装置),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある原子炉の状態に適用する。	・原子炉補機冷却系 (全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止(冷温停止及び燃料交換については片系列要求)
(6) 原子炉格納容器内の冷却機能 ための設備 (1.6/第49条)	運転、起動及び 高温停止	設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備であり(例:復水移送ポンプ),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために必要な設備であり(例:復水移送ポンプ),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある原子炉の状態となる。	・原子炉格納容器スプレイ冷却 (全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止
(7) 原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備 (1.7/第50条)	運転、起動及び 高温停止	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器の圧力を低下させた炉心を冷却するために必要な設備であり(例:格納容器圧力逃がし装置),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある原子炉の状態を適用する必要がある。	・原子炉格納容器スプレイ冷却 (全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止
(8) 原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備 (1.8/第51条)	運転、起動及び 高温停止	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するためのために必要な原子炉格納容器下部注水設備があり(例:復水移送ポンプ),(6)同様、原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間の原子炉の状態を適用する必要がある。	・原子炉格納容器スプレイ冷却 (全交流動力電源)	運転、起動及び高温停止
(9) 水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備 (1.9/第52条)	運転、起動及び 高温停止	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器における水素爆発による破損を防止する必要がある場合に、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備であり(例:格納容器圧力逃がし装置),原子炉格納容器の破損が発生する可能性のある期間の原子炉の状態を適用する必要がある。	-	-

分類 (技術的査査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
(10) 水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備 (1. 10/第 53 条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換 (原子炉水位が オーバーフロー 水位付近で、か つプールゲート が開の場合、原 子炉内から全燃 料が取出され、 かつプールゲー トが閉の場合を 除く)	炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水 素爆発による損傷を防止する必要がある場合に、水素爆発によ る当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備であ ることから(例: 静的触媒式水素再結合器), 原子炉及び使用済 燃料プール内に燃料を装荷(貯蔵)している期間において待機 が必要な設備である。但し、保有水量が多く他の設備(例: 燃 料プール代替注水系)による注水対応等が可能である場合は除 く。	—	—
(11) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等の ための設備 (1. 11/第 54 条)	使用済燃料プー ルに照射された 燃料を貯蔵して いる期間	使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用 済燃料プールから水の漏えいその他の要因により当該使用 済燃料プールの水位が低下した場合において当該プール内の 燃料等を冷却し、放射線を遮断し、及び臨界を防止するために, 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間にお いて待機が必要な設備である。(例: 可搬型代替注水ポンプ)	・燃料プール冷却浄化系 ・残留熱除去系(燃料プール冷 却モード)	使用済燃料プールに照 射された燃料を貯蔵 している期間
(12) 工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備 (1. 12/第 55 条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料 プール内の燃料等の著しい損傷に至った場合において工場等 外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備であり (例: 放水砲), 原子炉格納容器破損に至る可能性のある原子炉 の状態において、及び使用済燃料プールに照射された燃料を貯 蔵している期間において待機が必要な設備である。	—	—

分類 (技術的査定基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
	重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備であり (例: 可搬型代替注水ポンプ), <u>重大事故等が発生する可能性のある原子炉</u> の状態において、待機が必要な設備である。	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	—	—
(13) 事故時等の収束に必要な水の供給設備 (1.13/第 56 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 (原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開く場合、原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合を除く)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 (常設) 並びに重大事故等対処設備 (設計基準拡張) である原子炉隔離系及び高压炉心、注水系の水源として使用する原子炉の状態を適用する。但し、保有水量が多く他の設備 (例: 燃料プール代替注水系) による注水対応等が可能である場合は除外。	・サブルッシュ・チエンバ・ブール水	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換 (原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開く場合を除く)
(14) 電源設備 (1.14/第 57 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器等の破損、使用済燃料プール内の燃料等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料の著しい損傷を防止するための設備であり (例: 常設代替交流電源設備), 設計基準事故又は重大事故等発生時において電源供給が必要な設備に適用される原子炉の状態となる。	・非常用ディーゼル発電機 ・蓄電池 ・非常用所内電気設備 ・(軽油)タンク、燃料移送ポンプ	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換
(15) 計装設備 (1.15/第 58 条)	各計器ごとの要求される原子炉の状態に従う	重大事故等発生時に、計測機器 (非常用のものを含む) の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要となるパラメータを計測するために有効な情報を把握できることが必要な設備 (例: 復水補給水系流量) である。	・各計器	・各計器の要求される原子炉の状態

分類 (技術的査査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備（又は機能）	左記設備（機能）が 要求される 原子炉の状態
(16) 原子炉制御室 (1. 16/第 59 条)	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるのに必要な設備（被ばく評価において期待している設備以外）であり、当該の設計基準事故対処設備と同様の原子炉の状態となる。（例：可搬型蓄電池内蔵型照明）	—	—
	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換	重大事故等が発生した場合においても運転員がとどまるのに必要な設備（被ばく評価において期待している設備（例：非常用ガス処理系1系列）であり、当該の設計基準事故対処設備（例：中央制御室非常用換気空調系2系列）と同様の原子炉の状態となる。燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の1本の挿入・引抜を除く）	—	運転、起動、高温停止、炉心変更時（原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業時を含む。停止余裕確認後の制御棒の1本の挿入・引抜を除く）
(17) 監視測定設備 (1. 17/第 60 条)	※	重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（周辺海域を含む）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設備であることから、重大事故等が発生する可能性のある原子炉の状態において、待機が必要な設備である。また、常設モニタリング設備が機能喪失した場合に必要な監視測定設備（例：可搬型モニタリングポスト）の原子炉の状態については、当該の常設設備の原子炉の状態と同様となる。	・モニタリングポスト ・放射能観測車 ・気象観測設備	運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換
		重大事故等が発生した場合において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備であり、上記と同様の原子炉の状態で適用される（例：可搬型気象観測装置）。		

分類 (技術的査査基準/ 設置許可基準規則)	適用する 原子炉の状態	適用根拠	喪失を想定する設計基準事故 対処設備 (又は機能)	左記設備 (機能) が 要求される 原子炉の状態
	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまるこ とができるよう適切な措置を講じたもの（長時間の放射性物質 放出に対応する設備）、必要な情報を把握できる設備及び発電 所内外との連絡を行うための設備を設けたものである (例：陽圧化空調設備、緊急時対策所可搬型電源設備)。 <u>(16)原 子炉制御室と同様、重大事故等が発生する可能性のある原子炉 の状態</u> において、待機が必要な設備である。	—	—
(18) 緊急時対策所 (1.18/第61条)	運転、起動、高温 停止、炉心変更 時(原子炉建屋 内で照射された 燃料料に係る作業 時を含む。停止 余裕確認後の制 御棒の1本の挿 入・引抜を除く) ※	重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまるこ とができるよう適切な措置を講じたもの（短期間の放射性物質 放出に対応する設備）である（例：空気ポンベ）。	—	—
(19) 通信連絡を行うために必要な 設備 (1.19/第62条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	重大事故等が発生した場合において原子炉施設内外の連絡を行 うためには必要な設備であり、上記同様、 <u>重大事故等が発生す る可能性のある原子炉の状態</u> において、待機が必要な設備であ る（例：衛星電話設備（可搬型））。	・送受話器（ペーパーライ ン） ・電力保安通信用電話設備 ・テレビ会議システム（社内向 け） ・専用電話設備（ホットライン）	運転、起動、高温停止、 冷温停止及び燃料交換
(20) 共通事項（重大事故等対処設 備） (1.0/第43条)	運転、起動、高温 停止、冷温停止 及び燃料交換	重大事故等が発生し、低圧代替注水系（可搬型）による原子炉 注水、燃料プール代用系（可搬型）による使用済燃料プー ルへのスプレイ並びに原子炉建屋への放水等、発電所に配備し ている可搬型重大事故等対処設備の用途は多岐に渡る。屋外の アクセスルートを確保するためのホイルローダ等については、 これらとの可搬型重大事故等対処設備にそぞぞれ要求される 原子炉の状態において、待機が必要な設備である。	—	—

※：複数プラントを有する発電所において、プラント間で共用する設備としてLCO設定される場合は、「運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換」とする。

関連個所を下線にて示す

第1.4-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
対応手段、対処設備、手順書一覧（1/9）
(重大事故等対処設備（設計基準拡張))

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備（設計基準拡張）	—	残留熱除去系（低圧注水モード）による発電用原子炉の冷却	残留熱除去系ポンプ サプレッションチャンバー 残留熱除去系 熱交換器・配管・弁・ストレーナー※5 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書（微候ベース） 「水位確保」等 非常時操作手順書（設備別） 「残留熱除去系ポンプによる原子炉注水」
		低圧炉心スプレイ系による発電用原子炉の冷却	低圧炉心スプレイ系ポンプ サプレッションチャンバー 低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スパージャ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書（微候ベース） 「水位確保」等 非常時操作手順書（設備別） 「低圧炉心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」
		残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）による発電用原子炉からの除熱	残留熱除去系ポンプ 原子炉圧力容器 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁 原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ 原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書（微候ベース） 「減圧冷却」等 非常時操作手順書（設備別） 「残留熱除去系ポンプによる原子炉停止時冷却運転」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

※5：残留熱除去系（低圧注水モード）は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/9)

(発電用原子炉運転中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	残留熱除去系 (低圧注水モード)	低圧代替注水系(常設(復水移送ポンプ))による発電用原子炉の冷却	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等
	低圧炉心スプレイ系		非常用交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(設備別) 「復水移送ポンプによる原子炉注水」
		低圧代替注水系(常設(直流駆動低圧注水系ポンプ))による発電用原子炉の冷却	直流駆動低圧注水系ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管 直流駆動低圧注水系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁・スページャ 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替直流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等
				非常時操作手順書(設備別) 「直流駆動低圧注水系ポンプによる原子炉注水」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (3/9)

(発電用原子炉運転中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	残留熱除去系 (低圧注水モード) 低圧炉心スプレイ系	低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却	大容量送水ポンプ (タイプI) ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース・注水用ヘッダ・接続口 ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 燃料補給設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1
			非常用交流電源設備 ※2	重大事故等対応拡張(設計基準拡張)
			淡水貯水槽(No.1) ※1, ※4 淡水貯水槽(No.2) ※1, ※4	自主対策設備
	代替循環冷却系による発電用原子炉の冷却	代替循環冷却系による発電用原子炉の冷却	代替循環冷却ポンプ サプレッションチェンバ 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3 原子炉補機代替冷却水系 ※3 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 非常時操作手順書(設備別) 「代替循環冷却ポンプによる原子炉注水」
			ろ過水ポンプ ろ過水タンク ろ過水系 配管・弁 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2	自主対策設備
			ろ過水ポンプによる発電用原子炉の冷却	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等 非常時操作手順書(設備別) 「ろ過水ポンプによる原子炉注水」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (4/9)

(発電用原子炉運転中のサポート系故障)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
サポート系故障	全交流動力電源 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)	残 留 熱 除 去 系 (低 圧 注 水 モ ード) の復 旧	原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等
	残留熱除去系ポンプ サプレッションチャンバ 残留熱除去系 熱交換器・配管・弁・ストレーナ ※5 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3		非常時操作手順書(設備別) 「残留熱除去系ポンプによる原子炉注水」	
	常設代替交流電源設備による 低圧炉心スプレイ系ポンプの復旧	原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(微候ベース) 「水位確保」等	
	低圧炉心スプレイ系ポンプ サプレッションチャンバ 低圧炉心スプレイ系 配管・弁・ストレーナ・スページャ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3	非常時操作手順書(設備別) 「低圧炉心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」		

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (5/9)

(溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	低圧代替注水系(常設(復水移送ポンプ)による残存溶融炉心の冷却)	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁	非常時操作手順書(シビアアクシデント) 「注水ストラテジー-4」 非常時操作手順書(設備別) 「復水移送ポンプによる原子炉注水」
			大容量送水ポンプ(タイプI) ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッダ・接続口 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 燃料補給設備 ※2 淡水貯水槽(No.1) ※1, ※4 淡水貯水槽(No.2) ※1, ※4 残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁	非常時操作手順書(シビアアクシデント) 「注水ストラテジー-4」 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (6/9)

(溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書	
溶融炉心が原子炉圧力容器内に残存する場合	—	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却	代替循環冷却ポンプ サプレッションチャンバー 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	重大事故等対処設備	非常時操作手順書（シビアアクシデント） 「注水ストラテジー4」 非常時操作手順書（設備別） 「代替循環冷却ポンプによる原子炉注水」
		ろ過水ポンプによる冷却	原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。） ※3 非常用取水設備 ※3	重大事故等対処設備（設計基準拡張）	
			残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁	自主対策設備	
		ろ過水ポンプによる冷却	ろ過水ポンプ ろ過水タンク ろ過水系 配管・弁 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 残留熱除去系ヘッドスプレイ 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2	自主対策設備	非常時操作手順書（シビアアクシデント） 「注水ストラテジー4」 非常時操作手順書（設備別） 「ろ過水ポンプによる原子炉注水」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

※5：残留熱除去系（低圧注水モード）は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (7/9)

(発電用原子炉停止中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書	
フロントライン系故障	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)による発電用原子炉の冷却	復水移送ポンプ 復水貯蔵タンク ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 高圧炉心スプレイ系 配管・弁 燃料プール補給水系 弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 所内常設蓄電式直流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	重大事故等対処設備	非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書(設備別) 「復水移送ポンプによる原子炉注水」
		低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却	非常用交流電源設備 ※2	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	
		低圧代替注水系(可搬型)による発電用原子炉の冷却	大容量送水ポンプ(タイプI) ※1 ホース延長回収車 ※1 ホース・注水用ヘッダ・接続口 ※1 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 常設代替交流電源設備 ※2 可搬型代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2 燃料補給設備 ※2	重大事故等対処設備	非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ(タイプI)による原子炉注水」 「大容量送水ポンプによる送水」 ※1
			非常用交流電源設備 ※2	重大事故等対処設備(設計基準拡張)	
			淡水貯水槽(No.1) ※1, ※4 淡水貯水槽(No.2) ※1, ※4	自主対策設備	

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (8/9)

(発電用原子炉停止中のフロントライン系故障時)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
フロントライン系故障	残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)	代替循環冷却ポンプ による発電用原子炉の冷却	代替循環冷却ポンプ サプレッションチャンバー 残留熱除去系熱交換器 残留熱除去系 配管・弁・ストレーナ 原子炉圧力容器 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3 原子炉補機代替冷却水系 ※3 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2 代替所内電気設備 ※2	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書 (設備別) 「代替循環冷却ポンプによる原子炉注水」
		ろ過水ポンプ による発電用原子炉の冷却	ろ過水ポンプ ろ過水タンク ろ過水系 配管・弁 補給水系 配管・弁 残留熱除去系 配管・弁 原子炉圧力容器 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等 非常時操作手順書 (設備別) 「ろ過水ポンプによる原子炉注水」
		原子炉冷却材浄化系による 発電用原子炉から の除熱	原子炉冷却材浄化系ポンプ 原子炉圧力容器 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器 原子炉再循環系 配管 原子炉冷却材浄化系 配管・弁 復水給水系 配管・弁・スパージャ 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3 非常用交流電源設備 ※2 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書 (プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」 非常時操作手順書 (設備別) 「原子炉冷却材浄化系による原子炉除熱」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）

※5：残留熱除去系（低圧注水モード）は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (9/9)

(発電用原子炉停止中のサポート系故障)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
サポート系故障	全交流動力電源 原子炉補機冷却水系 (原子炉補機冷却海水系を含む。)	常設代替交流電源設備による (原子炉停止時冷却モード)の 残留熱除去系の 復旧	原子炉補機代替冷却水系 ※3 常設代替交流電源設備 ※2	非常時操作手順書(プラント停止中) 「崩壊熱除去機能喪失」等
			残留熱除去系ポンプ 原子炉圧力容器 残留熱除去系 配管・弁 残留熱除去系熱交換器 原子炉再循環系 配管・弁・ジェットポンプ 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。) ※3 非常用取水設備 ※3	非常時操作手順書(設備別) 「残留熱除去系ポンプによる原子炉停止時冷却運転」

※1：手順は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※4：「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解釈】1b) 項を満足するための代替淡水源(措置)

※5：残留熱除去系(低圧注水モード)は熱交換機能に期待しておらず、熱交換器は流路としてのみ用いる。

第1.14-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

対応手段、対処設備、手順書一覧 (1/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	—	非常用交流電源設備による給電	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 非常用ディーゼル発電設備燃料ダイタンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料ダイタンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ 非常用ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機～非常用高圧母線 2H 系電路	非常時操作手順書（設備別） 「M/C C(D)母線受電」 非常時操作手順書（設備別） 「M/C H 母線受電」
			軽油タンク 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	重大事故等対処設備

対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
重大事故等対処設備 (設計基準拡張)	—	非常用直流電源設備による給電	125V 蓄電池 2H ^{※1} 125V 充電器 2H 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H ~125V 直流主母線盤 2H 電路	重大事故等対処設備 (設計基準拡張)
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	常設代替交流電源設備 による給電	125V 蓄電池 2A ^{※1} 125V 蓄電池 2B ^{※1} 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ~125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ~125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路	重大事故等対処設備

※1 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (3/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替交流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失)	可搬型代替交流電源設備による給電	電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～非常用高压母線2C系及び非常用高压母線2D系電路 電源車接続口（原子炉建屋）～緊急用低压母線2G系電路	重大事故等対処設備 重大事故等対処設備
		号炉間電力融通設備による給電	号炉間電力融通ケーブル（常設） 号炉間電力融通ケーブル（可搬型） 号炉間電力融通ケーブル（常設）～非常用高压母線2C系又は非常用高压母線2D系電路 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）～非常用高压母線2C系又は非常用高压母線2D系電路	非常時操作手順書（設備別） 「M/C C (D) 母線受電」 重大事故等対処設備 重大事故等対処設備 「M/C C (D) 母線受電」
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備 (全交流動力電源喪失) 非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備による給電	125V蓄電池2A ^{※1} 125V蓄電池2B ^{※1} 125V充電器2A 125V充電器2B 125V蓄電池2A及び125V充電器2A～125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B～125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1電路	重大事故等対処設備 重大事故等対処設備
		常設代替直流電源設備による給電	125V代替蓄電池 250V蓄電池 ^{※1} 125V代替蓄電池～125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路 250V蓄電池～250V直流主母線盤電路	重大事故等対処設備 重大事故等対処設備 「125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 重大事故等対処設備 「250V蓄電池による250V直流主母線盤への給電」

※1 125V蓄電池2A, 125V蓄電池2B及び250V蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (4/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書
代替直流電源設備による給電	<u>非常用交流電源設備</u> (全交流動力電源喪失) <u>非常用直流電源設備</u> (常設直流電源系統喪失)	可搬型代替直流電源設備による給電	125V 代替蓄電池 <u>250V 蓄電池^{※1}</u> 125V 代替充電器 <u>250V 充電器</u> 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 250V 蓄電池及び 250V 充電器～250V 直流主母線盤電路 電源車～電源車接続口（原子炉建屋）電路 電源車接続口（原子炉建屋）～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 電源車接続口（原子炉建屋）～250V 直流主母線盤電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A-1 (2B-1) への給電」 非常時操作手順書（設備別） 「250V 蓄電池による 250V 直流主母線盤への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による 125V 代替充電器及び 250V 充電器への給電 (G 母線接続)」

※1 250V 蓄電池からの給電は、運転員による操作不要の動作である。

対応手段、対処設備、手順書一覧 (5/5)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備	手順書	
代替直流電源設備による給電	非常用交流電源設備(全交流動力電源喪失) 所内常設蓄電式直流電源設備(常設直流電源系統喪失, 可搬型交流電源設備の電源車から給電喪失)	125V代替充電器用電源車接続設備による給電	125V代替充電器 代替直流電源用切替盤 代替直流電源用変圧器 電源車 軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース 電源車～電源車接続口（制御建屋）電路 電源車接続口（制御建屋）～125V直流主母線盤2A-1 及び125V直流主母線盤2B-1電路	非常時操作手順書（設備別） 「125V代替蓄電池による125V直流主母線盤2A-1(2B-1)への給電」 重大事故等対応要領書 「電源車による125V代替充電器への給電（125V代替直流電源切替盤接続）」	
代替所内電気設備による給電	非常用所内電気設備	代替所内電気設備による給電	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線2F系 緊急用高圧母線2G系 緊急用動力変圧器2G系 緊急用低圧母線2G系 緊急用交流電源切替盤2G系 緊急用交流電源切替盤2C系 緊急用交流電源切替盤2D系 非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系	重大事故等対応設備	非常時操作手順書（設備別） 「緊急用G母線受電」 重大事故等対応要領書 「緊急用G母線受電」
燃料補給	—	燃料補給設備による補給	軽油タンク ガスタービン発電設備軽油タンク タンクローリー 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ホース	重大事故等対応設備	重大事故等対応要領書 「燃料補給設備による給油」

(非常用炉心冷却系その1)

第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は表39-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系（格納容器スプレイ系）を動作不能とはみなさない。

(省略)

(非常用炉心冷却系その2)

第40条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備および原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系の動作不能とはみなさない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

(省略)

(非常用ディーゼル発電機その1)

第59条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機^{*1*2*3}は表59-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

(非常用ディーゼル発電機その2)

第60条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、非常用ディーゼル発電機^{*1*2*3}は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

(直流電源その1)

第62条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{*1*2}は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

(直流電源その 2)

第 6 3 条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源^{※1}^{※2}は表 6 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。

(省略)

名 称	250V 蓄電池	
容 量	Ah/組	6000(10時間率)
個 数	組	1(1組当たり 232 個)
【設定根拠】		
(概要)		
・重大事故等対処設備		
重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 蓄電池は、以下の機能を有する。		
250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。		
系統構成は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合に、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として 250V 蓄電池を使用し、1 時間後に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流負荷を切り離すことにより、24 時間にわたり、重大事故等時の対応に必要な設備に直流電力の供給を行うことが可能な設計とする。		
1. 容量の設定根拠		
重大事故等時に使用する 250V 蓄電池の容量は、必要な負荷以外を切り離すことにより 24 時間以上、直流負荷へ電力を供給できる容量を以下の通り算出し、6000Ah/組とする。		
<u>250V 蓄電池の容量の算出に用いる負荷を表 1-1 に示す。また、切り離しを行う直流負荷リストを表 1-2 に示す。</u>		

表 1-1 250V 蓄電池負荷

負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	0～ 1分	1～ 30分	30～ 31分	31～ 70分 ^{*1}	70～ 270分	270～ 340分	340～ 341分	341～ 400分
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	—	412	206	206	—	412	206
その他負荷 ^{*2}	1641	771	771	771	—	—	—	—
合計	1641	771	1183	977	206	—	412	206
負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	400～ 470分	470～ 471分	471～ 530分	530～ 600分	600～ 601分	601～ 660分	660～ 730分	730～ 731分
直流駆動低圧注水系ポンプ	—	412	206	—	412	206	—	412
その他負荷 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	412	206	—	412	206	—	412
負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	731～ 790分	790～ 860分	860～ 861分	861～ 920分	920～ 990分	990～ 991分	991～ 1050分	1050～ 1120分
直流駆動低圧注水系ポンプ	206	—	412	206	—	412	206	—
その他負荷 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	206	—	412	206	—	412	206	—
負荷名称	負荷電流 (A) と 運転時間 (分)							
	1120～ 1121分	1121～ 1180分	1180～ 1250分	1250 1251分	1251～ 1310分	1310～ 1380分	1380～ 1381分	1381～ 1440分
直流駆動低圧注水系ポンプ	412	206	—	412	206	—	412	206
その他負荷 ^{*2}	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	412	206	—	412	206	—	412	206

注記*1：事象発生後 1 時間(60 分)から不要な負荷を順次切り離すが、作業時間を考慮し、容量計算では 1 時間 10 分(70 分)まで給電を継続するものとする。

*2：使用を想定しない負荷を切り離す。切り離し対象の負荷リストは表 1-2 に示す。

表 1-1 の負荷電流により下記の式を用いて必要容量を計算する。

$$C_t = \frac{1}{L} [K_1 I_1 + K_2 (I_2 - I_1) + K_3 (I_3 - I_2) + \dots + K_n (I_n - I_{n-1})]$$

C_t : 必要容量(Ah/組)

L : 保守率 = 0.8(単位なし)

K_n : 容量換算時間 (時)

I_n : 負荷電流(A)

サフィックス 1, 2, 3, ..., n : 負荷電流の変化の順に付番する。

(参考文献：電池工業会規格「据置蓄電池の容量算出法」(SBA S 0601-2014))

250V 蓄電池の必要容量は、計算すると以下の通りとなる。

・ 250V 蓄電池の容量計算結果

$$\begin{aligned}
 C_{1440} = & \frac{1}{0.8} [23.89 \times 1641 + 23.87 \times (771 - 1641) + 23.39 \times (1183 - 771) \\
 & + 23.37 \times (977 - 1183) + 22.72 \times (206 - 977) + 19.39 \times (0 - 206) \\
 & + 18.22 \times (412 - 0) + 18.21 \times (206 - 412) + 17.22 \times (0 - 206) \\
 & + 16.06 \times (412 - 0) + 16.04 \times (206 - 412) + 15.06 \times (0 - 206) \\
 & + 13.89 \times (412 - 0) + 13.87 \times (206 - 412) + 12.89 \times (0 - 206) \\
 & + 11.72 \times (412 - 0) + 11.71 \times (206 - 412) + 10.72 \times (0 - 206) \\
 & + 9.67 \times (412 - 0) + 9.66 \times (206 - 412) + 8.94 \times (0 - 206) \\
 & + 7.99 \times (412 - 0) + 7.97 \times (206 - 412) + 7.2 \times (0 - 206) \\
 & + 6.16 \times (412 - 0) + 6.14 \times (206 - 412) + 5.3 \times (0 - 206) \\
 & + 4.21 \times (412 - 0) + 4.2 \times (206 - 412) + 3.2 \times (0 - 206) \\
 & + 1.85 \times (412 - 0) + 1.83 \times (206 - 412)] \\
 = & 4599.9 \approx 4600 \text{Ah/組}
 \end{aligned}$$

よって、重大事故等時に使用する 250V 蓄電池の容量は、4600 Ah/組を上回る 6000 Ah/組を有することで、1 時間後に中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流負荷を切り離すことにより、1440 分以上(24 時間以上)，直流負荷へ電力を供給することが可能である。

表 1-2 250V 蓄電池切り離し対象負荷リスト

操作場所	用途名称	使用時間 (容量計算上の運転時間)	分類*
250V 直流主母線盤	主タービン非常用油ポンプ	1 時間 (0~70 分)	②
	プロセス計算機用 CVCF 2A		③
	プロセス計算機用 CVCF 2B		③
	タービン駆動原子炉給水ポンプ(A) 非常用油ポンプ		②
	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B) 非常用油ポンプ		②
	非常用密封油ポンプ		②
	タービン発電機初期励磁電源		②

注記*：切り離し負荷の分類は以下のとおり。

- ①パラメータ確認終了後は使用しないため。
- ②原子炉・タービントリップしているため。
- ③全交流動力電源喪失状態であり、使用を期待しないため。
- ④常用系負荷のため。
- ⑤事象発生 8 時間以降の対策で使用を想定しないため。

2. 個数の設定根拠

250V 蓄電池は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数として 1 組 (1 組当たり 232 個) 設置する。

2.5.29 250V 充電器

名 称		<u>250V 充電器</u>
容 量	A/個	400(定格電圧250V)
個 数	一	1

【設定根拠】

(概要)

重大事故等時にその他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する 250V 充電器は、以下の機能を有する。

250V 充電器は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合又は交流電源及び直流電源が喪失した場合に、可搬型代替交流電源設備である電源車を電源車接続口に接続し、メタルクラッドスイッチギア（緊急用）から動力変圧器（緊急用）、パワーセンタ（緊急用）及びモータコントロールセンタ（緊急用）を介して 250V 充電器へ接続することにより、250V 直流主母線盤へ電力を供給できる設計とする。

250V 充電器の電圧は、下流に設置されている 250V 直流主母線盤の電圧と同じ 250V とする。

1. 容量の設定根拠

250V 充電器は、上流に設置されるモータコントロールセンタ（緊急用）の容量を下流に設置される 250V 直流主母線盤へ供給できる設計とする。

250V 充電器の容量は、250V 蓄電池による 24 時間給電以降において、負荷切離しを行わずに供給できる容量を基に設計する。

250V 充電器の容量は、添付書類「VI-1-1-4-8-1-2-1-3 設定根拠に関する説明書（電力貯蔵装置 250V 蓄電池）」の表 1-1 に示す、250V 蓄電池による 24 時間給電以降において連続的に給電される負荷電流 206A と充電電流 150A の合計 356A に対し十分な余裕を有する 400A/個とする。

2. 個数の設定根拠

250V 充電器は、重大事故等対処設備として炉心の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な個数である 1 個設置する。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-24-0001_改1
提出年月日	2021年1月21日

遠隔手動弁操作設備に関する基本設計方針の整理結果について

1. 概要

重大事故等対処設備における遠隔手動弁操作設備を用いる系統のうち、原子炉格納容器フィルタベント系は使用時の排出経路に設置される隔離弁について、条文要求^{*1}も踏まえこれらに関する遠隔手動弁操作設備を基本設計方針に記載している。一方、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系、燃料プール代替注水系、燃料プールスプレイ系及び低圧代替注水系（以下「注水系」という。）の遠隔手動弁操作設備については条文要求がなく基本設計方針に記載していない。このため、注水系の遠隔手動弁操作設備について技術的能力^{*2}のタイムチャートにおける必要性を整理することで基本設計方針への記載要否を整理する。

注記*1：技術基準規則第63条及び第65条

*2：原子炉設置変更許可申請書添付書類十「5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」

2. 必要性の整理

遠隔手動弁操作設備対象弁（以下「対象弁」という。）について、要求事項を整理したものを表1に、遠隔手動弁操作設備による対象弁（No.5～12）の操作を見込んだ技術的能力のタイムチャートの代表例を図1に示す。なお、対象弁（No.1～4）については、条文要求により遠隔手動弁操作設備が必須であることから、タイムチャート検討の対象外とする。

(1) 対象弁（No.1～4）について

表1における対象弁（No.1～4）については、条文要求にもある人力で容易かつ確実に操作するため遠隔手動弁操作設備を設置することとしており、また、対象弁が二次格納施設内に設置されていることから、現場操作時の放射線防護の観点より、遠隔手動弁操作設備は必須である。

(2) 対象弁（No.5～12）について

表1における対象弁（No.5～12）には条文要求がなく、また、二次格納施設外に設置されているため現場操作時の放射線防護は必要ないが、弁操作は、遠隔手動弁操作設備を使用する場合と弁設置場所で行う場合の二通りがあり、技術的能力のタイムチャートについて、遠隔手動弁操作設備の有無による成立性を確認する。

a. 遠隔手動弁操作設備を使用する場合

図1のタイムチャートは、屋外に設置している遠隔手動弁操作設備を使用した場合の積み上げとしている。

b. 弁設置場所で操作を行う場合

- (a) 図1のタイムチャートにおいて、遠隔手動弁操作設備の操作は重大事故等対応要員D～Fによる図中①「送水準備・送水（水張り、系統監視）」に包含される。
- (b) ①「送水準備・送水（水張り、系統監視）」の主な作業は「遠隔手動弁操作設備の操作」「大容量送水ポンプによる水張り（注水用ヘッダの弁操作）」であるが、全体の作業時間80分には大容量送水ポンプ（タイプI）起動待ち時間及び各作業時間の裕度も含まれており、重大事故等対応要員D～Fが弁設置場所まで移動して対象弁を直接操作しても技術的能力のタイムチャートに影響を及ぼさないことから、遠隔手動弁操作設備は必須ではない。
- (c) 上記に加え、重大事故等対応要員D～Fが①「送水準備・送水（水張り、系統監視）」を実施している際、重大事故等対応要員G～Iは現場待機中であることから増援することも可能であり、人的余裕もある。

3. 結論

- 原子炉格納容器フィルタベント系の遠隔手動弁操作設備は、放射線防護要求等により必須の設備であることから、基本設計方針への記載は現状のとおり必要と整理した。
- 注水系の対象弁は、二次格納施設外に設置されていることから放射線防護は必要なく、対象弁を直接操作しても、技術的能力のタイムチャートに影響を及ぼさないことから基本設計方針への記載は行わないこととした。

なお、注水系の遠隔手動弁操作設備について、自主対策設備として位置付けることから、保安規定に定める重大事故等発生時に係る成立性確認訓練においては、遠隔手動弁操作設備を使用しないプロセスで実施する。

表 1 遠隔手動弁操作設備対象弁リスト

No.	系統名	弁番号	弁名称	設置場所 「内」又は「外」	操作場所 「内」又は「外」	操作における要求事項			基本設計方針への記載 の必要性	放射線防護 の影響確認 の必要性	タイムチャート の記載要否
						基本設計方針 への記載	条文要求	操作における要求事項			
1	原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F019	ドライウェルベント用出口隔壁弁	内	外	有	有	有	不要	要	
2	原子炉格納容器フィルタベント系	T48-F022	サブレッシュジョンチエンバベント用出口隔壁弁	内	外	有	有	有	不要	要	
3	原子炉格納容器フィルタベント系	T63-F001	原子炉格納容器フィルタベント系ベントライン隔壁弁(A)	内	外	有	有	有	不要	要	
4	原子炉格納容器フィルタベント系	T63-F002	原子炉格納容器フィルタベント系ベントライン隔壁弁(B)	内	外	有	有	有	不要	要	
5	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	E11-F063A	RHR A 系格納容器代替スプレイ注入元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
6	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系	E11-F063B	RHR B 系格納容器代替スプレイ注入元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
7	燃料プール代替注水系	G41-F051	FPC 建屋北側燃料プール代替注水元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
8	燃料プール代替注水系	G41-F053	FPC 建屋東側燃料プール代替注水元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
9	燃料プールスプレイ系	G41-F055	FPC 建屋北側燃料プールスプレイ元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
10	燃料プールスプレイ系	G41-F057	FPC 建屋東側燃料プールスプレイ元弁	外	外	無	無	無	要	不要	
11	低圧代替注水系	P13-F172	緊急時原子炉北側外部注水入口弁	外	外	無	無	無	要	不要	
12	低圧代替注水系	P13-F175	緊急時原子炉東側外部注水入口弁	外	外	無	無	無	要	不要	

手順の項目	要員 (数)	経過時間 (時間)										備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
運転員（中央制御室）A	1	電源確認										
			保管場所への移動									
重大事故等対応要員B～C	3											
燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】												
重大事故等対応要員D～F	3											
重大事故等対応要員G～I	3											
		①										

注：時間的余裕が最も少ない作業を代表例として記載する。

図1 技術的能力におけるタイムチャート（代表例）

保安規定比較表

表 6 6 - 8 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 6 6 - 8 - 1 静的触媒式水素再結合器	柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 1 月 9 日施行）
(1) 運転上の制限	
(1) 運転上の制限	
項目	運転上の制限
静的触媒式水素再結合器	静的触媒式水素再結合器の所要数が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転	静的触媒式水素再結合器	5 6 個
起動		
高温停止		
低温停止		
燃料交換※1	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	※2

※1 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※2 : 「6 6 - 1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定事検停上時	原子炉 GM
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 ^{※3} 及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長

※3 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを確認する。	定事検停上時	原子炉課長
2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止 ^{※3} 及び燃料交換 ^{※3} において、所要数の静的触媒式水素再結合器が動作可能であることを外観点検により確認する。	1 ヶ月に 1 回	発電課長

※3 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置		女川 2 号炉案					
(3) 要求される措置		差異理由					
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置		
運転起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合	A 1. 当直長は、低圧注水系 2 系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、その他設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	運転 起動 高温停止	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合	A1. 発電課長は、低圧注水系 3 系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ と共に、その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。 A3. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 完了時間	速やかに 完了時間
	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。		B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間	24 時間 36 時間
冷温停止 燃料交換※ ⁷	A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、第 40 条で要求される非常用炉心冷却系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁸ 。		A. 動作可能な静的触媒式水素再結合器が所要数を満足しない場合	A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第 40 条で要求される非常用炉心冷却系 1 系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁸ 。	速やかに 完了時間	速やかに 完了時間
		A 3. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。 A 4. 当直長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であること及び水温が 65 ℃以下であることを確認する。			A3. 発電課長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する。 A4. 発電課長は使用済燃料プール水位がオーバーフロー水位付近であることおよび水温が 65 ℃以下であることを確認する。	速やかに 完了時間	速やかに 完了時間
		※ 4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※ 5 : 残りの低圧注水系 1 系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※ 4 : 運転中ポンプにより確認する。 ※ 5 : 非常用ディーゼル発電機 2 台 (A 系および B 系)、原子炉補機冷却水系 2 系列および原子炉補機冷却海水系 2 系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	速やかに 完了時間	速やかに 完了時間
		※ 6 : 原子炉建屋トップベントをいう。 ※ 7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合			※ 6 : 原子炉建屋ベント設備をいう。 ※ 7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	速やかに 完了時間	速やかに 完了時間
		※ 8 : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。			※ 8 : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視		6 6 - 8 - 2 原子炉建屋内の水素濃度監視	
(1) 運転上の制限		運転上の制限	
項目	項目	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること
適用される原子炉の状態	動作可能な備 設	適用される原子炉の状態	動作可能な備 設
運 転	起 動	運 転	起 動
起 動	高温停止	起 動	高温停止
高温停止	低温停止	高温停止	低温停止
低温停止	燃料交換※ ¹	燃料交換※ ¹	燃料交換※ ¹
※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。		※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。	
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合		(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合	
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	項目	項目	項目
2. チャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御GM	計測制御課長
1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、低温停止、冷温停止 ^{および} 燃料交換※ ¹ において、動作不能でないことを指示により確認する。	1ヶ月に1回	当直長	1ヶ月に1回 発電課長
※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。		※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。	
(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合		(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合	
(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合		(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	

保安規定比較表

(3) 要求される措置				差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	(3) 要求される措置		
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合	A 1. 当直長は、他チャンネルの原子炉建屋内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 又は A 1. 2. 当直長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 及び A 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 30日間	A. 動作可能な原子炉建屋水素濃度監視設備がチャンネル数を満足している場合 A1. 1. 発電課長は、他チャンネルの原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 または A1. 2. 発電課長は、静的触媒式水素再結合器動作監視装置が動作可能であることを確認する。 および A2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 30日間
	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備 ³ チャンネル動作不能の場合	B 1. 当直長は格納容器内水素濃度監視装置が動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 又は 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合	完了時間 速やかに 3日間	B. 原子炉建屋燃料取替床の原子炉建屋内水素濃度監視設備 ² チャンネル動作不能の場合 または 原子炉建屋内水素濃度監視設備がすべて動作不能の場合 B1. 発電課長は、原子炉格納容器内の水素濃度監視設備が動作可能であることを確認する。 および B2. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 速やかに 速やかに 3日間
	C. 条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	完了時間 24時間 36時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合 C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	完了時間 24時間 36時間
冷温停止 燃料交換 ^{*2}	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 36時間	A. 動作可能な原子炉建屋内水素濃度監視設備がチャンネル数を満足しない場合 A1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 36時間

*2 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																																																	
表6 6-10 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 6 6-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火		6 6-10-1 大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火																																																	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉建屋放水設備</td> <td>原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）</td> <td>放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1																																								
項目	運転上の制限																																																		
原子炉建屋放水設備	原子炉建屋放水設備が動作可能であること※1																																																		
項目	運転上の制限																																																		
放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）	放水設備（大気への拡散抑制設備）および放水設備（泡消火設備）が動作可能であること※1																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）</td> <td>1台</td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡原液混合装置</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡原液搬送車</td> <td>1台</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料補給設備</td> <td>※2</td> <td>※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	所要数	大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	※1		放水砲	1台	1台		泡原液混合装置	1台	1台		泡原液搬送車	1台	1台		燃料補給設備	※2	※2		<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td>大容量送水ポンプ（タイプII）</td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放水砲</td> <td>放水砲</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>泡消火薬剤混合装置</td> <td>1台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>燃料交換</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	所要数	大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）	※1		放水砲	放水砲	1台		泡消火薬剤混合装置	泡消火薬剤混合装置	1台		冷温停止	冷温停止			燃料交換	燃料交換		
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	所要数																																																
大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）	1台	※1																																																	
放水砲	1台	1台																																																	
泡原液混合装置	1台	1台																																																	
泡原液搬送車	1台	1台																																																	
燃料補給設備	※2	※2																																																	
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	所要数																																																
大容量送水ポンプ（タイプII）	大容量送水ポンプ（タイプII）	※1																																																	
放水砲	放水砲	1台																																																	
泡消火薬剤混合装置	泡消火薬剤混合装置	1台																																																	
冷温停止	冷温停止																																																		
燃料交換	燃料交換																																																		
<p>※1：必要なホースを含む。</p> <p>※2：「6 6-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>		<p>※1：「6 6-19-2 大容量送水ポンプ（タイプII）」において運転上の制限等を定める。</p> <p>※2：「6 6-12-7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。</p>																																																	
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>頻 度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [] MPa[gage]以上、流量が [] m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>1年に1回</td> <td>タービンGM</td> </tr> <tr> <td>2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>3. 放水砲が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻 度	頻 度	担当	1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [] MPa[gage]以上、流量が [] m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	1年に1回	タービンGM	2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻 度</th> <th>頻 度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 放水砲が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻 度	頻 度	担当	1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	防災課長	2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	防災課長	3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	防災課長								
項目	頻 度	頻 度	担当																																																
1. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、吐出圧力 [] MPa[gage]以上、流量が [] m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	1年に1回	タービンGM																																																
2. 大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																
3. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																
4. 泡原液混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																
5. 泡原液搬送車が使用可能であること及び泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																																																
項目	頻 度	頻 度	担当																																																
1. 放水砲が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	防災課長																																																
2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	防災課長																																																
3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。	3ヶ月に1回	3ヶ月に1回	防災課長																																																

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由		
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転起動 高温停止	A. 原子炉建屋放水 設備が動作不能 の場合	<p>A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。^{※3}とともに、その他の設備^{※4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること^{及び}水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに	<p>A. 放水設備(大気への拡散抑制設備) または放水設備 (泡消火設備)が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する^{※3}とともに、その他の設備^{※4}が動作可能であることを確認する。</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること^{および}水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A4. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>A. 放水設備(大気への拡散抑制設備) または放水設備 (泡消火設備)が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	3日間	<p>3日間</p> <p>10日間</p> <p>10日間</p> <p>24時間</p>	
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間		<p>B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>および</p> <p>A. 放水設備(大気への拡散抑制設備) または放水設備 (泡消火設備)が動作不能の場合</p> <p>冷温停止 燃料交換</p>	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>	24時間	
冷温停止 燃料交換	A. 原子炉建屋放水 設備が動作不能 の場合	<p>A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること^{及び}水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	速やかに		<p>A. 放水設備(大気への拡散抑制設備) または放水設備 (泡消火設備)が動作不能の場合</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること^{および}水温が65°C以下であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>			
								<p>※3 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p> <p>※4 : 残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※5 : 代替品の補充等をいう。</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
6 6 – 1 0 – 2 海洋への放射性物質の拡散抑制		6 6 – 1 0 – 2 海洋への放射性物質の拡散抑制		TS-25 6 6 – 1 0 – 2 海洋への放射性物質の拡散抑制
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
海洋拡散抑制設備	所要数が使用可能であること	海洋への拡散抑制設備 (シルトフェンス)	所要数が使用可能であること	
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	小型船舶（汚濁防止膜設置用） 放水口側汚濁防止膜※ ₁	運 転	起 動	所要数
起 動	1 台	起 動	高溫停止	
高溫停止	1 4 本	高溫停止	冷溫停止	
冷溫停止		冷溫停止	燃料交換	
燃料交換	2 4 本	燃料交換		
放射性物質吸着材	4 0 8 0 k g ※ ₃	放射性物質吸着材		
※ 1 : 北放水口側（高さ 6 m × 幅 2 0 m）		※ 1 : 南側排水路排水樹用（高さ 5 m × 幅 5 m）: 2 本, タービン補機放水ピット用（高さ 7 m × 幅 5 m）:		
※ 2 : 5号炉、6号炉及び7号炉取水口側（高さ 8 m × 幅 2 0 m）		※ 2 : 北側排水路排水樹用（高さ 6 m × 幅 11 m）: 2 本, 取水口用（高さ 12 m × 幅 20 m）: 6 本		
※ 3 : 6号及び7号炉雨水排水路集水樹用（1 0 2 0 k g × 2）、5号雨水排水路集水樹用（5 1 0 k g × 3）				
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	頻 度	項目	頻 度	担当
1. 汚濁防止膜について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観検査により確認する。	3ヶ月に1回	防災課長
2. 小型船舶（汚濁防止膜設置用）について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理 GM	モバイル 設備管理 GM	
3. 放射性物質吸着材について、所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理 GM	モバイル 設備管理 GM	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由		
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	完了時間	差異理由
運転起動 高温停止	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系1系列を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. 発電課長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることおよび水温が65°C以下であることを確認する。	速やかに	速やかに	可能であるため、放射性物質吸着材を自主対策設備としている。)
	及び	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。						・女川では、放射性物質吸着材をD設備と記載しているため記載（放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置する）ことでの放散抑制対策が可能であるため、放射性物質吸着材を自主対策設備としている。)
	及び	A 2. 当直長は、高溫停止にする。						・女川では、放射性物質吸着材をD設備と記載（放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置する）ことでの放散抑制対策が可能であるため、放射性物質吸着材を自主対策設備としている。)
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高溫停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	10日間 24時間 36時間				10日間 24時間 36時間		
冷温停止 燃料交換	A. 海洋拡散抑制設備が所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること及び水温が65°C以下であることを確認する。 A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A. 海洋への拡散抑制設備（シルトフェンス）が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、冷温停止にする。	速やかに	速やかに	※2 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※3 : 残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
	及び							※4 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
	及び							※5 : 代用品の補充等をいう。
								※6 : 代用品の補充等をいう。
								※7 : 放射性物質吸着材をいう。
								※8 : 残りの残留熱除去系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
								※9 : 代用品の補充等をいう。
								※10 : 放射性物質吸着材をD設備と記載（放水砲による放水開始前にシルトフェンスを設置する）ことでの放散抑制対策が可能であるため、放射性物質吸着材を自主対策設備としている。)

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川 2号炉案	差異理由 赤字 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり） 緑字 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし） 下線: 旧条文からの変更箇所
----------------------	---------	---

赤字: 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字: 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線: 旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案	
表6 6-11 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	表6 6-11 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備	TS-25 6 6-1 1 - 1 重大事故等 収束のための水源	差異理由
6 6-1 1-1 重大事故等収束のための水源	6 6-1 1-1 重大事故等収束のための水源		
(1) 運転上の制限			
(1) 運転上の制限		運転上の制限	
重大事故等収束のための水源	重大事故等収束のための水源	復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。 復水貯蔵タンクを除く。	
(2) 運転上の制限			
項目		運転上の制限	
重大事故等収束のための水源	復水貯蔵槽の水量が所要値以上であること※1	復水貯蔵タンクを除く。	
(3) 運転上の制限			
適用される原子炉の状態		設 備	
運 転 起動	復水貯蔵槽	復水貯蔵タンク	所要値 948m ³
高溫停止			
冷温停止 燃料交換※2	復水貯蔵槽	復水貯蔵タンク	622m ³
※1：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合			
(2) 確認事項			
項目		項目	
1. 原子炉の状態が運転、起動、高溫停止、冷温停止及び燃料交換※2において、復水貯蔵槽の水位を確認する。	2 4時間に1回	頻 度 2 4時間に1回	担当 発電課長
※1：原子炉隔離時冷却系又は高压代替注水系の確認運転開始から確認運転終了後24時間までを除く。 ※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合			
※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合			
・女川では、RCIC及びHPCの運転確認時の移送先是、水源である復水貯蔵タンクとなるため、除外規定の記載は不要（別紙 66-11-1 (1) 参照）			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(3) 要求される措置				女川 2号炉案			
適用される原子炉の状態		条件		要求される措置		(3) 要求される措置	
運転	停止	原 子 炉 の 状 態	条 件	適用される原 子 炉 の 状 態	条 件	要求される措置	完了時間
起動	高温停止	A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足しない場合	A 1. 当直長は、サプレッショントンプール水位が規定値以上であることを確認する。 A 2. 当直長は、サプレッショントンプールを水源とした非常用炉心冷却系2系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ³ 。	運転	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、サプレッショントンプール水位が第46条を満足していることを確認する。 A2. 発電課長は、低圧注水系3系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ³ 。	速やかに
		A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。			および	A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。	3日間
		A 4. 当直長は、当該設備の水量を復旧する。			および	A4. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する。	30日間
B.		条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	24時間 36時間
		A. 復水貯蔵槽の水量が所要値を満足しない場合	A 1. 当直長は、当該設備の水量を復旧する措置を速やかに開始する。 A 2. 当直長は、第40条で要求されるサプレッショントンプールを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ³ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁶ 。	冷温停止 燃料交換※ ⁵	A. 復水貯蔵タンクの水量が所要値を満足していない場合	A1. 発電課長は、当該設備の水量を復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、第40条で要求されるサプレッショントンプールを水源とした非常用炉心冷却系について1系列を起動し、動作可能であることを確認する※ ³ とともに、残りの非常用炉心冷却系が動作可能であることを確認する※ ⁶ 。	速やかに
			及び		および	A3. 防災課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。	速やかに
		A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。				※ 3 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※ 3 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
						※ 4 : 可搬型代替注水ポンプ(A-2級)を用いた復水貯蔵槽への移送手段をいい、速やかに復水貯蔵槽へ補給できる体制を整えるため、可搬型代替注水ポンプ(タイプI)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。	※ 4 : 大容量送水ポンプ(タイプI)を用いた復水貯蔵タンクへの供給手段をいい、速やかに復水貯蔵タンクへ補給できる体制を整えたため、大容量送水ポンプ(タイプI)を設置する等の補完措置が完了していることを含む。
						※ 5 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	※ 5 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
						※ 6 : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※ 6 : 「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

6 6 - 1 1 - 2	海水貯蔵槽への移送設備	柏崎刈羽 7号炉（令和 2年 1月 9日施行）
(1) 運転上の制限		
(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	運転上の制限
復水貯蔵槽への 移送設備	淡水貯水池、防火水槽及び海から復水貯蔵槽へ水を移送するため の設備が動作可能であること※1	淡水貯水槽（N o. 1）および淡水貯水槽（N o. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること※1

適用される 原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	可搬型代替注水ポンプ（A-2級）	※3
起 動	大容量送水車（海水取水用）	※4
高溫停止	復水貯蔵槽	※5
冷溫停止		
燃料交換※2	燃料補給設備	※6

※1：動作可能な場合は、当該系統に期待されている機能を達成するための系統構成（接続口を含む）ができることをいう。

※2：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位附近で、かつプールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※3：「6 6 - 1 9 - 1 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）」において運転上の制限等を定める。

※4：「6 6 - 1 1 - 3 海水移送設備」において運転上の制限等を定める。

※5：「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※6：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当
(項目なし)	—	—

6 6 - 1 1 - 2	海水貯蔵タンクへの供給設備	女川 2号炉案	差異理由
TS-25	6 6 - 1 1		
(2) 運転上の制限			
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	運転上の制限	運転上の制限
復水貯蔵槽への 供給設備	淡水貯水槽（N o. 1）および淡水貯水槽（N o. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへの 供給設備	淡水貯水槽（N o. 1）および淡水貯水槽（N o. 2）ならびに海から復水貯蔵タンクへの 供給設備	海水貯蔵タンクへの 供給設備

・女川では、復水貯蔵タンクへの水の供給は大量送水泵（タイプ1）のみで実施し（別紙66-11-2(1)参照），運転上の制限は別表で整理する。

※3：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位附近で、かつプールゲートが開の場合

(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※3：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプ1）」において運転上の制限等を定める。

※4：「6 6 - 1 1 - 1 重大事故等収束のための水源」において運転上の制限等を定める。

※5：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当
(項目なし)	—	—

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(3) 要求される措置				差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	
(3) 要求される措置				
運転起動 高温停止	A. <u>復水貯蔵槽への移送</u> 設備が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、復水貯蔵槽水位が<u>6.6 - 1.1 - 1</u> の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、代替措置※7 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間	<p>A1. <u>復水貯蔵タンクへの供給</u>設備が動作不能の場合</p> <p>6.6 - 1.1 - 1 の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 防災課長は、代替措置※6 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</p>
冷温停止 燃料交換※8	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	24時間	<p>B1. 発電課長は、高温停止にする。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>
	A. <u>復水貯蔵槽への移送</u> 設備が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が<u>5.5m</u>以上となるよう補給する又は<u>5.5m</u>以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、代替措置※7 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	36時間	<p>A1. <u>復水貯蔵タンクへの供給</u>設備が動作不能の場合</p> <p>942m³以上となるよう補給する、または発電課長は、942m³以上であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が942m³以上となるよう補給する、または発電課長は、942m³以上であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 防災課長は、代替措置※6 を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>
				<p>※6 : 代替品の補充等をいう。</p> <p>※7 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。</p> <p>(1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合</p> <p>(2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	
6 6 - 1 1 - 3 海水移送設備	
(1) 運転上の制限	

運転上の制限	
海水移送設備	海水移送設備2系列※1が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	大容量送水車（海水取水用）	1台×2※2
起 動		
高溫停止		
冷溫停止		
燃 料 交 換		※3

※1：1系列とは、大容量送水車（海水取水用）1台及び必要なホースをいう。

※2：大容量送水車（海水取水用）は、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。

※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当
1. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、流量が ████ m ³ /h以上で、吐出圧力が ████ MPa[gage]以上であることを確認する。	1年に1回	原子炉GM
2. 大容量送水車（海水取水用）を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル 設備管理GM

女川2号炉案		
6 6 - 1 1 - 3 海水供給設備		
(1) 運転上の制限	運転上の制限	
海水供給設備	大容量送水ポンプ（タイプI）および大容量送水ポンプ（タイプII）による海水供給が可能であること	
適用される原子炉の状態	設 備	
運 転	大容量送水ポンプ（タイプI）	所要数 ※1
起 動	大容量送水ポンプ（タイプII）	※2
高溫停止		
冷溫停止		
燃 料 交 換	燃料補給設備	※3

※1：「6 6 - 1 9 - 1 大容量送水ポンプ（タイプI）」において運転上の制限等を定める。

※2：「6 6 - 1 9 - 2 大容量送水ポンプ（タイプII）」において運転上の制限等を定める。

※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻 度	担 当
(項目なし)	二	二

・女川では、海水供給は大容量送水ポンプ（タイプI）及び（タイプII）で実施し、運転上の制限は各表で整理する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由		
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な海水移送設備が 2 系列未満 1 系列以上の場合	<p>A 1. 当直長は、残りの海水移送設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>A 2. 当直長は、サブレッショナル・チエンバ水位が第 4 6 条を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 6 6 - 1 1 - 1 の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 4. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 5. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 10 日間 30 日間	運転 起動 高温停止	<p>B 1. 当直長は、サブレッショナル・チエンバ水位が第 4 6 条を満足していることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 6 6 - 1 1 - 1 の所要水位以上であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>B 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>A1. 発電課長は、サブレッショナル水位が 6 6 - 1 1 - 1 の所要値以上でありますことを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水量が 6 6 - 1 1 - 1 の所要値以上であることを確認する。</p>	速やかに 速やかに
	B. 動作可能な海水移送設備が 1 系列未満の場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	3 日間 10 日間				
	C. 条件 A 又は B で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	24 時間 36 時間				

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

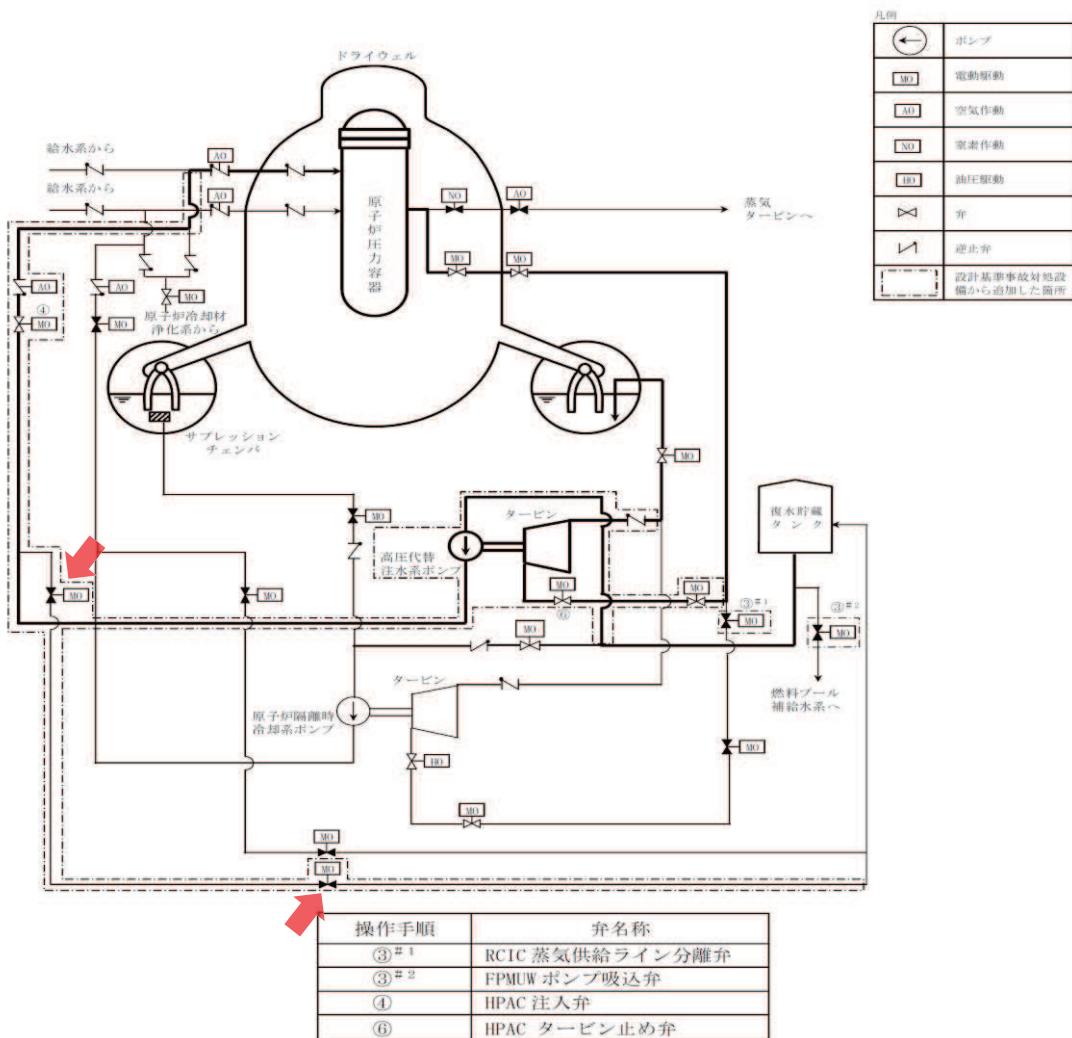
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

		柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）				女川 2号炉案			
		冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な海水移送 設備が2系列 未満の場合	A.1. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する措置を開始す る。 及び A.2. 当直長は、復水貯蔵槽水位が 5. 5m以上となるよう に補給する又は5. 5m以上で あることを確認する。	速やかに	速やかに	冷温停止 燃料交換	A. 海水供給設備が動 作不能の場合	差異理由
									<p>•女川では、代替措置 及び当該系統の復 旧については、66- 19-1 及び 66-19-2 で記載</p> <p>速やかに</p> <p>A1. 防災課長は、復水貯蔵タンクの水量が 942m³以上となるよう に補給する、または発 電課長は、942m³以上で あることを確認す る。</p> <p>速やかに</p> <p>A3. 当直長は、代替措置^{※4}を検討 し、原子炉主任技術者の確認 を得て実施する措置を開始 する。</p>

※4：代替品の補充又は淡水貯水池からの移送が可能であることの確認等をいう。

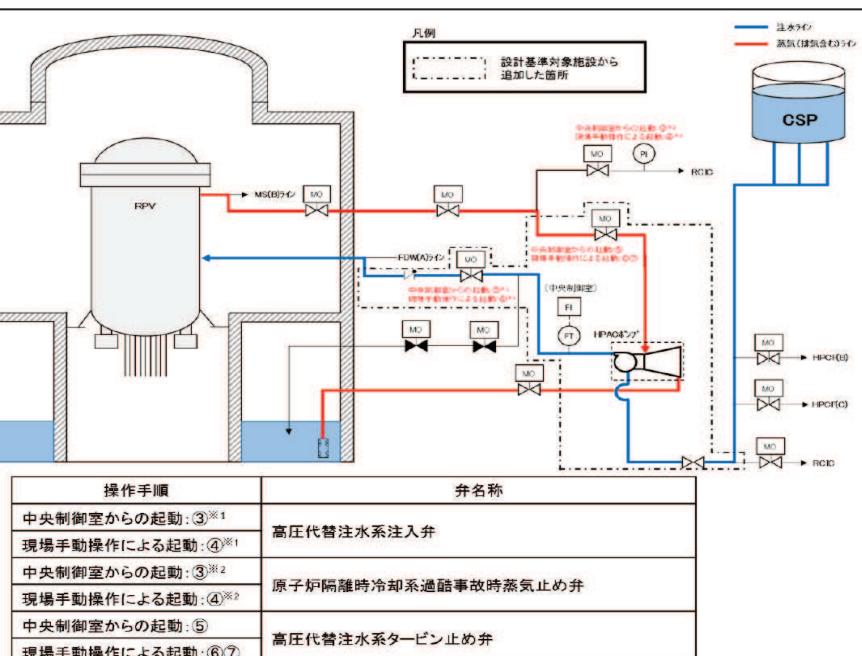
O-2



#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。

第 1.2-4 図 中央制御室からの高圧代替注水系起動 概要図

KK-67

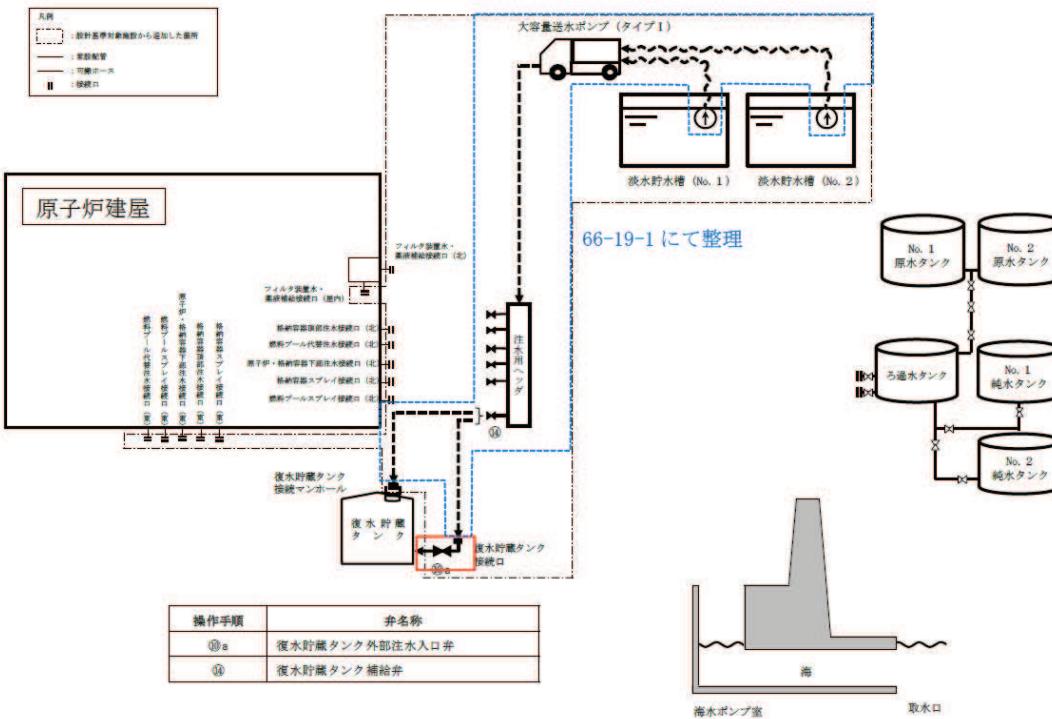


第 1.2.4 図 中央制御室からの高圧代替注水系起動、現場手動操作による高圧代替注水系起動 概要図

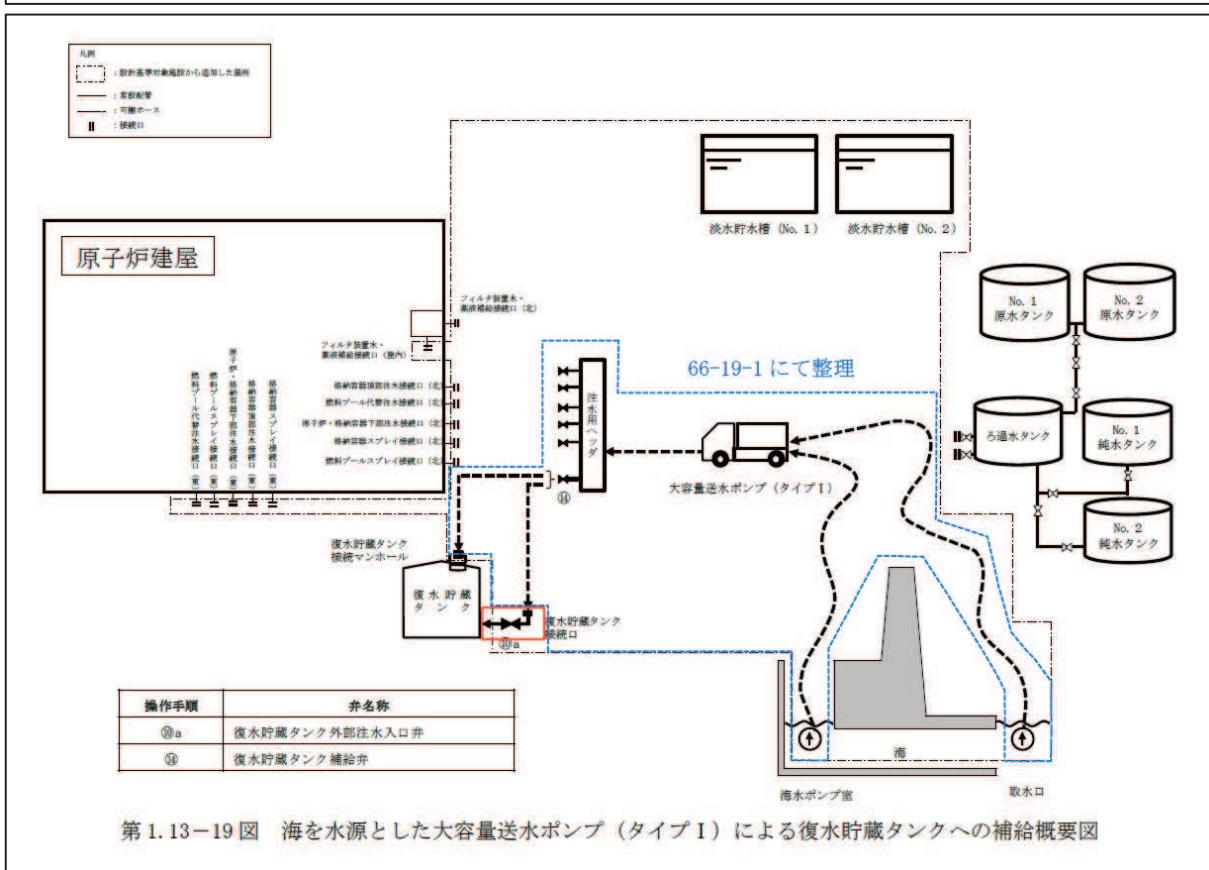
O-2

66-11-2 の範囲
赤枠にて示す

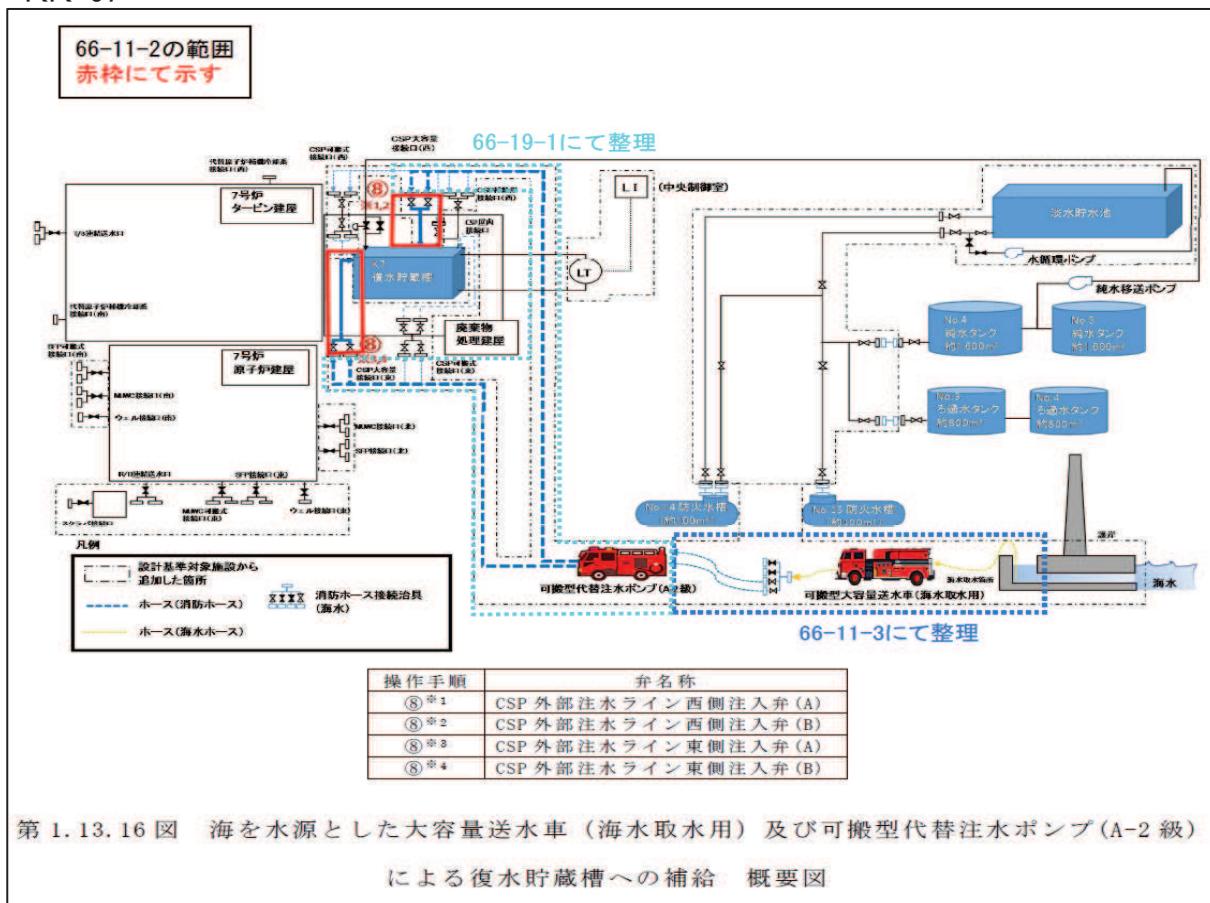
1.13-238



第 1.13-13 図 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I）による復水貯蔵タンクへの補給概要図



第 1.13-19 図 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ I）による復水貯蔵タンクへの補給概要図



赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案
表6 6－1 2 電源設備	表6 6－1 2 電源設備	TS-25 6 6－1 2
6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備	6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備	－1 常設代替交流電源設備

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※1

適用される原子炉の状態	設備	所要数
第一ガスターービン発電機	ガスターービン発電機※1	1台
第一ガスターービン発電機用燃料タンク	ガスターービン発電設備軽油タンク	1基
第一ガスターービン発電機用燃料移送ポンプ	ガスターービン発電設備燃料移送ポンプ	1台
タンクローリ(16 kL)	タンクローリ	※2
軽油タンク	軽油タンク	※2

※1：燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。

・女川では、燃料移送系の必要な弁及び配管については、6 6－1 2－7にて管理する。

・女川の「緊急時対策所の代替電源設備」はガスターービン発電車により多様性を有することから、ガス機及び電源機が動作不能の場合に「6 6－1 6－2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する注釈を記載している。

※1：当該系統が動作不能時は、「6 6－1 6－2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。

※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※2：「6 6－1 2－7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(2) 確認事項				女川 2号炉案			
(2) 確認事項				差異理由			
項目	頻度	担当		項目	頻度	担当	
1. 第一ガススタービン発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気機器GM		1. ガススタービン発電機が模擬運転号で作動することとおよび運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気課長	・女川では、ガスター ビン発電機が自動起動することを期待しているため、模擬信号で作動することの確認を定期停止時に実施する。
2. 第一ガススタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		2. ガススタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	・女川では、ガスター ビン発電設備軽油タンクについては、66-12-7にて管理する。
3. 第一ガススタービン発電機用燃料タンクの油量が20 kL以上であることを確認する。ただし、第一ガススタービン発電機の運転中及び運転終了後12時間を除く。	1ヶ月に1回	当直長		3. ガススタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能なことを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	
4. 第一ガススタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長					
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動	A. 常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	A1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 A1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※4が動作可能であることを確認する。 A1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合			（相崎は6, 7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をSA設備としているに対し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高圧電源母線2C系又は
高温停止		又は A2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。その他の設備※3が動作可能であることを確認する。 A2. 2. 当直長は、当該機能を補完する自対策設備※5が動作可能であることを確認する。 A2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 3日間 10日間	高温停止			

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

		柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川 2号炉案			
						差異理由	
B.	条件Aで要求される措置を完了する場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4時間 3 6時間	B. 条件 A で要求される措置を完了する場合に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。	2 4時間 3 6時間	
A.	常設代替交流電源設備による電源系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。 又は A 3. 1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 冷温停止 燃料交換	A. 常設代替交流電源設備が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高压炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。	速やかに 速やかに 冷温停止 燃料交換	
		A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに		A3. 発電課長および防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※4が使用可能であることを確認する。	速やかに	
		※3 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※3 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。		※4 : 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。なお、6号炉側の電路が自主対策設備であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した場合の復旧までの完了時間は10日間となる。	
		※5 : 第二代替交流電源設備（第二ガスター発電機）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるための補完措置を含む。		※4 : 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。		・自主対策設備の相違。 (柏崎 : 第二代替交流電源設備（第二ガスター発電機）を主対策設備としている。 女川 : 号炉間電力融通ケーブルを記載。)	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川 2号炉案	<p>差異理由</p> <p>融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高压電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）を自主対策設備としている。)</p>
----------------------	---------	---

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		
6 6 – 1 2 – 2 可搬型代替交流電源設備		
(1) 運転上の制限		
可搬型代替交流電源設備	運転上の制限	可搬型代替交流電源設備による電源系2系列※1が動作可能であること※2
可搬型代替交流電源設備	項目	可搬型代替交流電源設備

適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転	電源車	2台×2※3
起動	タンクローリ（4 kL）	※4
高温停止		
冷温停止		
燃料交換	軽油タンク	※4
	ガスチービン発電設備軽油タンク	※4

- ※1 : 1系列とは、電源車2台をいう。
- ※2 : 動作可能とは、緊急用電源切替装置、動力変圧器C系、AM用動力変圧器及び**代替原子炉補機冷却却系**に接続できることを含む。
- ※3 : 電源車は、**荒浜側高台保管場所**及び**大湊側高台保管場所**に分散配置されていること。
- ※4 : 「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。	2年に1回	電気機器GM
2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM

項目	運転上の制限	差異理由
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備2系列※1が動作可能であること※2	TS-25 6 6 – 1 2 – 2 可搬型代替交流電源設備
(1) 運転上の制限		
可搬型代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	TS-25 6 6 – 1 2 – 2 可搬型代替交流電源設備
適用される原子炉の状態	設備	所要数
運転	電源車	2台×2※3
起動	タンクローリ	※4
高温停止		
冷温停止	軽油タンク	※4
燃料交換	ガスチービン発電設備軽油タンク	※4

- ※1 : 1系列とは、電源車2台をいう。
 - ※2 : 動作可能とは、電源車接続口（原子炉建屋東側）または電源車接続口（原子炉建屋西側）に接続できることを含む。
 - ※3 : 電源車は、**第2保管エリア**および**第3保管エリア**に分散配置されていること。
 - ※4 : 「6 6 – 1 2 – 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。
-
- | 項目 | 頻度 | 担当 |
|------------------------------------|--------|------|
| 1. 電源車を起動し、運転状態（電圧等）に異常のないことを確認する。 | 2年に1回 | 防災課長 |
| 2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。 | 3ヶ月に1回 | 防災課長 |

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置				差異理由
(3) 要求される措置				
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源供給が動作可能であることを確認する。	A 1. 当直長は、残りの可搬型代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	速やかに	
		及び		
	1 系列以上の場合	A3.1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。 A3.2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。	10日間	
		及び		
	起動 高温停止	A 3. 当直長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A 4. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日間	
		及び		
		A3.3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 A4. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日間	

保安規定比較表

赤字: 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字: 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線: 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）					女川 2号炉案				
			適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由		
B.	動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が1系列未満の場合	B 1. 当直長は、代替原子炉補機冷却系を動作不能とみなす。 B 2. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が1系列未満の場合	速やかに		B. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が1系列未満の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、可搬型代替交流電源設備を原子炉補機代替冷却水系に使用していないため、動作不能とみなす必要はない。 ・女川では、可搬型代替交流電源設備に対するC設備があるため記載しており、AOTは30日としている。 		
							<p><u>B1.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台(A系、B系または高压炉心スプレイ系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</u></p>		
							<p><u>B1.2. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。</u></p>		
							<p><u>B1.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</u></p>		
							<p><u>B2.1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台(A系、B系または高压炉心スプレイ系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。</u></p>		
							<p><u>B2.2.1. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。</u></p>		
							<p><u>B2.2.2. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p>		
							<p><u>B2.3. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</u></p>		
							<p>C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>		
				C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。		24時間	<p>C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>		
							<p>C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p>		
							<p>C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。</p>		

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
		適用される 原子炉 の状態	条件	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備による電源系が2系列未満の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 及び	速やかに 速やかに	<p>A. 動作可能な可搬型代替交流電源設備が2系列未満の場合</p> <p>A1. 防災課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機1台（A系、B系または高圧炉心スプレイ系）を起動し、動作可能であることを確認する。</p> <p>A3. 1. 発電課長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※6が動作可能であることを確認する。</p> <p>A3. 2. 防災課長は、当該機能を補完する自主対策設備※7が使用可能であることを確認する。</p> <p>A3. 3. 防災課長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p> <p>※5 : 残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6 : 常設代替交流電源設備をいう。</p> <p>※7 : 号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）による非常用交流高圧電源母線2C系または2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合または号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）をいう。</p> <p>※8 : 代替品の補充等。</p>

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

66-12-3 号炉間電力融通電気設備		柏崎刈羽7号炉（令和2年1月9日施行）		女川2号炉案 女川では、対象設備なし	差異理由 ・柏崎は6、7号炉の複数号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用したM/C(C)系又はM/C(D)系の受電をSA設備としているのにに対し、女川は2号炉のみの単独号炉申請であることから、号炉間電力融通ケーブルを使用した3号炉非常用ディーゼル発電機による非常用交流高压電源母線2C系又は2D系の受電（号炉間電力融通ケーブル（常設）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を使用した場合）は、自主対策設備としている。
(1) 運転上の制限		運転上の制限			
号炉間電力融通電気設備		所要数が使用可能であること			
適用される原子炉の状態	設 備	所要数			
運転	号炉間電力融通ケーブル（常設）	1セット※1			
起動					
高温停止					
冷温停止					
燃料交換	号炉間電力融通ケーブル（可搬型）	1セット※1			

※1：1セットとは、1相分1本の3相分3本をいう。

(2) 確認事項			
項目	頻 度	担 当	
1. 号炉間電力融通ケーブル（常設）が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
2. 号炉間電力融通ケーブル（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	

保安規定比較表

(3) 要求される措置			女川 2 号炉案	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	差異理由
運転起動 高温停止	A. 所要数を満足していない場合	<p>A 1. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1 台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 1. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1 台を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※1}が動作可能であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 2. 1. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備^{※3}が動作可能であることを確認する。</p> <p>又は</p> <p>A 2. 2. 2. 当直長は、代替措置^{※4}を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>速やかに 3 日間</p> <p>30 日間</p> <p>速やかに 3 日間</p> <p>3 日間</p> <p>3 日間</p>	
B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	A. 所要数を満足しない場合	<p>B 1. 当直長は、高温停止にする。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、冷温停止にする。</p>	<p>24 時間</p> <p>36 時間</p>	
冷温停止 燃料交換	A. 所要数を満足しない場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

		柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川 2号炉案	
				差異理由	
A 2.	当直長は、非常用ディーゼル発電機1台を起動し、動作可能であることを確認する。		速やかに		
A 3.	1. 当直長は、当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対応設備※ ² が動作可能であることを確認する。 又は A 3. 2. 当直長は、当該機能を補完する自主対策設備※ ³ が動作可能であることを確認する。 又は A 3. 3. 当直長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		速やかに		

※1：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※2：常設代替交流電源設備（第一ガススタービン発電機）をいう。

※3：第二代替交流電源設備（第二ガススタービン発電機）をいう。

※4：代替品の補充等。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案																																																	
柏崎の記載のうち、所内常設蓄電式直流電源設備に関する項目を比較する。		<u>6 6 – 1 2 – 3 所内常設蓄電式直流電源設備</u>																																																	
<u>6 6 – 1 2 – 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備</u>																																																			
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2</u></td><td style="text-align: center;">所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td></tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	<u>所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2</u>	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th><th style="text-align: center;">運転上の制限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>所内常設蓄電式直流電源設備</u></td><td style="text-align: center;">所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること (柏崎：AM用直流125V充電器、蓄電池が所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を兼ねている。 女川：所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備は別設備である)</td></tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	<u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること (柏崎：AM用直流125V充電器、蓄電池が所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を兼ねている。 女川：所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備は別設備である)																																								
項目	運転上の制限																																																		
<u>所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2</u>	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																																		
項目	運転上の制限																																																		
<u>所内常設蓄電式直流電源設備</u>	所内常設蓄電式直流電源設備が動作可能であること (柏崎：AM用直流125V充電器、蓄電池が所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備を兼ねている。 女川：所内常設蓄電式直流電源設備と常設代替直流電源設備は別設備である)																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される原子炉の状態</th><th style="text-align: center;">設 備</th><th style="text-align: center;">設 備</th><th style="text-align: center;">所要数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 転</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 A ※3</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 個</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">起 動</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 A ※3</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 組</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">高温停止</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 A – 2 ※3</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 個</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷温停止</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 A – 2 ※3</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 組</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃 料 交 換</td><td style="text-align: center;"><u>A M用 直 流 1 2 5 V 充 電 器 ※4</u></td><td style="text-align: center;"><u>A M用 直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 ※4</u></td><td style="text-align: center;">1 組</td></tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	設 備	所要数	運 転	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 A ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u>	1 個	起 動	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 A ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	1 組	高温停止	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 A – 2 ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u>	1 個	冷温停止	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 A – 2 ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	1 組	燃 料 交 換	<u>A M用 直 流 1 2 5 V 充 電 器 ※4</u>	<u>A M用 直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 ※4</u>	1 組	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される原子炉の状態</th><th style="text-align: center;">設 備</th><th style="text-align: center;">設 備</th><th style="text-align: center;">所要数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 転</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 個</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">起 動</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 組</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">高温停止</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 個</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">冷温停止</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 組</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">燃 料 交 換</td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u></td><td style="text-align: center;"><u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u></td><td style="text-align: center;">1 組</td></tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	設 備	所要数	運 転	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u>	1 個	起 動	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	1 組	高温停止	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u>	1 個	冷温停止	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	1 組	燃 料 交 換	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	1 組
適用される原子炉の状態	設 備	設 備	所要数																																																
運 転	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 A ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u>	1 個																																																
起 動	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 A ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	1 組																																																
高温停止	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 A – 2 ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u>	1 個																																																
冷温停止	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 A – 2 ※3</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	1 組																																																
燃 料 交 換	<u>A M用 直 流 1 2 5 V 充 電 器 ※4</u>	<u>A M用 直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 ※4</u>	1 組																																																
適用される原子炉の状態	設 備	設 備	所要数																																																
運 転	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u>	1 個																																																
起 動	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	1 組																																																
高温停止	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 B ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 充 電 器 2 A ※1</u>	1 個																																																
冷温停止	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	1 組																																																
燃 料 交 換	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 A ※1</u>	<u>直 流 1 2 5 V 蓄 電 池 2 B ※1</u>	1 組																																																
<p>※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流125V充電器A、直流125V充電器A – 2、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。</p> <p>※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流125V蓄電池をいう。</p>		<p>※1：当該系統が動作不能時は、「第6 2条 直流電源その1」及び「第6 3条 直流電源その2」の運転上の制限をいう。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第6 2条 直流電源その1」及び「第6 3条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「6 6 – 9 – 3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>																																																	
		<ul style="list-style-type: none"> •女川では、既存保安規定条文の直流電源に加え所内電源にも関わるため、LCOの確認することを追記する。 •女川の「使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートサチ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）」は、「所内常設 																																																	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

<p>柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">頻度</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。</td> <td style="padding: 5px;">定事検停止時</td> <td style="padding: 5px;">運転評価GM</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td style="padding: 5px;">1週間に1回</td> <td style="padding: 5px;">当直長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。</td> <td style="padding: 5px;">1週間に1回</td> <td style="padding: 5px;">当直長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</td> <td style="padding: 5px;">1週間に1回</td> <td style="padding: 5px;">当直長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。</td> <td style="padding: 5px;">1週間に1回</td> <td style="padding: 5px;">当直長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。</td> <td style="padding: 5px;">1週間に1回</td> <td style="padding: 5px;">当直長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">頻度</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">・女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長	項目	頻度	担当	・女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。			<p>女川 2号炉案</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">頻度</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">・女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	・女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。		
項目	頻度	担当																																
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備（蓄電池及び充電器）の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM																																
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長																																
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長																																
項目	頻度	担当																																
・女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。																																		
項目	頻度	担当																																
・女川では常設代替直流電源設備を6-12-4にて管理する。																																		

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

(3) 要求される措置			(3) 要求される措置			差異理由		
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	
運動起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30日間	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。 A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3日間	・女川では、動作不能となる蓄電池に対応した非常用ディーゼル発電機を確認することとしている。 (柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)	
	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。 B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、12.5V蓄電池2A、12.5V蓄電池2Bおよび12.5V代替蓄電池が健全であることを確認する。 B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※3を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する12.5V充電器が健全であることを確認する。	3日間	・女川では、動作不能となる充電器に応じて確認する非常用ディーゼル発電機を明確化している。	
	C. 条件A又はBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	30日間	C. 条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	24時間 36時間	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案			
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
	B. 充電器が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、 残りの充電器 が健全であることを確認する。	速やかに	冷温停止 燃料交換	B 2 : 1 25V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とし、125V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とする。 ※3 : 1 25V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とし、125V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とする。	および B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、 充電器 が健全であることを確認する。	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																																													
66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備		66-12-4 常設代替直流電源設備																																													
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2</td> <td>所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設代替直流電源設備</td> <td>常設代替直流電源設備が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること																																				
項目	運転上の制限																																														
所内蓄電式直流電源設備※1 及び常設代替直流電源設備※2	所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による電源系が動作可能であること																																														
項目	運転上の制限																																														
常設代替直流電源設備	常設代替直流電源設備が動作可能であること																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>直流125V充電器A※3</td> <td>運転</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>直流125V蓄電池A※3</td> <td>起動</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>直流125V充電器A-2※3</td> <td>高温停止</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td>直流125V蓄電池A-2※3</td> <td>冷温停止</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td>AM用直流125V充電器※4</td> <td>燃料交換</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td>AM用直流125V蓄電池※4</td> <td></td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	運転	直流125V充電器A※3	運転	1個	起動	直流125V蓄電池A※3	起動	1組	高温停止	直流125V充電器A-2※3	高温停止	1個	冷温停止	直流125V蓄電池A-2※3	冷温停止	1組	燃料交換	AM用直流125V充電器※4	燃料交換	1個		AM用直流125V蓄電池※4		1組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td>125V代替蓄電池</td> <td>運転</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td>250V蓄電池※1</td> <td>起動</td> <td>1組</td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td>250V蓄電池※1</td> <td>高温停止</td> <td>1組</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数	運転	125V代替蓄電池	運転	1組	起動	250V蓄電池※1	起動	1組	高温停止	250V蓄電池※1	高温停止	1組
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数																																												
運転	直流125V充電器A※3	運転	1個																																												
起動	直流125V蓄電池A※3	起動	1組																																												
高温停止	直流125V充電器A-2※3	高温停止	1個																																												
冷温停止	直流125V蓄電池A-2※3	冷温停止	1組																																												
燃料交換	AM用直流125V充電器※4	燃料交換	1個																																												
	AM用直流125V蓄電池※4		1組																																												
適用される原子炉の状態	設備	設備	所要数																																												
運転	125V代替蓄電池	運転	1組																																												
起動	250V蓄電池※1	起動	1組																																												
高温停止	250V蓄電池※1	高温停止	1組																																												
※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流125V充電器A、直流125V充電器A-2、直流125V蓄電池A-2、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。		※1：所内蓄電式直流電源設備とは、直流125V充電器A、直流125V充電器A-2、直流125V蓄電池A-2、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。																																													
※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。		※2：常設代替直流電源設備とは、AM用直流125V充電器及びAM用直流125V蓄電池をいう。																																													
		<ul style="list-style-type: none"> ・女川では所内常設蓄電式直流電源設備を66-12-3にて管理する。 ・原子炉運転中に機能が要求される低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）への給電設備であることから、保安規定第59条（非常用ディーゼル発電機その1）及び保安規定第62条（直流電源その1）と同期間をLCO適用期間として設定する。適用される原子炉の状態については、別紙66-4-2(1)を参照。 																																													

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	女川 2号炉案
<p>※1：当該系統が動作不能時は、「6 6 - 4 - 2 低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ）」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：当該系統が動作不能時は、「第6 2条 直流電源その1」及び「第6 3条 直流電源その2」の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：当該系統が動作不能時は、「6 6 - 9 - 3 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限も確認する。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6 6 - 4 - 2（低圧代替注水系（常設）（直流駆動低圧注水系ポンプ））の必要な機器に電源を供給するための設備であることから、当該系統が動作不能時は、6 6 - 4 - 2 の運転上の制限も確認する。 ・女川では、当該系統は既存条文の直流電源系を兼ねていないので記載不要。 ・女川の「使用済燃料プール監視設備」のうち、直流電源負荷である「使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）」及び「使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）」は、「所内常設蓄電式直流電源」及び「常設代替直流電源設備」から給電可能であることから、「6 6 - 9 - 4 使用済燃料プール監視設備」の運転上の制限の確認は不要である。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	頻度	担当	項目	頻度	担当
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。	定事検停止時	運転評価GM	1. <u>125V代替蓄電池の機能を確認する。</u>	<u>定事検停止時</u>	<u>電気課長</u>
2. 直流125V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	2. <u>250V蓄電池の機能を確認する。</u>	<u>定事検停止時</u>	<u>電気課長</u>
3. 直流125V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が126V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	3. <u>125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</u>	<u>1週間に1回</u>	<u>発電課長</u>
4. AM用直流125V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。	1週間に1回	当直長	4. <u>250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</u>	<u>1週間に1回</u>	<u>発電課長</u>
5. 直流125V充電器A及び直流125V充電器A-2の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長			
6. AM用直流125V充電器の出力電圧を確認する。	1週間に1回	当直長			
・女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため確認事項を記載している。					
・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要(66-12-5にて管理)。					

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動 高温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	<p>A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間
	B. 充電器が動作不能の場合	<p>B 1. 当直長は、蓄電池A、A-2及びAMが健全であることを確認する。</p> <p>及び</p> <p>B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認する。</p>	3日間

(3) 要求される措置

適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転起動 高温停止	A. 125V代替蓄電池が動作不能の場合	<p>A1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1125V充電器が健全であることの動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、125V代替充電器が健全であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間
	B. 250V蓄電池が動作不能の場合	<p>B1. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1125V充電器および250V充電器が健全であることのどちらにその他の設備^{※2}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1250V充電器が健全であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。</p>	3日間
		<p>・女川では、250V蓄電池は本系統の構成であるため要求数される措置を記載している。</p>	

差異理由

		<p>・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び125V充電器2A、2Bを確認することをしている。</p> <p>(柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)</p> <p>・女川では、非常用ディーゼル発電機から125V代替充電器へは給電できないため、125V充電器を設備とする。</p>	
		<p>・女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要(66-12-5にて管理)。</p>	

赤字

：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線

：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案	差異理由		
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作 不能の場合	A 1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに	A. <u>1 2 5 V 代替蓄電池</u> が動作不能の場合	A1. 女川では、充電器は本系統の構成ではないため記載不要（6 6 - 1 2 - 5にて管理）。	• 女川では、非常用ディーゼル発電機および125V充電器を確認することをしている。	
	B. 充電器が動作 不能の場合	B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに				
							※2 : 残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器を確認する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由	
6 6 - 1 2 - 5 可搬型直流電源設備		6 6 - 1 2 - 5 可搬型代替直流電源設備			
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
可搬型直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	可搬型代替直流電源設備が動作可能であること		
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	
運 転	AM用直流1 2 5 V充電器	1 2 5 V代替蓄電池	1 2 5 V代替蓄電池	※1	
起 動	電源車	1 2 5 V代替充電器	1 2 5 V代替充電器	1個	
高溫停止	タンクローリ (4 kL)	電源車	電源車	※2	
冷温停止		軽油タンク	軽油タンク	※2	
燃料交換	軽油タンク	ガスバービン発電設備軽油タンク	ガスバービン発電設備軽油タンク	※3	
		タンクローリ	タンクローリ	※3	
		2 5 0 V蓄電池	2 5 0 V蓄電池	※1	
		2 5 0 V充電器	2 5 0 V充電器	1個	
運 転		電源車	電源車	※1	
起 動		軽油タンク	軽油タンク	※2	
高溫停止		ガスバービン発電設備軽油タンク	ガスバービン発電設備軽油タンク	※3	
		タンクローリ	タンクローリ	※3	

※1：「6 6 - 1 2 - 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2：「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※3：「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

※1 : 「6 6 - 1 2 - 4 常設代替直流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※2 : 「6 6 - 1 2 - 2 可搬型代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

※3 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

規定第59条（非常用ディーゼル発電機その1）と同期間を LCO 適用期間として設定する。適用される原子炉の状態については、別紙 66-4-2(1) を参照。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

6 6-1 2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (再掲・抜粋)		女川 2 号炉案	
(2) 確認事項		差異理由	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
1. 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (蓄電池及び充電器) の機能を確認する。		1. <u>1 2 5 V代替充電器</u> の機能を確認する。 2. <u>2 5 0 V充電器</u> の機能を確認する。	
2. 直流1 2 5 V蓄電池Aの浮動充電時の蓄電池電圧が1 2 8 V以上であることを確認する。		定事検停止時 <u>電気課長</u>	
3. 直流1 2 5 V蓄電池A-2の浮動充電時の蓄電池電圧が1 2 6 V以上であることを確認する。		定事検停止時 <u>電気課長</u>	
4. AM用直流1 2 5 V蓄電池について、浮動充電時の蓄電池電圧が1 2 8 V以上であることを確認する。		1 週間に1回 <u>当直長</u>	
5. <u>直流1 2 5 V充電器A及び直流1 2 5 V充電器A-2</u> の出力電圧を確認する。		1 週間に1回 <u>当直長</u>	
6. AM用直流1 2 5 V充電器の出力電圧を確認する。		1 週間に1回 <u>当直長</u>	
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置	
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態	
運転起動		条件	
高温停止		条件	
A. 蓄電池が動作不能の場合		要求される措置	
B. 充電器が動作不能の場合		要求される措置	
B 1. 当直長は、蓄電池A, A-2 及びAMが健全であることを確認する。		A1. <u>1 2 5 V代替充電器</u> が動作不能の場合 A2. <u>1 2 5 V充電器</u> が動作不能の場合	
B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であるとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		A1. <u>発電課長は、1 台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)</u> を起動し、動作可能であることを確認する。 A2. <u>発電課長は、2 台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1 2 5 V充電器が健全であることを確認する。</u>	
B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。		A3. <u>発電課長は、2 台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、1 2 5 V充電器2 A及び1 2 5 V充電器2 Bが健全であることを確認する。</u>	
B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。		A3. <u>発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。</u>	
(3) 要求される措置		完了時間	
適用される原子炉の状態		完了時間	
運転起動		完了時間	
高温停止		完了時間	
A. <u>1 2 5 V代替充電器</u> が動作不能の場合		(略)	
B. <u>1 2 5 V充電器</u> が動作不能の場合		(略)	
B 1. <u>1 週間に1回</u> <u>当直長</u>		(略)	
B 2. <u>1 週間に1回</u> <u>当直長</u>		(略)	
B 3. <u>1 週間に1回</u> <u>当直長</u>		(略)	
B 4. <u>30 日間</u>		(柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案			
						差異理由	
	B. 250V充電器が動作不能の場合	B1. 登電課長は、12.5V蓄電池2A、12.5V蓄電池2Bおよび250V蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに	・女川では、250V充電器を本系統の構成設備としているため要求される措置を記載。			
		B2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する12.5V充電器が健全であることおよびその他の設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。	速やかに				
C. 条件A又はB	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、低温停止にする。 で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、12.5V充電器2Aおよび12.5V充電器2Bが健全であることを確認する。	3日間	B4. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間		
		C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、低温停止にする。	36時間		
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作不能の場合 B. 充電器が動作不能の場合	(略)	完了時間	適用される原子炉の状態	要求される措置	完了時間	
		B 1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに 冷温停止 燃料交換	A1. 12.5V代替充電器が動作不能の場合 A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、12.5V充電器2Aおよび12.5V充電器2Bが健全であることを確認する。	速やかに ・女川では、非常用ディーゼル発電機2台及び12.5V充電器2A、2Bを確認することをしている。 (柏崎：非常用ディーゼル発電機A系を確認する。)		

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備		TS-25 6 6 - 1 2 - 6 代替所内電気設備	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限	
代替所内電気設備	代替所内電気設備	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2	代替所内電気設備が使用可能であること※1※2
適用される原子炉の状態		適用される原子炉の状態	
運転	AM用MCC	ガスタービン発電機接続盤※3	2個
運動	AM用切替盤	緊急用高压母線2F系※3	2系列
高溫停止	AM用動力変圧器	緊急用高压母線2G系	1系列
冷溫停止	緊急用断路器	緊急用動力変圧器2G系	1個
燃料交換	緊急用電源切替箱接続装置	緊急用低压母線2G系	3系列
	緊急用電源切替箱断路器	緊急用交流電源切替盤2G系	2個
	緊急用電源切替箱	緊急用交流電源切替盤2C系	1個
	燃 料	緊急用交流電源切替盤2D系	1個
※1 : AM用操作盤を含む。		※1 : 非常用交流高压電源母線A系およびB系に給電できることを含む。	
※2 : 非常用交流高压電源母線A系およびB系が動作不能時は、「第64条 所内電源系統その1」および「第65条 所内電源系統その2」の運転上の制限も確認する。		※2 : 女川では、既存保安規定条文の所内電源系統にも関わるため、LCOの確認することを追記する。	
※3 : 当該系統が動作不能時は、「6 6 - 1 6 - 2 緊急時对策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。		※3 : 当該系統が動作不能時は、「6 6 - 1 6 - 2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する。	
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
1. 代替所内電気設備から給電系が使用可能であることを外観点検する。	頻度	頻度	担当
	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	送電課長
当直長			

・女川では、既存保安規定条文の所内電源系統にも関わるため、LCOの確認することを追記する。

・女川の「緊急時対策所の代替電源設備」はガスタービン発電機及び電源車により多様性を有することから、ガスタービン発電機が動作不能の場合に「6 6 - 1 6 - 2 緊急時対策所の代替電源設備」の運転上の制限も確認する注釈を記載している。

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		差異理由	
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	要求される措置	要求される措置	
運転 起動 高温停止	A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設 備を動作不能とみなす。	A. ガススタービン発 電機接続盤が動 作不能の場合	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動 作不能とみなす。	速やかに
	B. 代替所内電気設 備による電源 系が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、非常用所内電氣設備 が動作可能であることを確認 する。 及び B 2. 当直長は、当該系統を動作可能 な状態に復旧する。	B. 代替所内電氣設 備が動作不能の 場合	B1. 発電課長は、非常用所内電氣設備が動作 可能であることを確認する。	速やかに
	C. 条件Bで要求さ れる措置を完了 できない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 及び C 2. 当直長は、冷温停止にする。	C. 条件 B で要求さ れる措置を完了工 時間が達成でき ない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 および C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	A. 緊急用断路器 が動作不能の 場合	A 1. 当直長は、常設代替交流電源設 備を動作不能とみなす。	A. ガススタービン発 電機接続盤が動 作不能の場合	A1. 発電課長は、常設代替交流電源設備を動 作不能とみなす。	速やかに
	B. 代替所内電気設 備による電源 系が動作不能の 場合	B 1. 当直長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。 及び B 2. 当直長は、非常用所内電氣設備 が動作可能であることを確認 する。	B. 代替所内電氣設 備が動作不能の 場合	B1. 発電課長は、当該設備を動作可能な状態 に復旧する。 および B2. 発電課長は、非常用所内電氣設備が動作 可能であることを確認する。	速やかに 速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		
6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備		
(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	運転上の制限
燃料補給設備	(1) 軽油タンク1基以上が使用可能であること (2) 所要数のタンクローリ (4 k L) 及びタンクローリ (16 k L) が動作可能であること※1 が動作可能であること※1	(1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※1 (2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※2 (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※3

適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	軽油タンク※2	1基※3
起 動		
高温停止		
冷温停止		
燃料交換		
タンクローリ (4 k L)		3台※4
タンクローリ (16 k L)		1台

6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備	(1) 運転上の制限	差異理由
項目	運転上の制限	運転上の制限
燃料補給設備	(1) 軽油タンクレベルが所要値以上であること※1 (2) ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること※2 (3) 所要数のタンクローリが動作可能であること※3	• 女川では、軽油タンクのレベルを運転上の制限として設定する（以下同様）。 • 女川では、ガスタービン発電設備軽油タンクは本表にて整理する。
適用される原子炉の状態	設 備	所要数
運 転	非常用ディーゼル発電設備軽油タンク レベル※4※5	2,770mm
起 動	高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンク レベル※5	3,140mm
高温停止	ガスタービン発電設備軽油タンク レベル※6	2,080mm
冷温停止		
燃料交換	タンクローリ	2台※7
※1：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間は除く。なお、非常用ディーゼル発電機をいう。 電機とは、A系、B系および高压炉心スプレイ系のディーゼル発電機をいう。 ※2：常設代替交流電源設備が運転中および運転終了後2日間は除く。		
※3：燃料移送系の必要な弁、配管およびホースを含む。 ※4：非常用ディーゼル発電設備軽油タンクの各々の軽油タンクレベルをいう。 ※5：軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。 ※6：ガスタービン発電設備軽油タンク3基の各々の軽油タンクレベルをいう。 ※7：タンクローリ (4 k L) は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。 ※8：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。 ※9：タンクローリ (4 k L) は、大湊側高台保管場所、第3保管エリアに分散配置されていること。 ※10：ガスタービン発電設備軽油タンク1基あたりのタンクレベルであることを明記。		

- ※1：必要なホースを含む。
- ※2：当該設備が使用不能時は、「第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等」の運転上の制限も確認する。
- ※3：6号炉及び7号炉の軽油タンク4基のうち1基。
- ※4：タンクローリ (4 k L) は、大湊側高台保管場所及び5号炉東側第二保管場所に分散配置されていること。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案
(2) 確認事項				差異理由
(2) 確認事項				
(2) 確認事項				
(3) 要求される措置				
(3) 要求される措置				
(3) 要求される措置				

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、タンクローリー(4 kL)による燃料補給を要する重大事故等対処設備※7を動作不能※8とみなす。	速やかに場合		
F. 条件Cで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	F 1. 当直長は、タンクローリー(16 kL)による燃料補給を要する重大事故等対処設備※7を動作不能※8とみなす。	速やかに場合		
※5：代替品の補充等をいう。 ※6：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件E及びFには移行しない。 ※7：燃料補給を有する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 タンクローリー(4 kL)；可搬型代替注水ポンプ(A-1級)，可搬型代替注水泵(A-2級)，大容量送水車(海水取水用)，大容量送水車(原子炉建屋放水設備用)，電源車，モニタリングポスト用発電機及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備。 タンクローリー(16 kL)；第一ガスタービン発電機。 ※8：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。	※8：代替品の補充等をいう。 ※9：2日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、2日間を超えたとしても条件Eには移行しない。 ※10：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、以下をいう。 電源車，大容量送水ポンプ(タイプI)，熱交換器ユニット，可搬型窒素ガス供給装置および大容量送水ポンプ(タイプII)，ガスタービン発電機 ※11：燃料補給を要する重大事故等対処設備の運転上の制限は個別に適用される。			

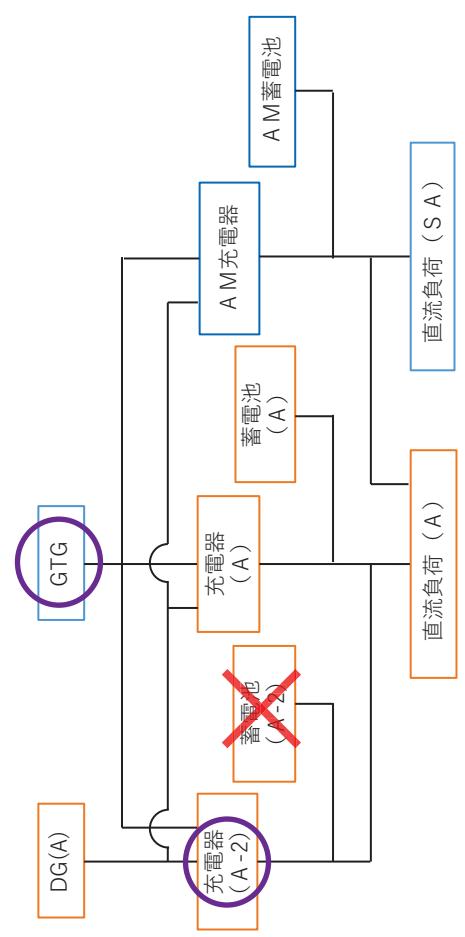
<p>柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行）</p> <p>66-12-4 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (例) 直流 125 V 蓄電池 A - 2 が動作不能の場合</p>	<p>女川 2 号炉 (令和 4 年 6 月 30 日補正)</p> <p>66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備 (例) 125 V 蓄電池 2 A が動作不能の場合</p> <p>【要求される措置の記載表現のみ変更】</p>												
<p>柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行）</p> <p>66-12-4 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (例) 直流 125 V 蓄電池 A - 2 が動作不能の場合</p>	<p>女川 2 号炉 (令和 4 年 6 月 30 日補正)</p> <p>66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備 (例) 125 V 蓄電池 2 A が動作不能の場合</p> <p>【要求される措置の記載表現のみ変更】</p>												
<p>柏崎刈羽 7 号炉（令和 2 年 11 月 9 日施行）</p> <p>66-12-4 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備 (例) 直流 125 V 蓄電池 A - 2 が動作不能の場合</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適用される 原 子 炉 状 態 の 条 件</th> <th style="text-align: center;">要 求 さ れ る 措 置</th> <th style="text-align: center;">要 求 さ れ る 措 置</th> <th style="text-align: center;">要 求 さ れ る 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">運 転 起 動 高 温 停 止</td> <td style="text-align: center;">A. 蓄電池が動作 不能の場合</td> <td style="text-align: center;">A.1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機※2 A系を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。</td> <td style="text-align: center;">A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2 を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">及 び</td> <td style="text-align: center;">A.2. 当直長は、常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A.3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。</td> <td style="text-align: center;">A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。</td> <td style="text-align: center;">A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 : 125 V 蓄電池 A 系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機 A 系とし、125 V 蓄電池 B 系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機 B 系とする。</p>	適用される 原 子 炉 状 態 の 条 件	要 求 さ れ る 措 置	要 求 さ れ る 措 置	要 求 さ れ る 措 置	運 転 起 動 高 温 停 止	A. 蓄電池が動作 不能の場合	A.1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機※2 A系を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2 を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。	及 び	A.2. 当直長は、常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A.3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。	A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。	A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。
適用される 原 子 炉 状 態 の 条 件	要 求 さ れ る 措 置	要 求 さ れ る 措 置	要 求 さ れ る 措 置										
運 転 起 動 高 温 停 止	A. 蓄電池が動作 不能の場合	A.1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機※2 A系を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。	A1. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機※2 を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。										
及 び	A.2. 当直長は、常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A.3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。	A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。	A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であること および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態 に復旧する。										

凡例 : **X** : 故障想定, **O** : タイマー, **○** : C 設備

凡例 : **X** : 故障想定, **O** : タイマー, **○** : C 設備

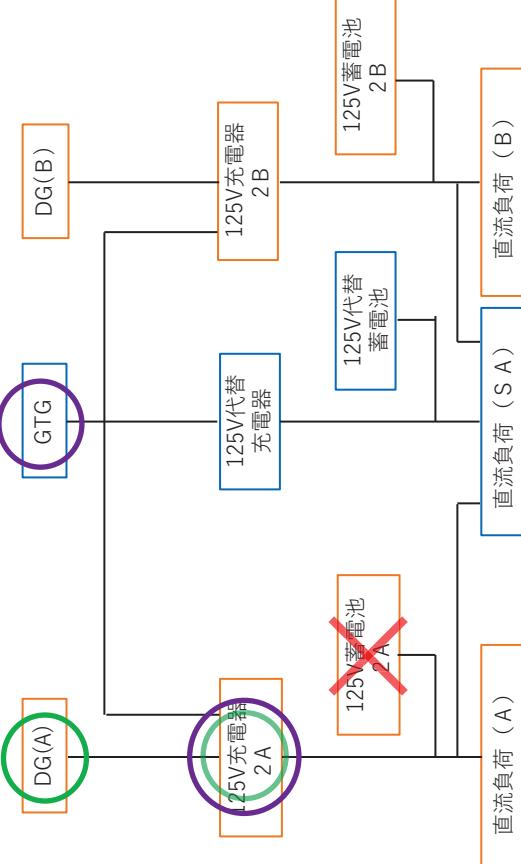
柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 11 月 9 日施行)

66-12-4 所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備
(例) 直流 125V 蓄電池 A-2 が動作不能の場合



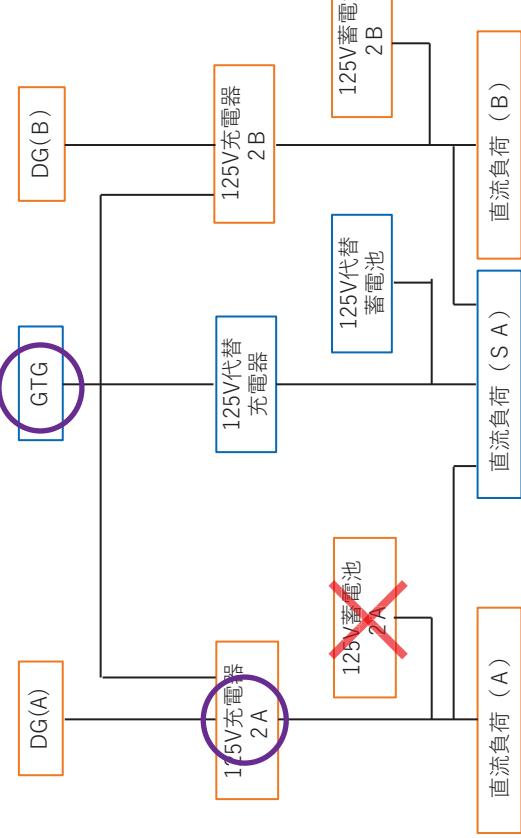
女川 2 号炉 (令和 4 年 6 月 30 日補正)

66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備
(例) 125V 蓄電池 2A が動作不能の場合



女川 2 号炉再検討案

66-12-3 所内常設蓄電式直流電源設備
(例) 125V 蓄電池 2A が動作不能の場合



適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 蓄電池が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状 態に復旧する措置を開始する。 および A2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機 ^{※2} を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該蓄電池の充電器が健全であ ることを確認する。	A. 蓄電池が動作 不能の場合	冷温停止 燃料交換

適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
速やかに 完了する	A. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であることを確認すると ともに、当該蓄電池の充電器が健全であるこ とを確認する。	および A2. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設 備が動作可能であることを確認すると ともに、当該蓄電池の充電器が健全であるこ とを確認する。	速やかに 完了する

適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
速やかに 完了する	A. 当直長は、常設代替交流電源設備が 動作可能であることを確認すると ともに、当該蓄電池の充電器が健 全であることを確認する。	および A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が 動作可能であることを確認すると ともに、当該蓄電池の充電器が健 全であることを確認する。	速やかに 完了する

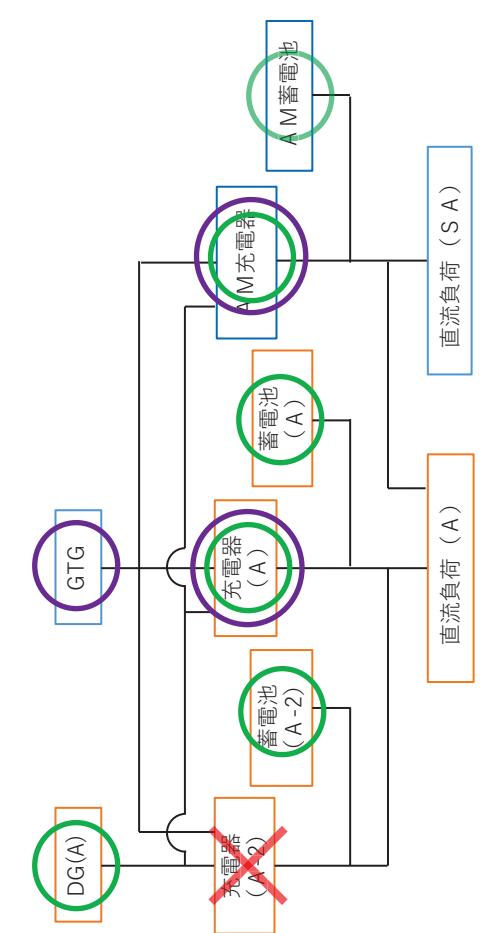
※2 : 125V 蓄電池 A 系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機 A 系とし、125V 蓄電池 B 系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機 B 系とする。

凡例 : **X** : 故障想定, **O** : タ設備, **○** : C設備

柏崎刈羽7号炉(令和2年11月9日施行)

6 6-1 2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備

(例) 直流1 2 5 V充電器A-2が動作不能の場合



適用される原子子状の炉態	条件	要求される措置	完了時間
運転	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、蓄電池A, A-2及びA Mが健全であることを確認する。	速やかに
起動 高温停止		B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに

及び	B3. 当直長は、常設代替交流電源設備動作可能であること、および当該充電器の蓄電池が健全であることを確認する。	3日間
及び	B4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間

*2 : 1 2 5 V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とする。

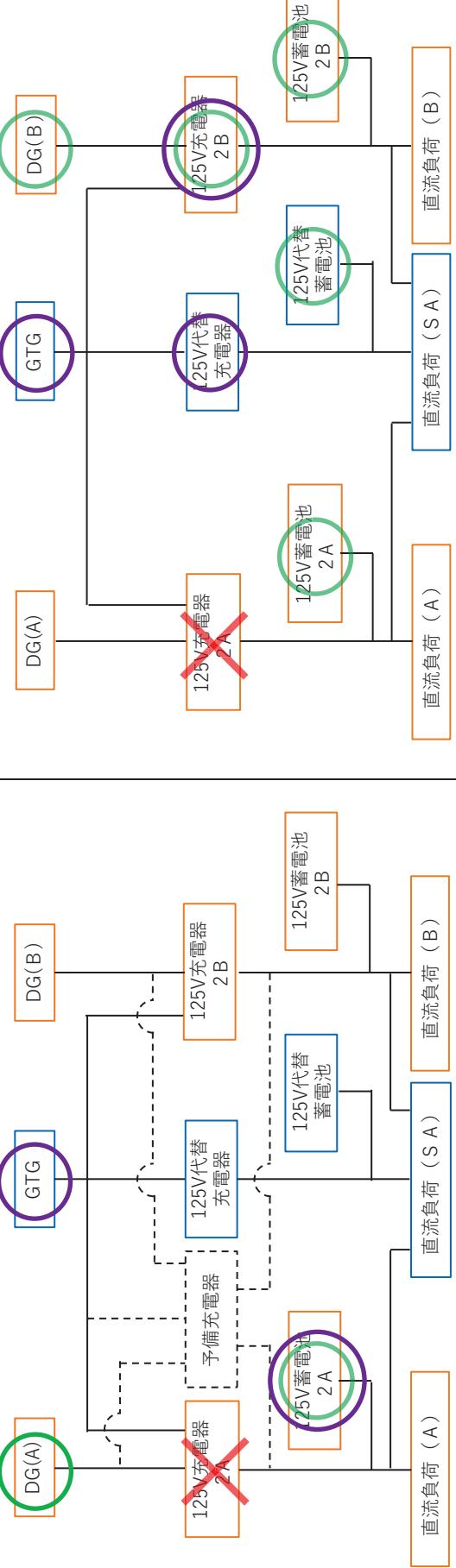
*3 : 1 2 5 V充電器2 Aが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。

*4 : 1 2 5 V充電器2 Bが動作不能の場合は、1 2 5 V代替充電器とし、1 2 5 V充電器2 Aおよび1 2 5 V代替充電器とする。

女川II 2号炉(令和4年6月30日修正)

6 6-1 2-3 所内常設蓄電式直流電源設備

(例) 1 2 5 V充電器2 Aが動作不能の場合



適用される原子子状の炉態	条件	要求される措置	完了時間
運転	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 発電課長は、1 2 5 V蓄電池2 A, 1 2 5 V蓄電池2 Bおよび1 2 5 V代替蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに
起動 高温停止		B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1 2 5 V充電器が健全であることを確認する。	速やかに

適用される原子子状の炉態	条件	要求される措置	完了時間
起動 高温停止		B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	3日間

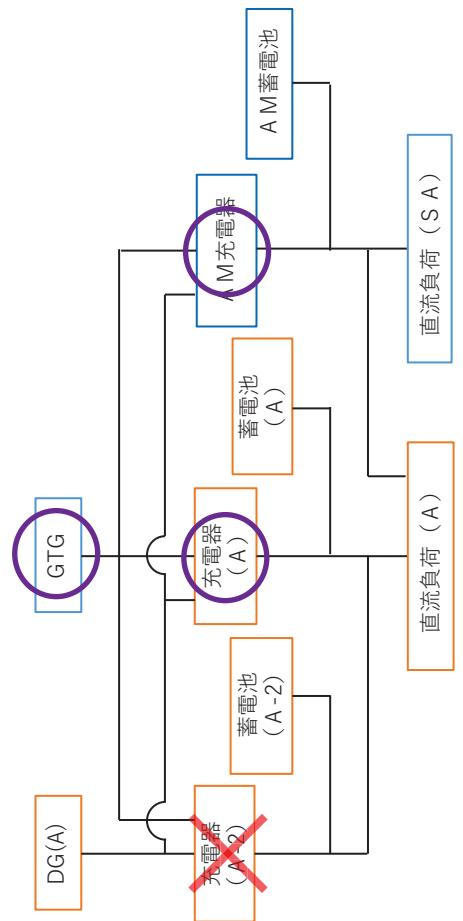
*3 : 1 2 5 V充電器2 Aが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とし、1 2 5 V充電器2 Bが動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とする。

*4 : 1 2 5 V充電器2 Bが動作不能の場合は、1 2 5 V代替充電器とし、1 2 5 V充電器2 Aおよび1 2 5 V代替充電器とする。

凡例 : X : 故障想定, O : タ設備, ○ : C設備

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

6 6 – 1 2 – 4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備
(例) 直流1 2 5 V充電器A – 2 が動作不能の場合



適用される 原 子 状 態 の 炉 態	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完了時 間
冷温停止 燃料交換	B. 充電器が動作 不能の場合	B1. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 B2. 当直長は、常設代替交流電源設備が、 動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに 完了時間
		及び B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備 が動作可能であること、および当該充電 器の蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに 完了時間

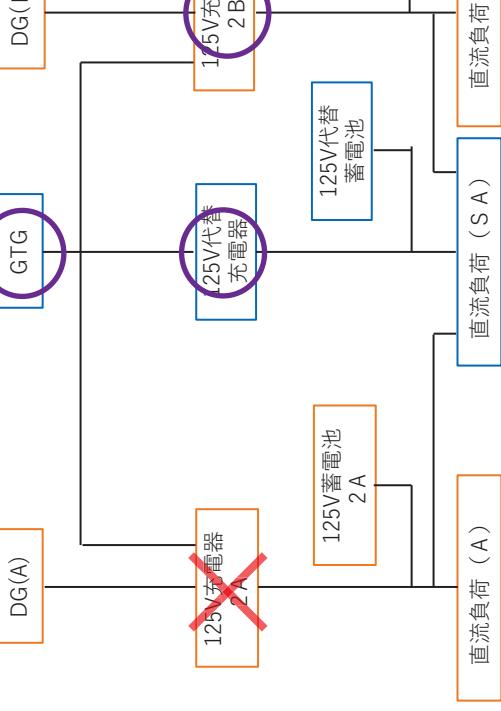
*2

*2 : 1 2 5 V蓄電池A系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機A系とし、1 2 5 V蓄電池B系が動作不能の場合は、非常用ディーゼル発電機B系とする。

*4 : 1 2 5 V充電器2 Aが動作不能の場合は、1 2 5 V充電器2 Bおよび1 2 5 V代替電器とし、1 2 5 V充電器2 Bが動作不能の場合は、1 2 5 V充電器2 Aおよび1 2 5 V代替電器とする。

女川II 2号炉（令和4年6月30日修正）

6 6 – 1 2 – 3 所内常設蓄電式直流電源設備
(例) 1 2 5 V充電器2 Aが動作不能の場合



適用される 原 子 状 態 の 炉 態	条 件	要 求 さ れ る 措 置	完了時 間
冷温停止 燃料交換	B. 充電器が動作 不能の場合	B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。	速やかに 完了時間
		B2. 発電課長は、非常用ディーゼル発電機*** ² を起動し、動作可能であることを確認する とともに、当該充電器の蓄電池が健全である ことを確認する。	速やかに 完了時間

および

B3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備 が動作可能であること、および当該充電 器の蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに 完了時間
--	--------------

および

B1. 発電課長は、当該充電器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。	速やかに 完了時間
--	--------------

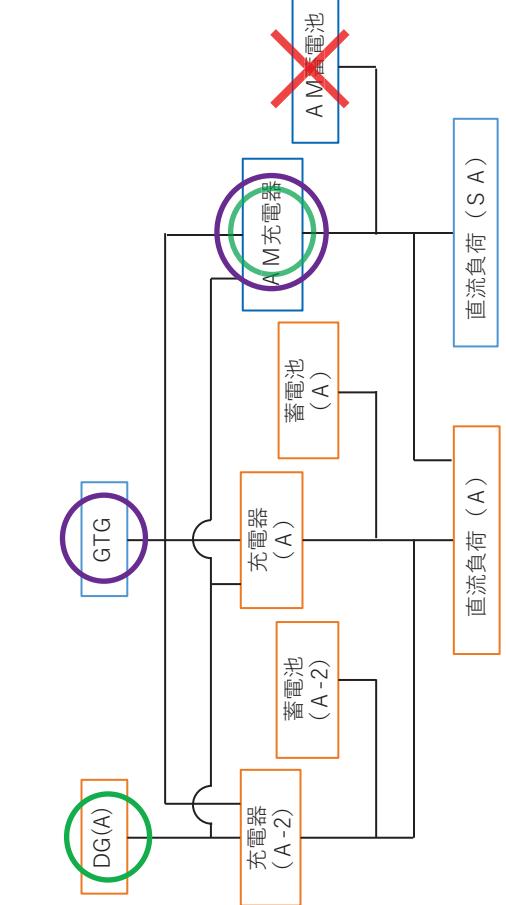
*4

*4 : 1 2 5 V充電器2 Aが動作不能の場合は、1 2 5 V充電器2 Bおよび1 2 5 V代替電器とし、1 2 5 V充電器2 Bが動作不能の場合は、1 2 5 V充電器2 Aおよび1 2 5 V代替電器とする。

凡例 : X : 故障想定, ○ : タイマー設備, ○ : C 設備

柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 11 月 9 日施行)

66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備
(例) AM 用直流 125V 蓄電池が動作不能の場合



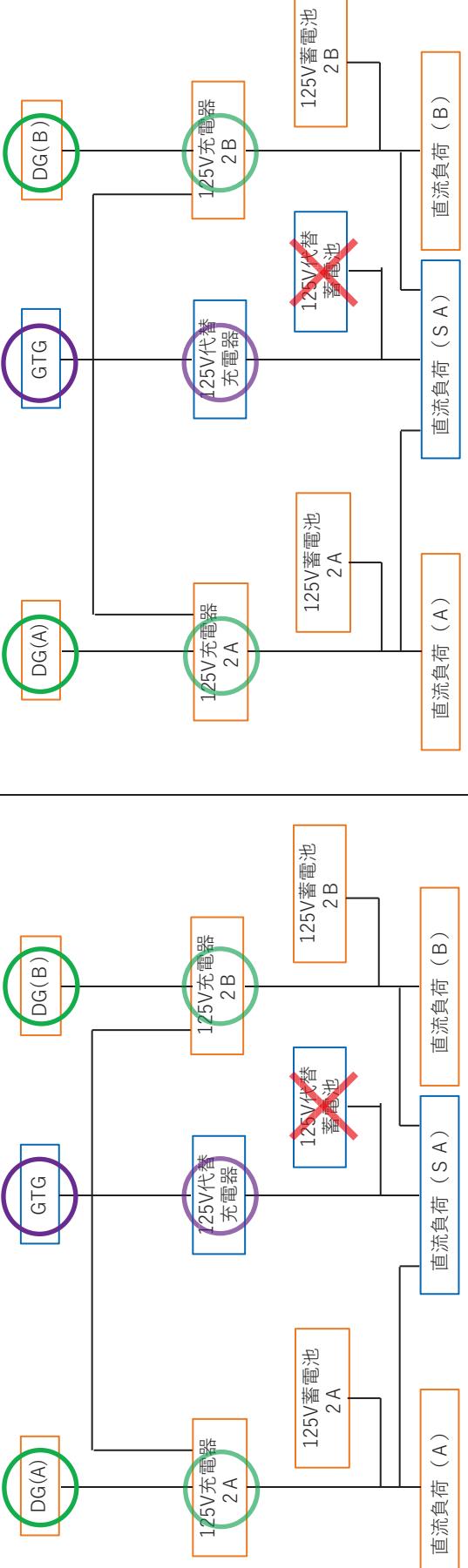
適用される原子子状の条件	要求される措置	完了時間
A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A 系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	速やかに
運転起動 高温停止	及び A2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。	3 日間
	及び A3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	30 日間

*2 : 残りの非常用ディーゼル発電機および 125V 充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川 2 号炉 (令和 4 年 6 月 30 日補正)

66-12-4 常設代替直流電源設備
(例) 125V 代替蓄電池が動作不能の場合

【要求される措置の記載表現のみ変更】



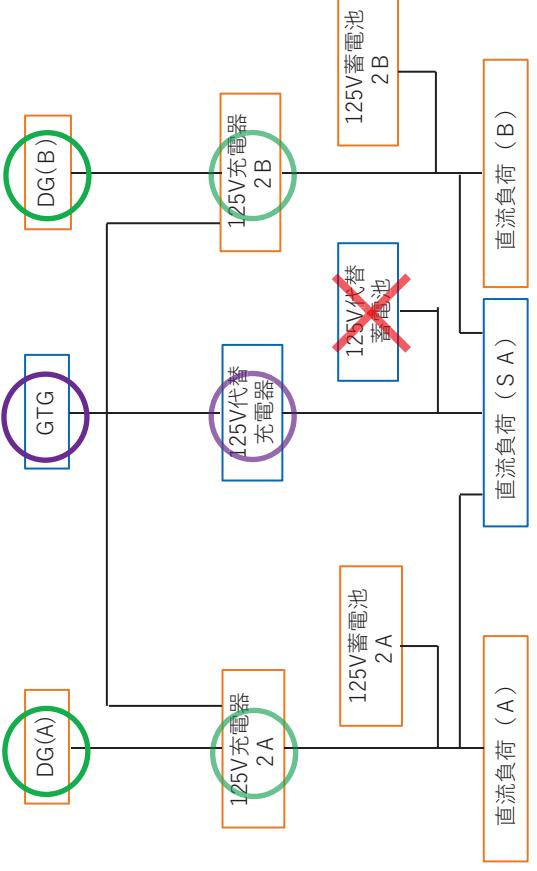
適用される原子子状の条件	要求される措置	完了時間
A. 125V 代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、1 台の非常用ディーゼル発電機 (A 系または B 系) を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する 125V 充電器が健全であることを確認する。および A2. 発電課長は、2 台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに
運転起動 高温停止	および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3 日間

*2 : 残りの非常用ディーゼル発電機および 125V 充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川 2 号炉再検討案

66-12-4 常設代替直流電源設備
(例) 125V 代替蓄電池が動作不能の場合

【要求される措置の記載表現のみ変更】

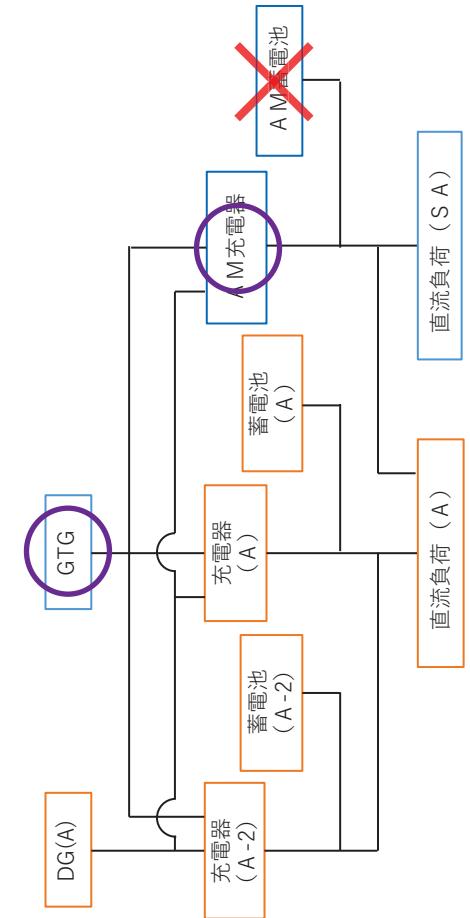


適用される原子子状の条件	要求される措置	完了時間
A. 125V 代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、1 台の非常用ディーゼル発電機 (A 系または B 系) を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する 125V 充電器が健全であることを確認する。および A2. 発電課長は、2 台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。	速やかに
運転起動 高温停止	および A3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3 日間

*2 : 残りの非常用ディーゼル発電機および 125V 充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

凡例 : **X** : 故障想定, **O** : タ設備, **○** : C設備

柏崎刈羽7号炉(令和2年11月9日施行)
66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備
(例) AM用直流125V蓄電池が動作不能の場合

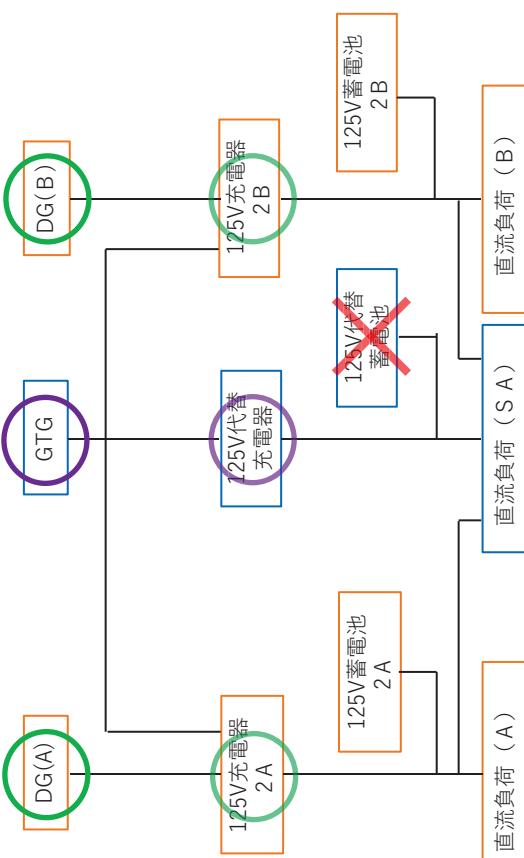


適用される原子炉態の状況	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止	A. 蓄電池が動作不能の場合	A1. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
燃料交換		A2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であること、および動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認することとともに、その他の設備※2が動作可能であることを確認する。 および	速やかに

※2

：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川2号炉(令和4年6月30日補正)
66-12-4 常設代替直流電源設備
(例) 125V代替蓄電池が動作不能の場合

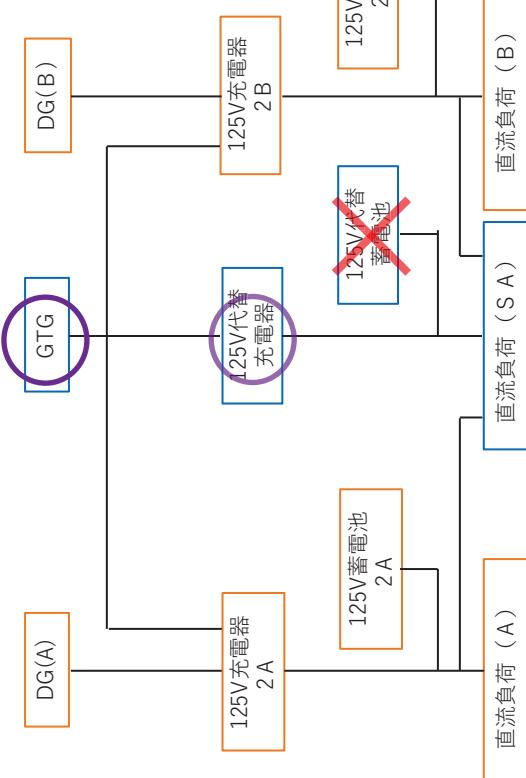


適用される原子炉態の状況	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止	A. 125V代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
燃料交換		A2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であること、および動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。 および	速やかに

※2

：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川2号炉再検討案
66-12-4 常設代替直流電源設備
(例) 125V代替蓄電池が動作不能の場合



適用される原子炉態の状況	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止	A. 125V代替蓄電池が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに
燃料交換		A2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であること、および動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。 および	速やかに

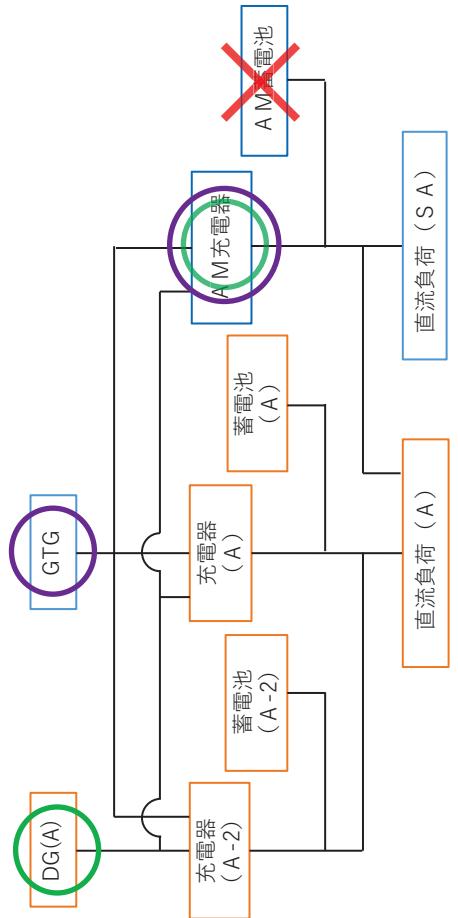
※2

：残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

凡例 : **X** : 故障想定, **○** : タイマー, **○** : C 設備

柏崎刈羽 7 号炉 (令和 2 年 11 月 9 日施行)

6 6-1 2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備
(例) AM 用直流 1 2 5 V 蓄電池が動作不能の場合



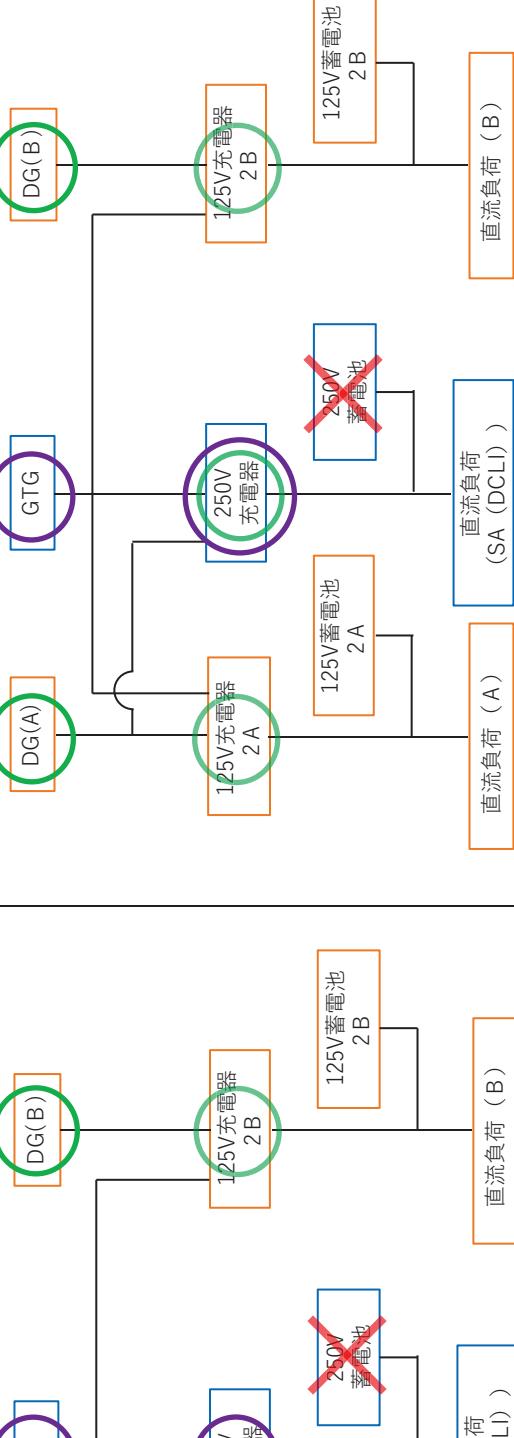
適用される 原原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転	A. 蓄電池が動作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 A 系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、当該蓄電池の充電器が健全であることを確認する。 A 3. 当直長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3 日間

適用される 原原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転	B. 2 5 0 V 蓄電池が動作不能の場合	B1. 発電課長は、1 台の非常用ディーゼル発電機 (A 系または B 系) を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する 1 2 5 V 充電器 および 2 5 0 V 充電器 が健全であることを確認する。 B2. 発電課長は、2 台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3 日間

*2 : 残りの非常用ディーゼル発電機および 1 2 5 V 充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川 2 号炉 (令和 4 年 6 月 30 日補正)

6 6-1 2-4 常設代替直流電源設備
(例) 2 5 0 V 蓄電池が動作不能の場合



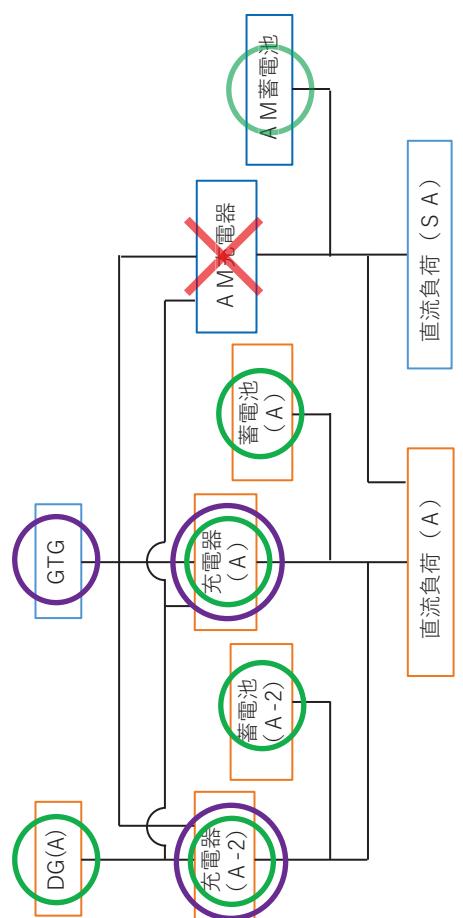
適用される 原原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転	B. 2 5 0 V 蓄電池が動作不能の場合	B1. 発電課長は、1 台の非常用ディーゼル発電機 (A 系または B 系) を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する 1 2 5 V 充電器 および 2 5 0 V 充電器 が健全であることを確認する。 B2. 発電課長は、2 台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認する。 B3. 発電課長は、当該蓄電池を動作可能な状態に復旧する。	3 日間

*2 : 残りの非常用ディーゼル発電機および 1 2 5 V 充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

凡例 : **×** : 故障想定, **○** : タ設備, **○** : C設備

柏崎刈羽7号炉(令和2年11月9日施行)

6 6-1 2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備
(例) AM用直流1 2 5 V充電器が動作不能の場合



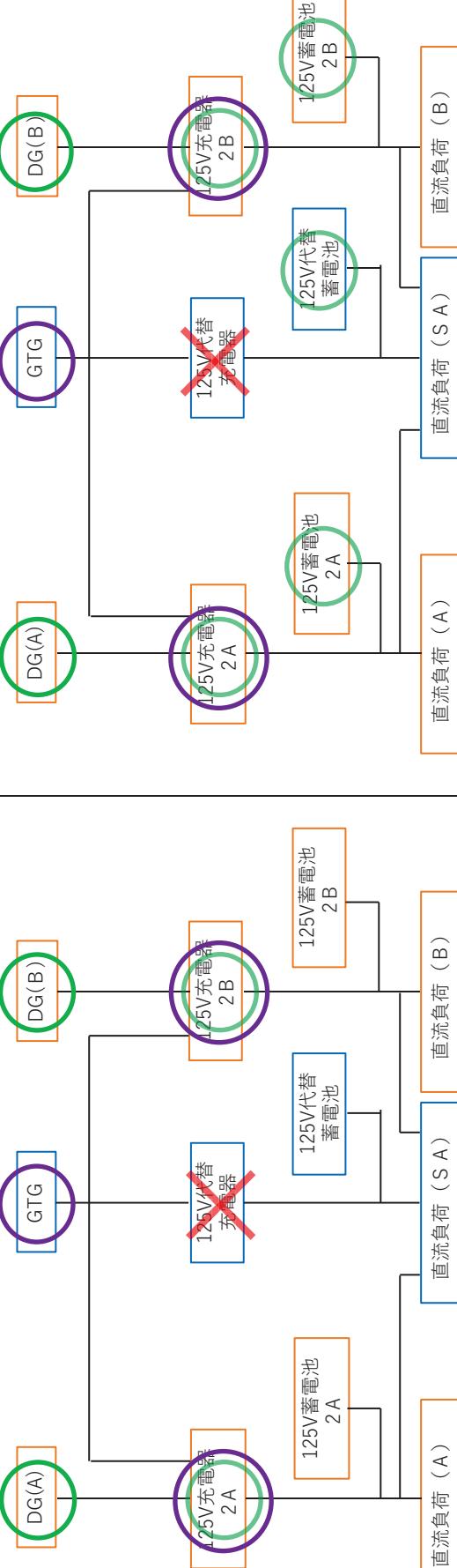
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	B. 充電器が動作 不能の場合	B 1. 当直長は、蓄電池A, A - 2 及びAMが健全であることを確認する。 及び B 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	速やかに

運転 起動 高温停止	A. 1 2 5 V代替 充電器が動作 不能の場合	A1. 略電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する1 2 5 V充電器が健全であることを確認する。 及び A2. 略電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに
		A3. 略電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※5が動作可能であることを確認する。	3日間

及 び	B 3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。 及び B 4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	B 3. 略電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間
--------	---	--------------------------------	------

女川2号炉(令和4年6月30日補正)

6 6-1 2-5 可搬型代替直流電源設備
(例) 1 2 5 V代替充電器が動作不能の場合



適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
運転 起動 高温停止	A. 1 2 5 V代替 充電器が動作 不能の場合	A1. 略電課長は、1 2 5 V代替蓄電池2 A, 1 2 5 V代替蓄電池2 Bおよび1 2 5 V代替蓄電池が健全であることを確認する。 および A2. 略電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し、動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機が健全であることを確認する。 および A3. 略電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、その他の設備※4が動作可能であることを確認する。	速やかに
		A4. 略電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間
		および A5. 略電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間

※ 4 : 残りの非常用ディーゼル発電機および1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※ 5 : 残りの1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

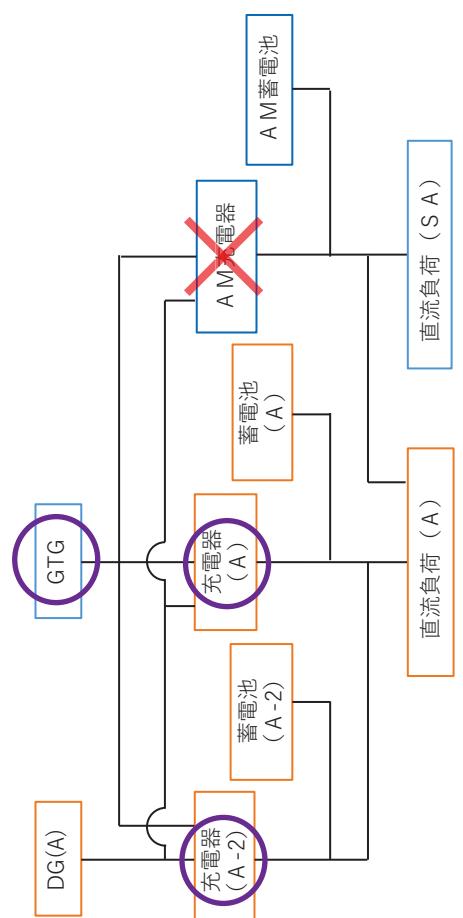
※ 6 : 残りの非常用ディーゼル発電機および1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

凡例 : **X** : 故障想定, **O** : タ設備, **○** : C設備

柏崎刈羽7号炉(令和2年11月9日施行)

6 6-1 2-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備

(例) AM用直流1 2 5 V充電器が動作不能の場合



適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 1 2 5 V代替 充電器が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、1 2 5 V代替充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機（A系またはB系）を起動し、動作可能であることを確認した非常用ディーゼル発電機に接続する。1 2 5 V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備***4が動作可能であることを確認する。	速やかに および	速やかに および

B 2. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認することを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。

及び

B 3. 発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するところに、1 2 5 V充電器が健全であることを確認するとともに、その他の設備***5が動作可能であることを確認する。

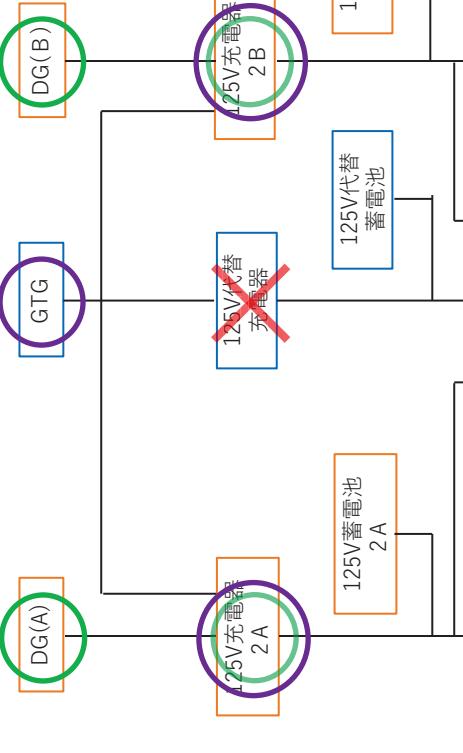
※4：残りの非常用ディーゼル発電機および1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：残りの1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川2号炉(令和4年6月30日補正)

6 6-1 2-5 可搬型代替直流電源設備

(例) 1 2 5 V代替充電器が動作不能の場合



適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 1 2 5 V代替 充電器が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、1 2 5 V代替充電器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	速やかに

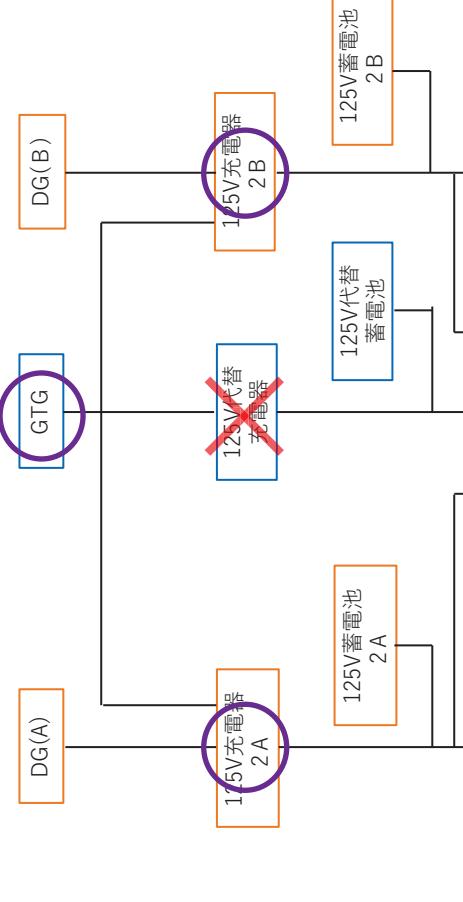
適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 1 2 5 V代替 充電器が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、1 2 5 V代替充電器を動作不能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※4：残りの非常用ディーゼル発電機および1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※5：残りの1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川2号炉再検討案

(例) 1 2 5 V代替充電器が動作不能の場合



適用される 原子炉 の状態	条件	要求される措置	完了時間
冷温停止 燃料交換	A. 1 2 5 V代替 充電器が動作 不能の場合	A1. 発電課長は、1 2 5 V代替充電器を動作不能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※4：残りの非常用ディーゼル発電機および1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

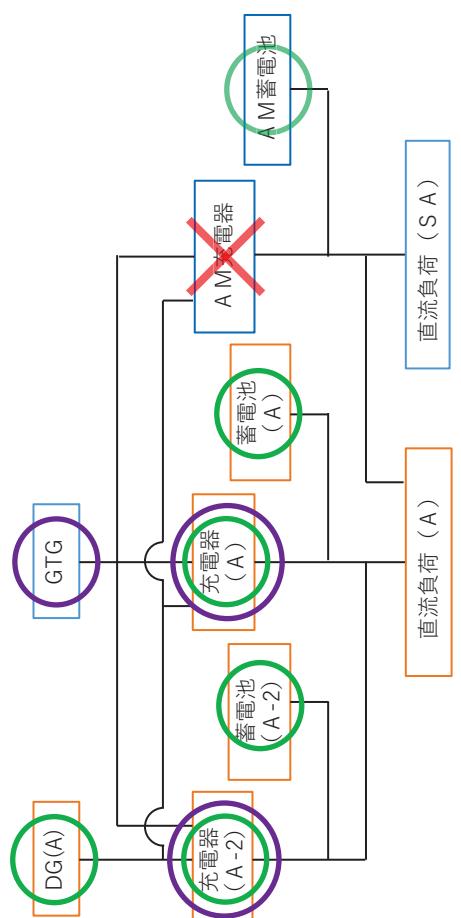
※5：残りの1 2 5 V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

凡例 : **X** : 故障想定, **O** : タ設備, **○** : C設備

柏崎刈羽7号炉(令和2年11月9日施行)

66-12-4 所内蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備

(例) AM用直流125V充電器が動作不能の場合



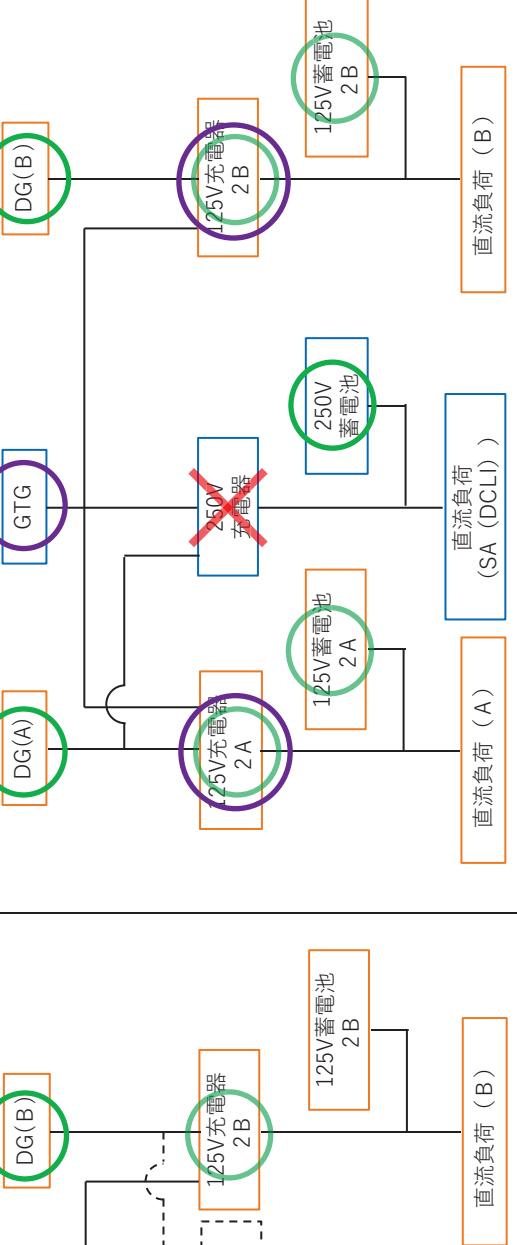
適用される原子子状態の炉子状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
運転起動	B. 充電器が動作不能の場合	B1. 当直長は、蓄電池A, A-2及びAMが健全であることを確認する。	B1.発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。	速やかに
高温停止		B2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機A系を起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	B2.発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。	速やかに
及び		B3. 当直長は、常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、残りの充電器が健全であることを確認する。	B3.発電課長は、2台の常設代替交流電源設備が動作可能であることを確認するとともに、125V蓄電池が健全であることを確認する。	3日間
及び		B4. 当直長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	B4.発電課長は、当該充電器を動作可能な状態に復旧する。	30日間

※4 : 残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

女川II 2号炉(令和4年6月30日補正)

66-12-5 可搬型代替直流電源設備

(例) 250V充電器が動作不能の場合

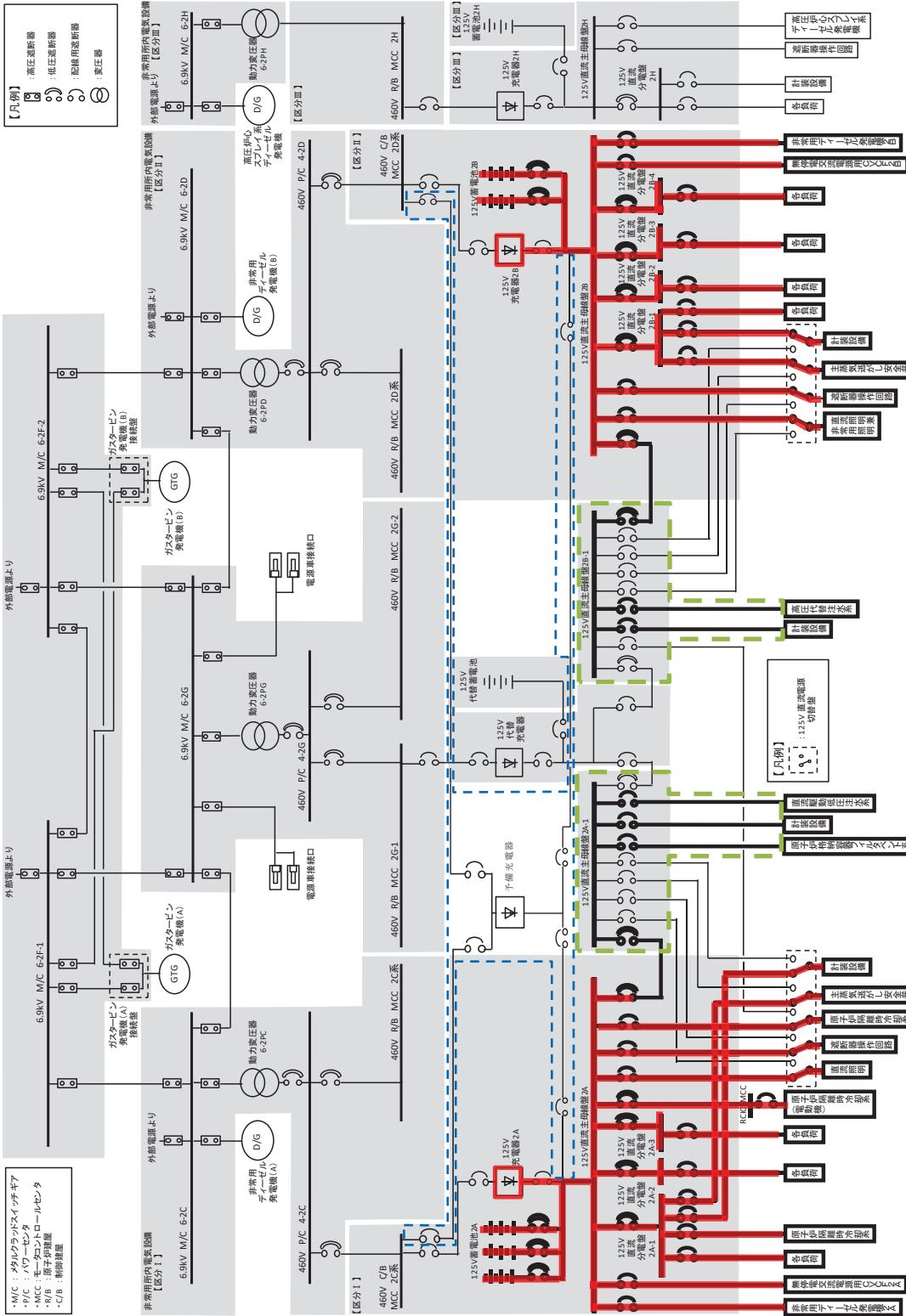


適用される原子子状態の炉子状態	条件	要求される措置	要求される措置	完了時間
運転起動	B. 250V充電器が動作不能の場合	B1.発電課長は、125V蓄電池2A, 125V蓄電池2Bおよび250V蓄電池が健全であることを確認する。	B1.発電課長は、125V蓄電池2A, 125V蓄電池2Bおよび250V蓄電池が健全であることを確認する。	速やかに
高温停止		B2.発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。	B2.発電課長は、1台の非常用ディーゼル発電機(A系またはB系)を起動し動作可能であることを確認するとともに、動作確認した非常用ディーゼル発電機に接続する125V充電器が健全であることを確認する。	速やかに

※4 : 残りの非常用ディーゼル発電機および125V充電器をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

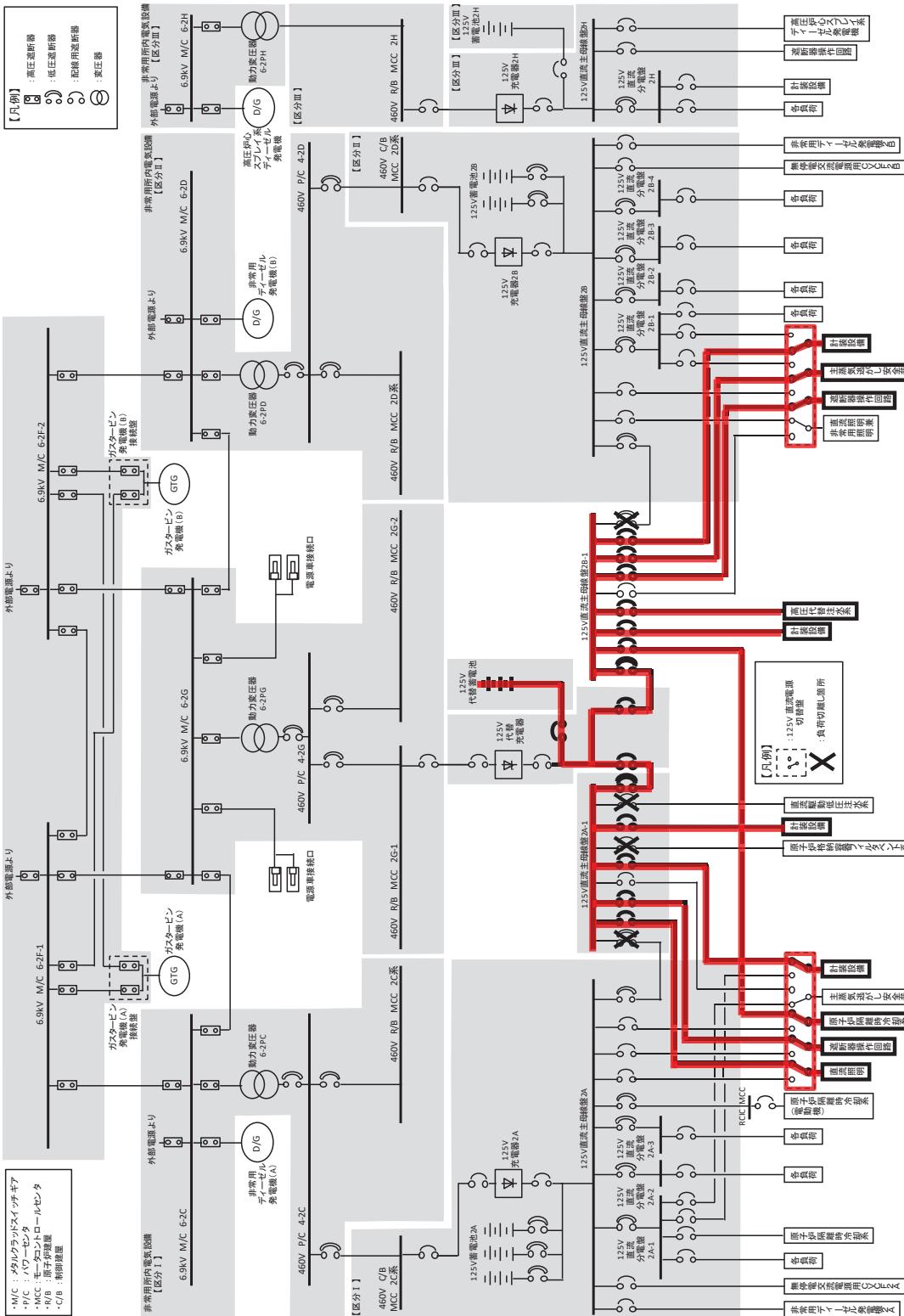
111

設置変更許可申請書からの追記箇所を青枠にて示す。



第 10.2-6 図 代替電源設備系統概要図（所内常設蓄電式直流電源設備による給電）

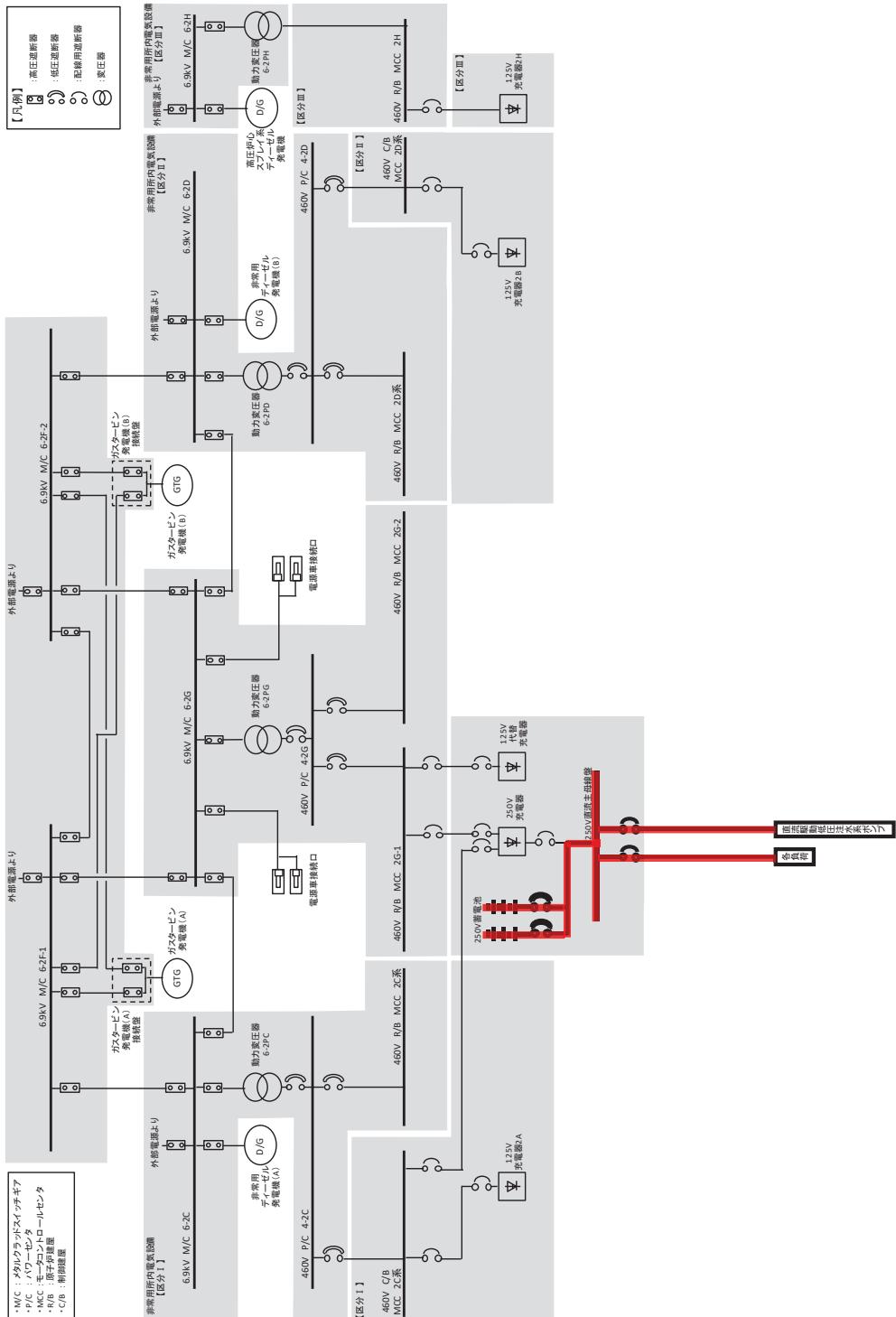
66-12-3 の範囲
赤線にて示す



66-12-4 の範囲
赤線にて示す

第 10.2-7 図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電）（125V 代替蓄電池による給電）

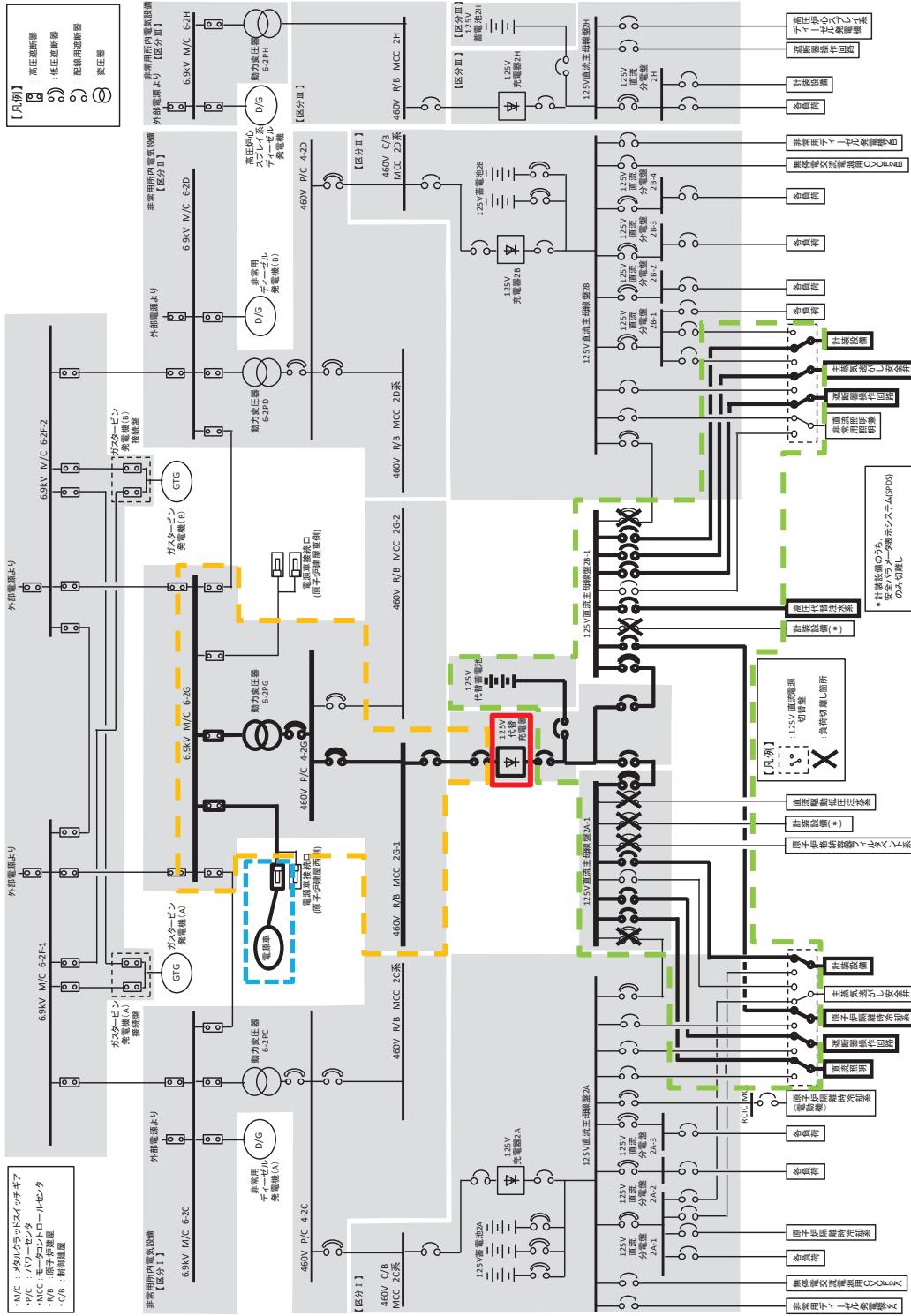
66-12-4 の範囲
赤線にて示す



第 10.2-8 図 代替電源設備系統概要図（常設代替直流電源設備による給電）(250V 蓄電池による給電)

赤枠にて示す
66-12-5 の範囲

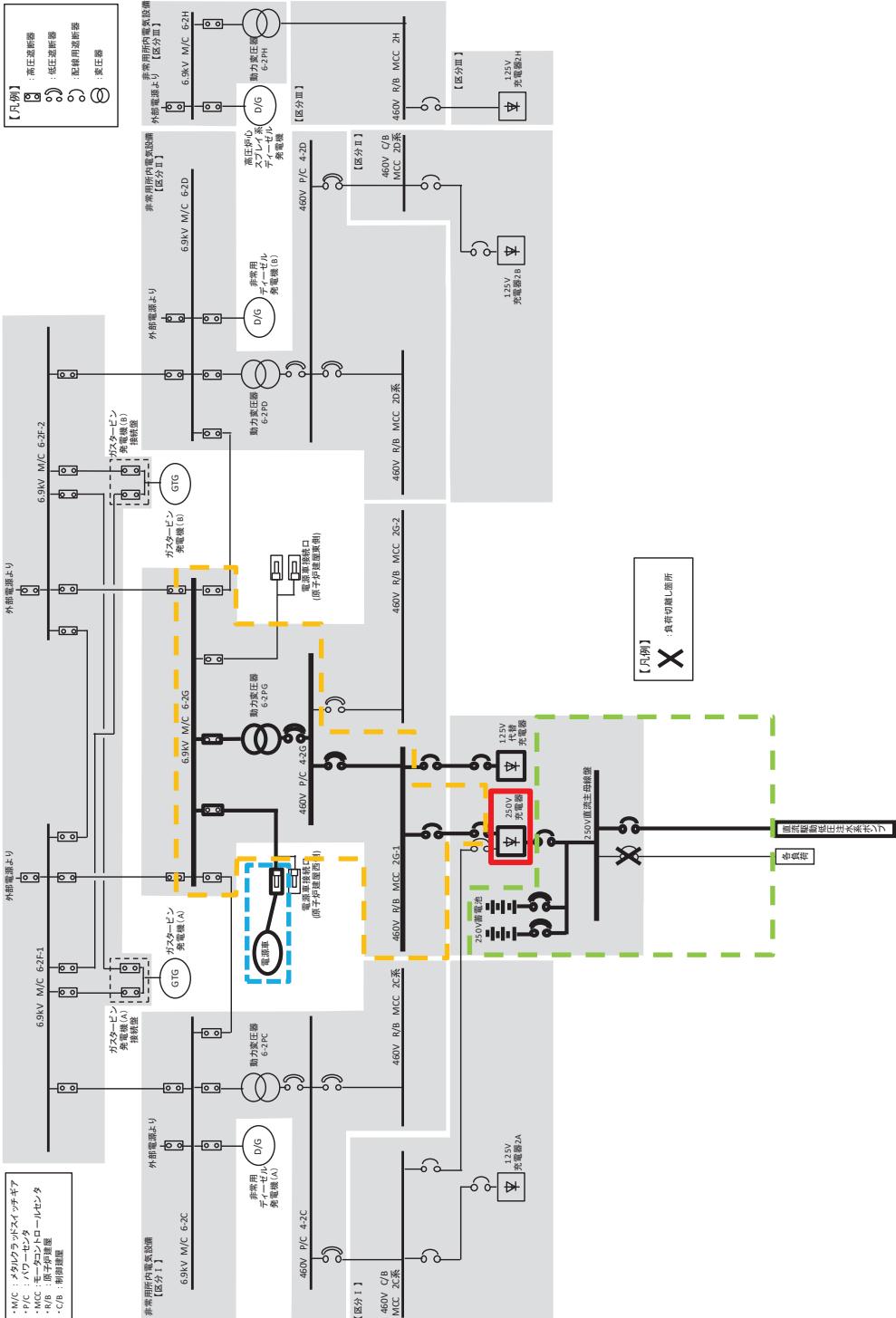
66-12-2 にて整理 66-12-6 にて整理 66-12-4 にて整理



第 10.2-11 図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替者直流電源設備による給電）（電源車から代替所内電気設備を経由して給電（125V 系統））

赤枠にて示す
66-12-5 の範囲

66-12-2 にて整理 66-12-6 にて整理 66-12-4 にて整理

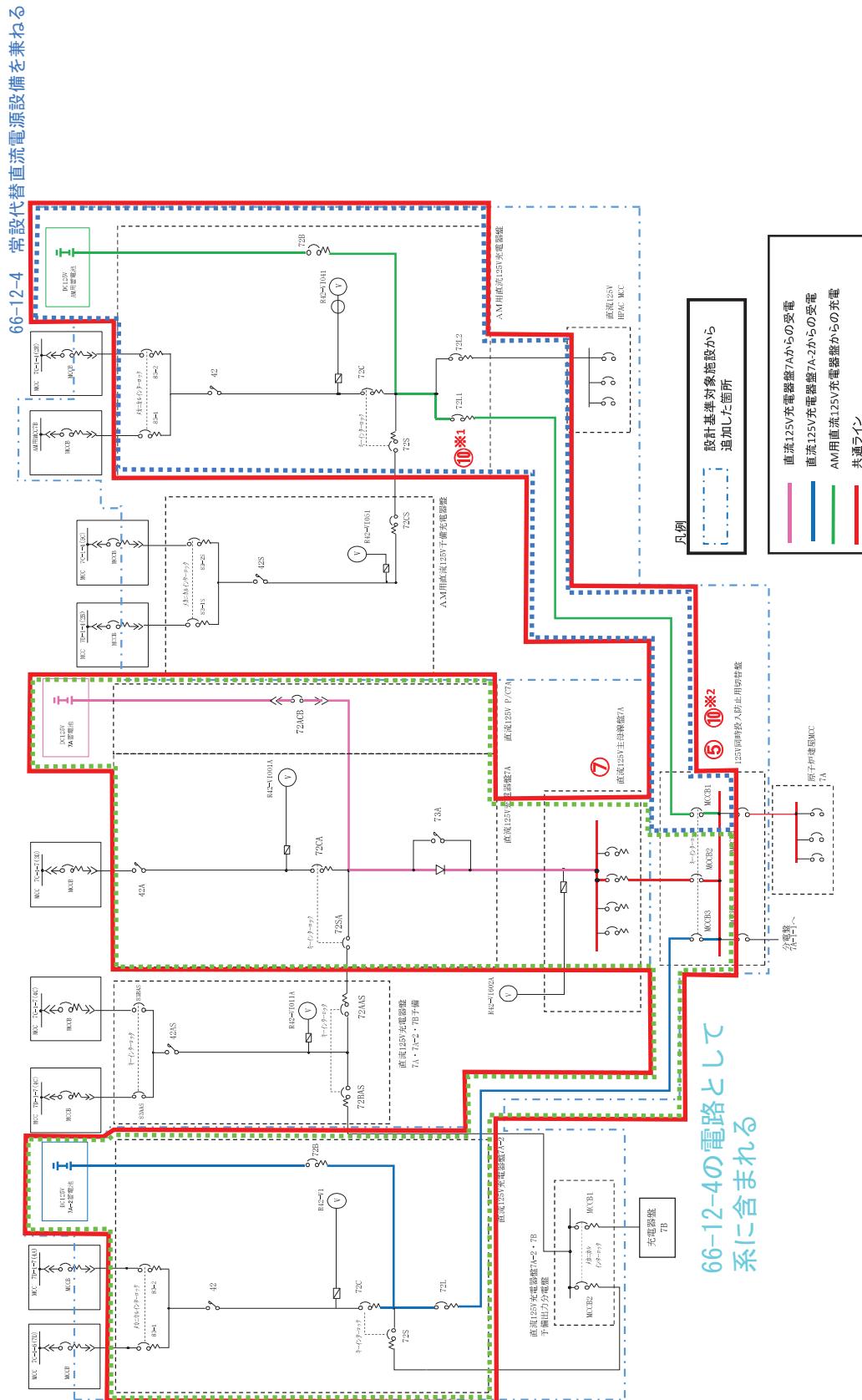


第 10.2-12 図 代替電源設備系統概要図（可搬型代替直流電源設備による給電）（電源車から代替所内電気設備を経由して

給電（250V 系統））

第62条、第63条と共に

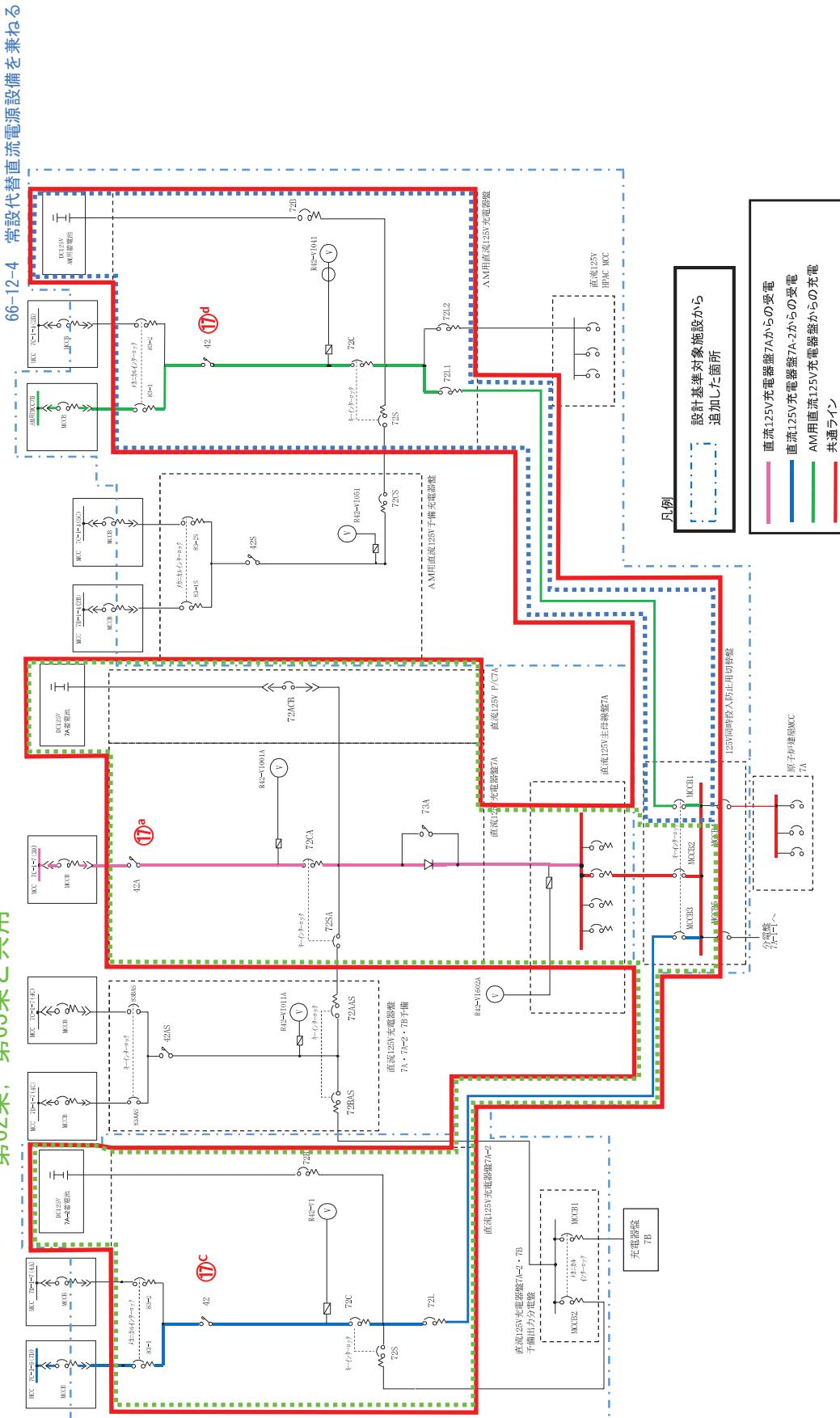
**66-12-4の範囲
赤枠にて示す**



第 1. 14. 17 図 所内蓄電池 A, 直流 125V 蓄電池 A-2, AM 用直流 125V 蓄電池切替え)
概要図
(直流 125V 蓄電池 A, 直流 125V 蓄電池 A-2, AM 用直流 125V 蓄電池切替え)

66-12-4の範囲
赤枠にて示す

第62条、
第63条と共に



第 1. 14. 18 図 所内蓄電式直流電源設備による給電
(直流 125V 充電器盤 A, 直流 125V 充電器盤 A-2, AM 用直流 125V 充電器盤受電) 概要図

3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成

設計基準対象施設に関する燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料貯蔵プール水温度、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）は外部電源が喪失した場合、非常用交流電源設備から給電を行える設計とする。

また、重大事故等対処設備に関する使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）は、直流水源が必要な場合、所内常設蓄電式直流電源設備である 125V 蓄電池 2A、常設代替直流電源設備である 125V 代替蓄電池又は可搬型代替直流電源設備である電源車及び 125V 代替充電器から給電が可能な設計とする。使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）及び使用済燃料プール監視カメラは、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から給電が可能な設計とする。（「図 3.3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（交流電源）」及び「図 3.3-2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（直流電源）」参照。）

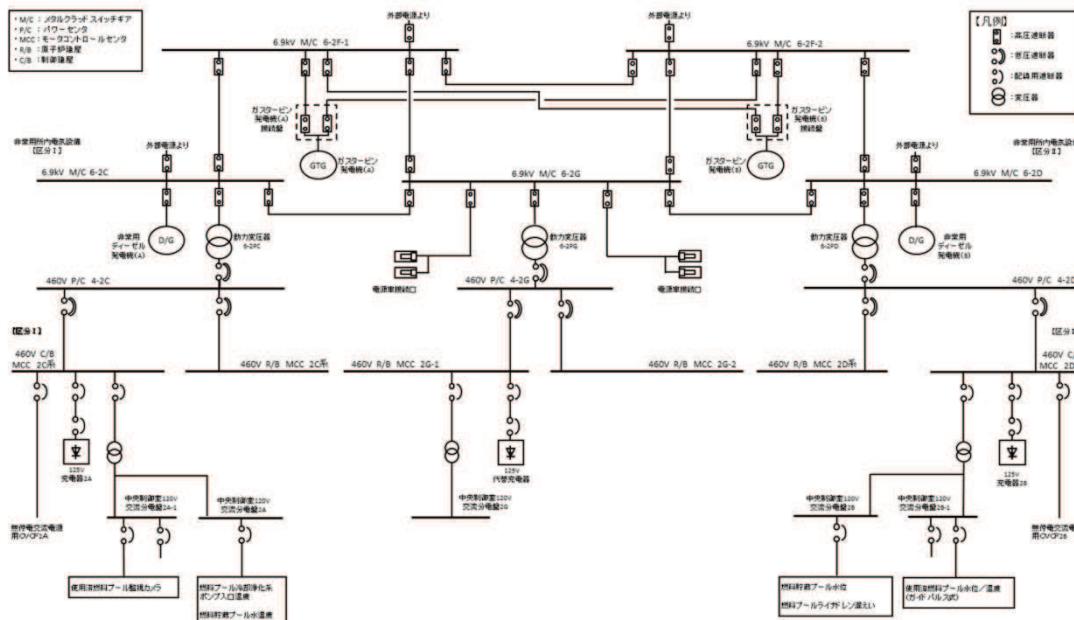


図 3.3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（交流電源）

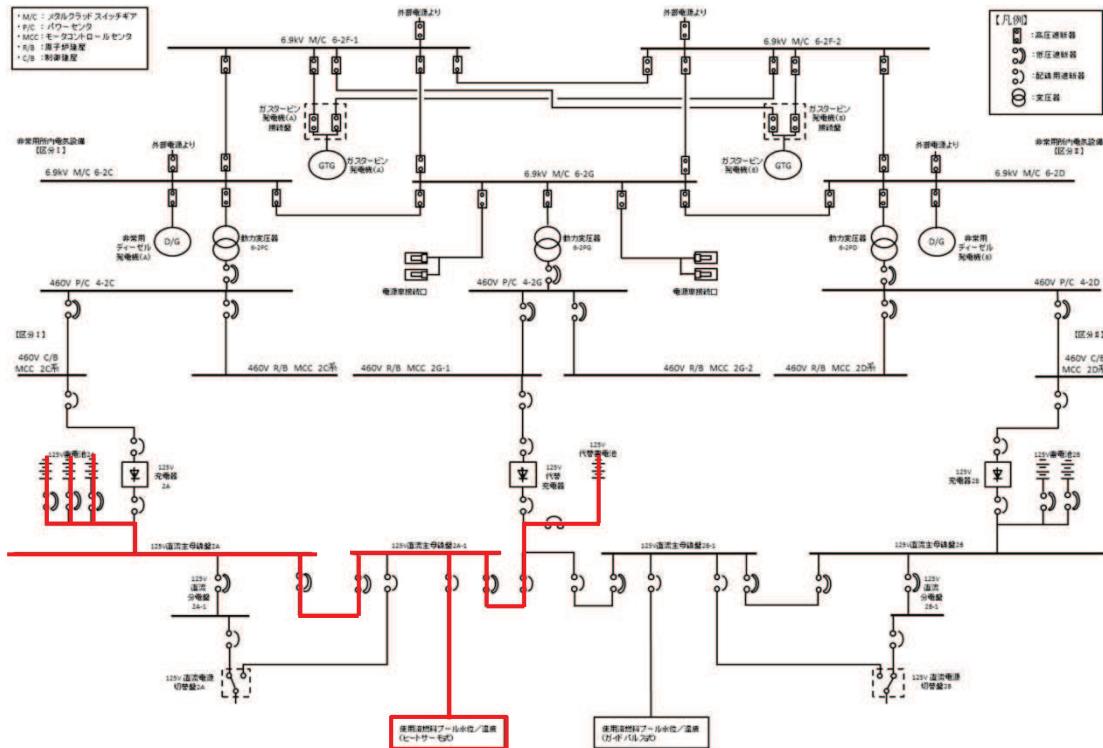


図 3.3-2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（直流電源）

R 2

VI-1-3-1

⑥ O 2

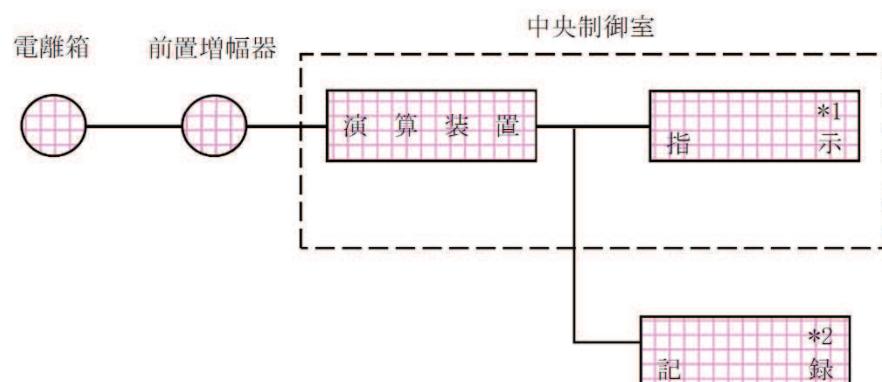
(2) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）

使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で增幅し、中央制御室の演算装置にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示する。また、SPDS伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。

（「図3-14 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）の概略構成図」及び「図3-15 検出器の構造図（使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量））」参照。）

直流電源が必要な場合には、所内常設蓄電式直流電源設備である125V蓄電池2A、常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池又は可搬型代替直流電源設備である電源車及び125V代替充電器から125V直流主母線盤を介して供給する。

（「図3-18 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を監視する装置の概略電源系統図（直流電源）」参照。）



注記*1：記録計
*2：SPDS 伝送装置



図3-14 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（低線量）の概略構成図

(3) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）

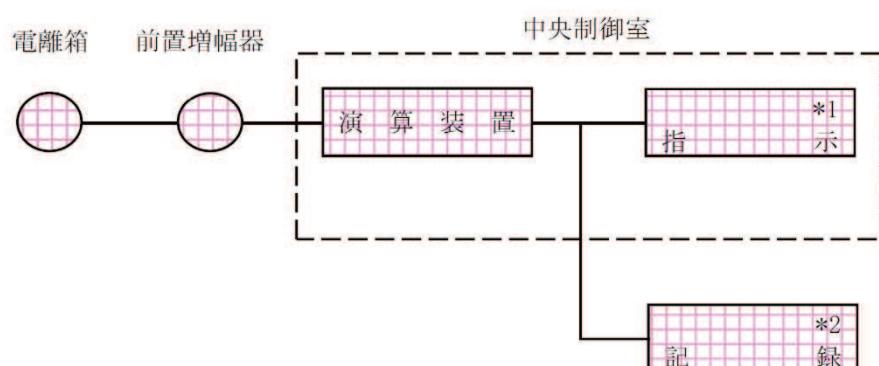
使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）の検出信号は、電離箱からの電気信号を前置増幅器で増幅し、中央制御室の演算装置にて線量当量率信号に変換する処理を行った後、線量当量率を中央制御室に指示する。また、SPDS伝送装置にて記録及び保存する。記録及び保存については、「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。

（「図3-16 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）の概略構成図」及び「図3-17 検出器の構造図（使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量））」参照。）

直流電源が必要な場合には、所内常設蓄電式直流電源設備である125V蓄電池2A、常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池又は可搬型代替直流電源設備である電源車及び125V代替充電器から125V直流主母線盤を介して供給する。

（「図3-18 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を監視する装置の概略電源系統図（直流電源）」参照。）

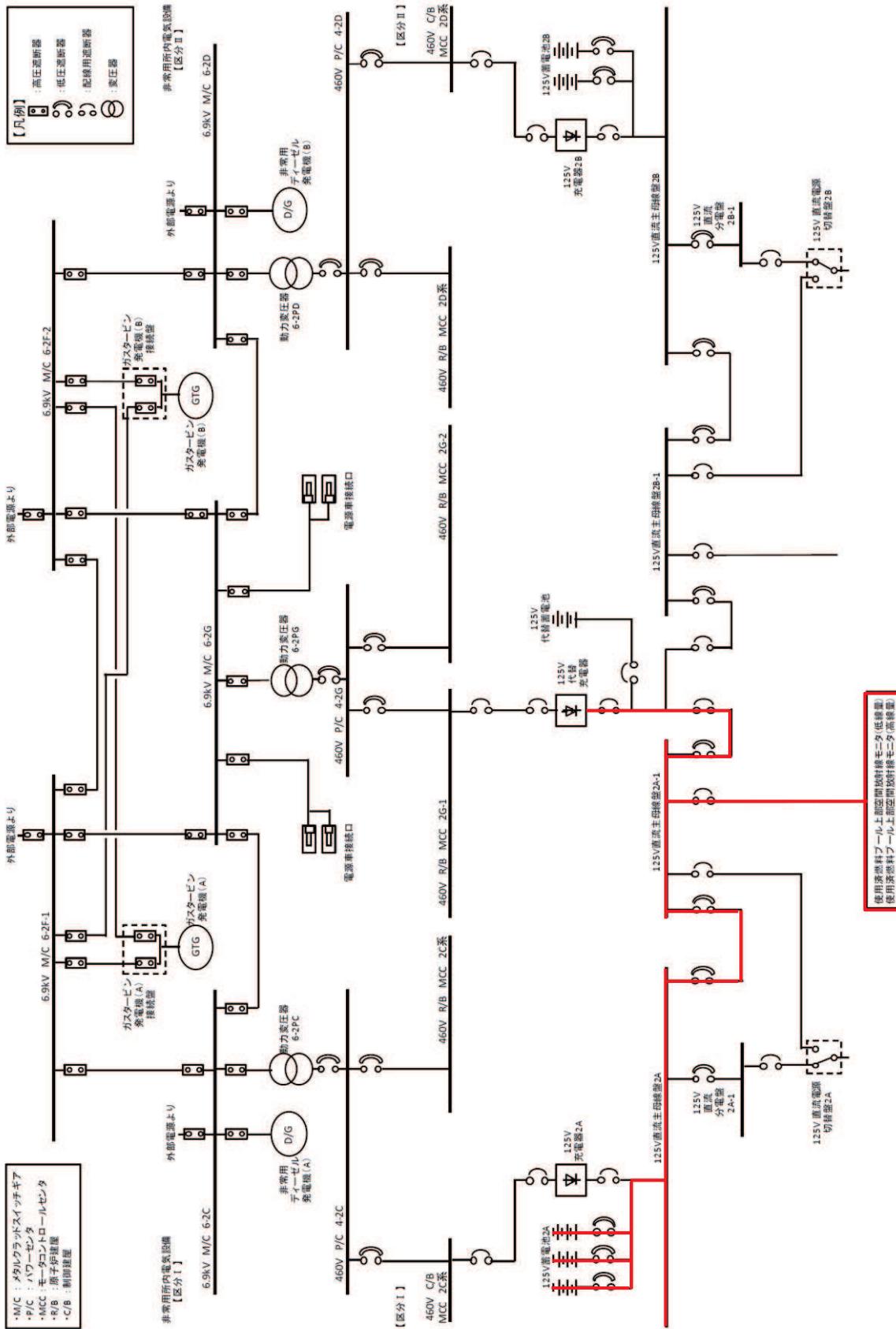
R 3
VI-1-7-1
⑥
O 2



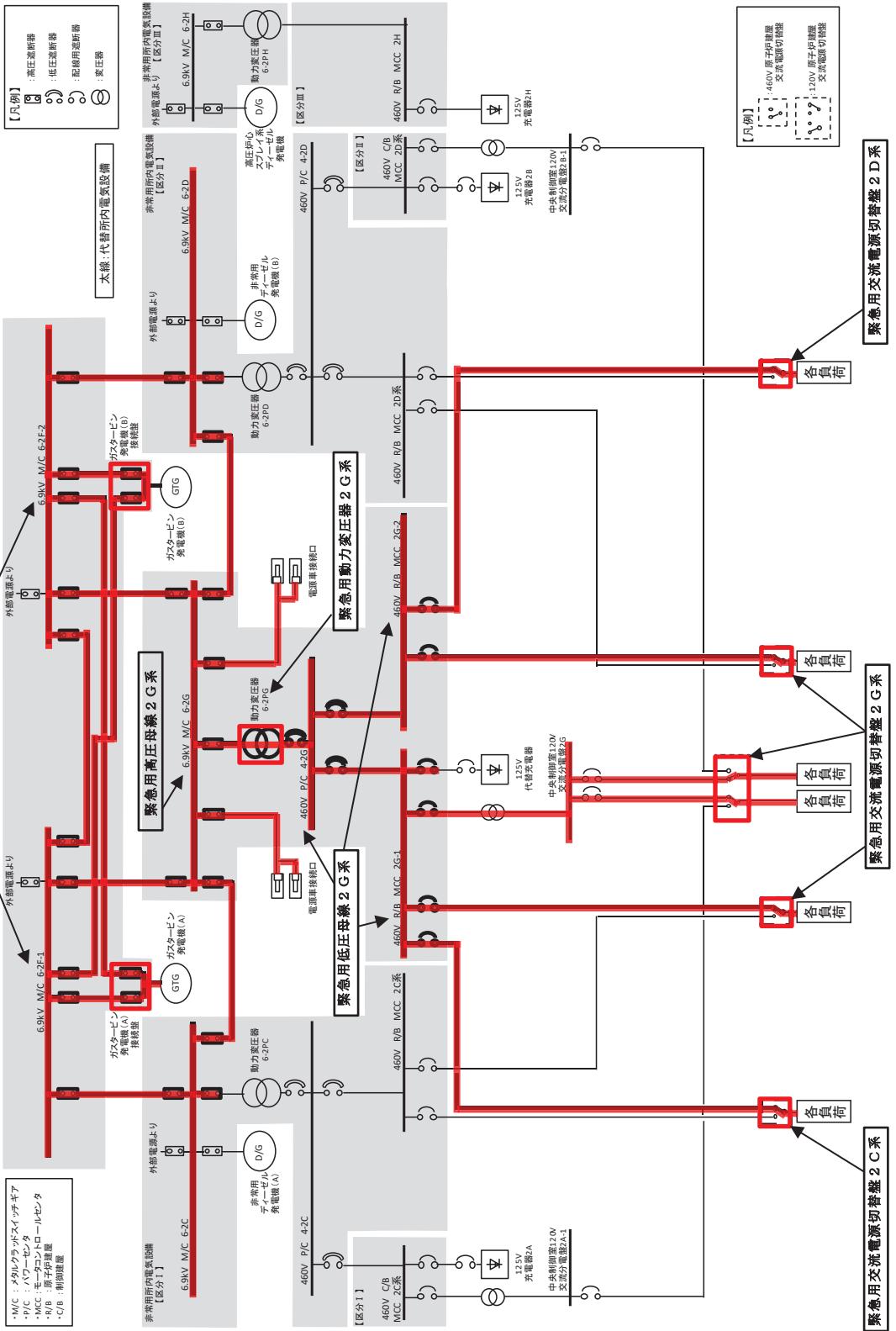
注記 *1 : 記録計
*2 : SPDS 伝送装置

	設計基準対象施設
	重大事故等対処設備
	設計基準対象施設及び重大事故等対処設備

図3-16 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量）の概略構成図



66-12-6 の範囲
赤枠・赤線にて示す



第 10.2-13 図 代替電源設備系統概要図（代替所内電気設備による給電）

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

表6 6-1 3 計装設備	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）					
6 6-1 3-1 主要パラメータ及び代替パラメータ						
(1) 運転上の制限						
項目	運転上の制限					
主要パラメータ	1 チャンネル以上が監視可能であること※1※3					
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3					
※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査及び原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ペント等の計器校正時は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。						
※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。なお、推定方法が複数ある場合は、いずれかの方法で推定できれば運転上の制限を満足しないとはみなさない。						
※3：主要パラメータ及び代替パラメータに記載する「」は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。						
1. 原子炉圧力容器内の温度						
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法			
運転起動	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他の 検出器	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合、他の検出器により推定する。			
高温停止	②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域)	②原子炉圧力(SA)	原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定する上で、原子炉圧力より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。			
冷温停止	②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA)	②原子炉水位(SA広域) ②原子炉水位(SA燃料域)	原子炉圧力容器温度			
燃料交換※4	原子炉圧力容器温度	原子炉停止 冷温停止 燃料交換※4	原子炉圧力容器内の温度を推定する。			
③残留熱除去系熱交換器入口温度						
※4：残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。						

差異理由	TS-25 6 6-1 3 - 1 主要パラメータおよび代替パラメータ		
表6 6-1 3 計装設備	6 6-1 3-1 主要パラメータおよび代替パラメータ		
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限		
主要パラメータ	主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること※1※3		
代替パラメータ	主要パラメータの推定が可能であること※1※2※3		
※1：プラント起動に伴う計器校正、原子炉水圧検査および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合並びに計器ペント等の計器校正時は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。			
※2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、推定方法が複数あることを示す。			
※3：主要パラメータ及び代替パラメータに記載する「」は、有効監視パラメータまたは重要監視パラメータの常用計器（耐震性または耐環境性等はないが、監視可能であれば原子炉施設の状態を把握することが可能な計器）を示す。運転上の制限は適用しないが、要求される措置で代替パラメータとして確認することができる。			
1. 原子炉圧力容器内の温度			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法
運転起動	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他の 検出器	原子炉圧力容器温度の1つの検出器が故障した場合、他の検出器により推定する。
高温停止	②原子炉圧力(SA) ②原子炉水位(広帯域)	②原子炉圧力(SA)	原子炉水位から原子炉圧力容器内の飽和状態にあると想定する上で、原子炉圧力より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の温度を推定する。
冷温停止	②原子炉水位(燃料域) ②原子炉水位(SA)	②原子炉水位(SA広域) ②原子炉水位(SA燃料域)	原子炉圧力容器温度
燃料交換※4	原子炉圧力容器温度	原子炉停止 冷温停止 燃料交換※4	原子炉圧力容器内の温度を推定する。
③残留熱除去系熱交換器入口温度		以下、同じ差異の理由は記載省略 ・双方：計測範囲の異なる2つの計器に対し、2つのパラメータを設定 ・パラメータ：計測範囲の異なる2つの計器に対し、1つのパラメータを設定	
※4：残留熱除去系熱交換器入口温度により推定する。		以下、同じ差異の理由は記載省略 ・双方：計測範囲の異なる2つの計器に対し、1つのパラメータを設定	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川 2号炉案	
※4：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合		※4 : 原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合	
2. 原子炉圧力容器内の圧力		2. 原子炉圧力容器内の圧力	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	差異理由
			理由は記載省略
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
			推定方法
			原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
			①主要パラメータの他チャンネル
			②原子炉圧力 (SA) により推定する。
			③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域)
			③原子炉水位 (SA広帶域)
			③原子炉水位 (SA燃料域)
			原子炉圧力
			原子炉圧力容器温度
			原子炉圧力 (SA) の1チヤンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
			①主要パラメータの他チャンネル
			②原子炉圧力 により推定する。
			③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域)
			③原子炉水位 (SA広帶域)
			③原子炉水位 (SA燃料域)
			原子炉圧力
			原子炉圧力容器温度
			原子炉圧力 (SA) の1チヤンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
			①主要パラメータの他チャンネル
			②原子炉圧力 により推定する。
			③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域)
			③原子炉水位 (SA広帶域)
			③原子炉水位 (SA燃料域)
			原子炉圧力
			原子炉圧力容器温度
			原子炉圧力 (SA) の1チヤンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
			①主要パラメータの他チャンネル
			②原子炉圧力 により推定する。
			③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域)
			③原子炉水位 (SA広帶域)
			③原子炉水位 (SA燃料域)
			原子炉圧力
			原子炉圧力容器温度
			原子炉圧力 (SA) の1チヤンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
			①主要パラメータの他チャンネル
			②原子炉圧力 により推定する。
			③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域)
			③原子炉水位 (SA広帶域)
			③原子炉水位 (SA燃料域)
			原子炉圧力
			原子炉圧力容器温度
			原子炉圧力 (SA) の1チヤンネルが故障した場合は、他のチャンネルにより推定する。
			①主要パラメータの他チャンネル
			②原子炉圧力 により推定する。
			③原子炉水位 (広帶域) ③原子炉水位 (燃料域)
			③原子炉水位 (SA広帶域)
			③原子炉水位 (SA燃料域)
			原子炉圧力
			原子炉圧力容器温度

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

3. 原子炉圧力容器内の水位		女川 2 号炉案			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	3. 原子炉圧力容器内の水位		差異理由	
		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ要素
		原子炉水位 (広域) の 1 チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉水位 (広域) の 1 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位 (広域) の 1 チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (SA 広域)	原子炉水位 (SA 広域) により推定する。	原子炉水位 (SA 広域) により推定する。
		③高压代替注水系系統流量	③高压代替注水系ポンプ出口流量	③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量)	③残留熱除去系洗浄ライン流量 (残留熱除去系 B 系格納容器冷却ライン洗浄流量)
		③復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量)	③復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)	③直流駆動低圧注水系ポンプ出ロ流量	③直流駆動低圧注水系ポンプ出ロ流量
		③原子炉隔離時冷却系系統流量	③原子炉隔離時冷却系ポンプ出ロ流量	③代替循環冷却ポンプ出ロ流量	③代替循環冷却ポンプ出ロ流量
		③原子炉心注水系系統流量	③原子炉心スプレイ系ポンプ出ロ流量	③残留熱除去系ポンプ出ロ流量	③残留熱除去系ポンプ出ロ流量
		③残留熱除去系系統流量	③低压炉心スプレイ系ポンプ出ロ流量	④原子炉圧力 (S/A)	原子炉圧力、原子炉圧力 (S/A) と圧力抑制室圧力の差
				④原子炉圧力 (S/A)	圧力抑制室圧力の満水を推定する。
				④格納容器内圧力 (S/C)	
				④低压炉圧力	

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される主要パラメータ	代替パラメータ
		要素	要素
		原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉水位（燃料域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ⁵	①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位（SA）により推定する。 ③高压代替注水系系統流量 ④復水補給水系流量（RHR A系代替注水流量） ⑤復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）	原子炉水位（燃料域） ③残留熱除去系洗浄ライドスプレイライシン洗浄流量 ④高圧代替注水系ポンプ出口流量 ⑤残留熱除去系洗浄ライドスプレイライシン洗浄流量 機器動作状態にある 留熱除去系B系格納容器冷却ライイン洗浄流量 ⑥直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量 ⑦代替循環冷却ポンプ出口流量 ⑧原子炉隔壁時冷却系ポンプ出口流量 ⑨高圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ⑩残留熱除去系ポンプ出口流量 ⑪低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉水位（燃料域） ①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。 ②原子炉水位（SA燃料域）により推定する。 ③高圧代替注水系ポンプ出口流量 ④残留熱除去系洗浄ライドスプレイライシン洗浄流量 機器動作状態にある 注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。 ⑤転動 ⑥起動 ⑦高温停止 ⑧冷温停止 ⑨燃料交換※ ⁵
		機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。 ③原子炉隔壁時冷却系系統流量 ④高圧炉心注水系系統流量 ⑤残留熱除去系系統流量	• SA時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替バラメータに記載。 ⑥転動 ⑦起動 ⑧高温停止 ⑨冷温停止 ⑩燃料交換※ ⁵
		④原子炉圧力 ④原子炉圧力（SA） ④格納容器内圧力（S/C）	原子炉圧力、原子炉圧力（SA）と圧力抑制室圧力の差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	適用される主要パラメータ代替パラメータ		差異理由			
		要素	要素	要素	要素		
運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※5	①原子炉水位（広帶域） ①原子炉水位（燃料域） ②復補給水系系統流量（RHR A系代替注水流量） 原子炉水位（SA）	原子炉水位（広帶域），原子炉水位（燃料域）により推定する。	原子炉水位（広帶域） ①原子炉水位（広帶域）	原子炉水位（広帶域）により推定する。	• S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載	• S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載	• S A時の注水設備である直流駆動低圧注水系ポンプ、代替循環冷却ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプの出口流量を代替パラメータに記載
	②原子炉隔離時冷却系系統流量 ②高压炉心注水系系統流量 ②残留熱除去系系統流量	機器動作状態にある流量より、崩壊熱による原子炉水位変化量を考慮し、原子炉圧力容器内の水位を推定する。	②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA） ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（S A） ③圧力抑制室圧力	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（燃料域）	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。 ②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量
	③原子炉圧力 ③原子炉圧力（S A） ③格納容器内圧力（S/C）	差圧から原子炉圧力容器の満水を推定する。	原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（燃料域）	原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（燃料域）	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。	原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（燃料域）	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。
	運転 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※5	転動 起動 高温停止 低温停止 燃料交換※5	②原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量 ②残留熱除去系ポンプ出口流量 ②低压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	原子炉水位（SA） ③原子炉圧力 ③原子炉圧力（S A） ③圧力抑制室圧力	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。	原子炉水位（燃料域） ①原子炉水位（燃料域）	機器動作状態にある注水流量と崩壊熱除去に必要な注水流量により推定する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

		柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川 2号炉案	差異理由
※5	原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合			原子炉圧力容器の満水を推定する。	
※5	原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが開の場合				

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

4. 原子炉圧力容器への注水量				差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ		代替パラメータ	
	要素	要素	要素	
高圧代替注水系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	
運転起動※6 高温停止※6	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧代替注水系系統流量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	
原子炉隔離時冷却系系統流量	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により原子炉隔離時冷却系系統流量を推定する。	水源である復水貯蔵槽水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	
高圧炉心スプレイ系 ボンプ出口流量	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	
高圧炉心注水系 系統流量	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	注水先の原子炉水位の水位変化により高圧炉心注水系系統流量を推定する。	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	
※6 : 高圧代替注水系系統流量及び原子炉隔離時冷却系系統流量については、原子炉圧力が 1.03 MPa [gage] 以上の場合に適用する。 1. O 3 MPa [gage] 以上の場合に適用する。				※6 : 高圧代替注水系ボンプ出口流量については、原子炉圧力が 1.04 MPa [gage] 以上の場合に適用する。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案	差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法		
	①圧力抑制室水位	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。			・S A時の注水設備である代替循環冷却ポンプ及び直流动低圧注水系ポンプの出口流量を主要パラメータに記載（柏崎は、復水移送ポンプとは別に代替循環冷却系ポンプ、直流动低圧注水系ポンプを設置しない。）
代替循環冷却ポンプ出ロ流量	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。			
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵タンク水位	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。			
直流动低圧注水系ポンプ出ロ流量	②原子炉水位（広帯域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（S A広帯域） ②原子炉水位（S A燃料域）	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案				
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ		適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素		代替パラメータ	差異理由
		要素	要素		要素	要素		
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※7	復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量)	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (SA)	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	・ABWR と BWR-5 の ECCS の構成の違いによる。 女川：低圧炉心スプレイ系あり 柏崎：低圧炉心スプレイ系なし
	復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	水源である復水貯蔵槽水位 (SA) の変化により注水量を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (SA)	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	・ABWR と BWR-5 の ECCS の構成の違いによる。 女川：低圧炉心スプレイ系あり 柏崎：低圧炉心スプレイ系なし
	残留熱除去系 系統流量	①サプレッショントン・チエーヌバ・プール水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA)	水源であるサプレッショントン・チエーヌバ・プール水位の変化により注水量を推定する。	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (SA)	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合
	低圧炉心スプレイ 系ポンプ出口流量			①圧力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (SA)	水源である圧力抑制室水位の変化量により注水量を推定する。	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	原子炉水位の変化量により注水量を推定する。	※7：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案			
5. 原子炉格納容器への注水量				差異理由			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②格納容器下部水位 ③格納容器内圧力 (W) ④格納容器内圧力 (C) ⑤格納容器冷却ライン洗浄流量	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	・女川では、代替スプレイ冷却系として、残留熱除去系A系の洗浄ラインを使用可能	運転 起動 高温停止	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ③ドライウェル水位 ④ドライウェル温度 ⑤ドライウェル圧力 ⑥圧力抑制室圧力 ⑦廃熱除去系洗浄ライン流量(廃熱除去系ヘッドスプレイン洗浄流量)	原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位の変化量により注水量を推定する。	・女川では、代替スプレイ冷却系として、残留熱除去系A系の洗浄ラインを使用可能
運転 起動 高温停止	①復水貯蔵槽水位 (SA) ②格納容器下部水位 ③格納容器内圧力 (W) ④格納容器内圧力 (C) ⑤格納容器冷却ライン洗浄流量	水源である復水貯蔵タンク水位の変化量により注水量を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	・女川では、ドライウェル水位を代替パラメータとして記載(柏崎:注水先の圧力とポンプの注水特性より推定)	運転 起動 高温停止	①復水貯蔵タンク水位 ②原子炉格納容器下部水位 ③ドライウェル水位 ④ドライウェル温度 ⑤ドライウェル圧力 ⑥圧力抑制室圧力 ⑦廃熱除去系洗浄ライン流量(廃熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位の変化量により注水量を推定する。	・女川では、ドライウェル水位を代替パラメータとして記載(柏崎:注水先の圧力とポンプの注水特性より推定)
運転 起動 高温停止	①原子炉格納容器代替 ②ブレイン流量	原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位の変化量により注水量を推定する。	・女川では、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流量を計測するための計器を設置(柏崎:復水補給水系流量(RHR B系	運転 起動 高温停止	①原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位 ③ドライウェル温度 ④ドライウェル圧力 ⑤圧力抑制室圧力 ⑥廃熱除去系洗浄ライン流量(廃熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量)	原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位の変化量により注水量を推定する。	・女川では、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の流量を計測するための計器を設置(柏崎:復水補給水系流量(RHR B系

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由 代替注水流量にて計測)
		いることを推定する。		
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	推定方法
代替循環冷却ポンプ 出口流量	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウェル水位	原子炉格納容器下部水位, ドライウェル水位の変化量 により注水量を推定する。	①原子炉格納容器下部水位 ①ドライウェル水位	・女川では、代替循環冷却ポンプ出口流量を主要パラメータとして記載（柏崎：代替循環冷却ポンプを設置しない。）
運転 起動 高温停止	②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力	ドライウェル温度、ドライ ウェル圧力、圧力抑制室圧 力が低下傾向にあることによ り注水機能が確保されてい ることを推定する。	②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力	・女川では、代替循環冷却ポンプ出口流量を主要パラメータとして記載（柏崎：代替循環冷却ポンプを設置しない。）
①復水貯蔵タンク水位 原予炉格納容器下部 注水流量	①復水貯蔵タンク水位 原予炉格納容器下部 注水流量	水源である復水貯蔵タンク 水位の変化量により注水量 を推定する。なお、復水貯 蔵タンクの補給状況も考慮 した上で注水量を推定す る。	②原子炉格納容器下部水位 ②ドライウェル水位	・女川では、ドライウェル水位を代替パラメータとして記載（柏崎：注水先の圧力とポンプの注水特性より推定）
①復水貯蔵槽水位 (SA) 復水補給水系流量 (格納容器下部注水 流量)	②格納容器下部水位 ②格納容器内圧力 (D/W) ②格納容器内圧力 (S/C)	水源である復水貯蔵槽 水位 (SA) の変化により 注水量を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で注水 量を推定する。	注水先の格納容器下部 水位の変化により復水 補給水系流量(格納容器 下部注水流量)を推定す る。	・女川では、ドライウェル水位を代替パラメータとして記載（柏崎：注水先の圧力とポンプの注水特性より推定）

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

女川2号炉案

6. 原子炉格納容器内の温度		6. 原子炉格納容器内の温度		6. 原子炉格納容器内の温度	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	要素	主要パラメータ 要素	要素	主要パラメータ 要素
①主要パラメータの他チャンネル	ドライウェル霧囲気温度	①主要パラメータの他 の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	ドライウェル霧囲気温度	①主要パラメータの他 の検出器	ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
②格納容器内圧力(D/W)	ドライウェル霧囲気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力(D/W)によりドライウェル霧囲気温度を推定する。	ドライウェル	②ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。
③格納容器内圧力(S/C)	ドライウェル霧囲気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりドライウェル霧囲気温度を推定する。	運転 起動 高温停止	③圧力抑制室圧力	・女川では、検出器を4個設置(相崎:1個)
				①主要パラメータの他 の検出器	圧力抑制室内空気温度の1つ の検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
				②サプレッション・プール水温	サプレッション・プール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。
				③圧力抑制室圧力	・女川では、圧力抑制室内空気温度の検出器は複数あり、主要パラメータの検出器を代替パラメータに設定する。
①サプレッション・チャンバ・プール水温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。	運転 起動 高温停止	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	・女川では、圧力抑制室内空気温度の検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
②格納容器内圧力(S/C)	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。			
③「サプレッション・チャンバ気体温度」	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	監視可能であればサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度(常用計器)により、温度を推定する。			
サプレッション・チャンバ・プール水温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。			
①主要パラメータの他 の検出器	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。			

6. 原子炉格納容器内の温度		6. 原子炉格納容器内の温度		6. 原子炉格納容器内の温度	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	要素	主要パラメータ 要素	要素	主要パラメータ 要素
①主要パラメータの他 の1チャンネル	ドライウェル	①主要パラメータの他 の検出器	ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。		
②ドライウェル圧力	ドライウェル	②ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力によりドライウェル温度を推定する。		
③圧力抑制室圧力	ドライウェル	③圧力抑制室圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力によりドライウェル温度を推定する。		
①主要パラメータの他 の検出器	ドライウェル	①主要パラメータの他 の検出器	・女川では、検出器を4個設置(相崎:1個)		
②サプレッション・プール水温	ドライウェル	②サプレッション・プール水温	サプレッション・プール水温度により圧力抑制室内空気温度を推定する。		
③圧力抑制室圧力	ドライウェル	③圧力抑制室圧力	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室圧力により圧力抑制室内空気温度を推定する。		
①サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。	運転 起動 高温停止	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	・女川では、圧力抑制室内空気温度の検出器は複数あり、主要パラメータの検出器を代替パラメータに設定する。
②格納容器内圧力(S/C)	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内圧力(S/C)によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。			
③「サプレッション・チャンバ気体温度」	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	監視可能であればサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度(常用計器)により、温度を推定する。			
サプレッション・チャンバ・プール水温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。			
①主要パラメータの他 の検出器	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度	サプレッション・チャンバ・バクシマ体温度によりサプレッション・チャンバ・バクシマ体温度を推定する。			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	
運転	②サプレッション・チャンバ気体温度	サプレッション・チャンバ気体温度によりサプレッション・チャンバ・プール水温度を推定する。	②圧力抑制室内空気温度によりサプレッション・プール水温度を推定する。	
起動	格納容器内圧力 (S/C)	①格納容器内圧力 (D/W)	格納容器内圧力 (S/C)により推定する。	
高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	③「格納容器内圧力 (D/W)」	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力を推定する。	
		①格納容器内圧力 (D/W)	監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。	
		①ドライウェル圧力	監視可能であればドライウェル圧力により推定する。	
		③「ドライウェル圧力」	監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。	
		②ドライウェル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。	
		ドライウェル圧力	監視可能であればドライウェル圧力により推定する。	
		①ドライウェル圧力	監視可能であればドライウェル圧力により推定する。	
		②圧力抑制室内空気温度	飽和温度／圧力の関係を利用して圧力抑制室内空気温度により圧力抑制室圧力を推定する。	
		圧力抑制室圧力	監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。	
		③「圧力抑制室圧力」	監視可能であれば圧力抑制室圧力（常用計器）により、圧力抑制室圧力を推定する。	

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法	
運転	②サプレッション・チャンバ気体温度	サプレッション・チャンバ気体温度によりサプレッション・チャンバ・プール水温度を推定する。	②圧力抑制室内空気温度によりサプレッション・プール水温度を推定する。	
起動	格納容器内圧力 (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉格納容器下部温度の1は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、原子炉格納容器下部温度の検出器は SA 設備

7. 原子炉格納容器内の圧力

適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法
運転	①格納容器内圧力 (S/C)	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。
起動	②ドライウェル温度	②ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。
高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	③「ドライウェル圧力」	監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。
		①ドライウェル圧力	監視可能であればドライウェル圧力により推定する。
		②ドライウェル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。
		③「ドライウェル圧力」	監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。

7. 原子炉格納容器内の圧力

適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法
運転	①格納容器内圧力 (S/C)	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。
起動	②ドライウェル温度	②ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。
高温停止	格納容器内圧力 (D/W)	③「ドライウェル圧力」	監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。
		①ドライウェル圧力	監視可能であればドライウェル圧力により推定する。
		②ドライウェル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル圧力を推定する。
		③「ドライウェル圧力」	監視可能であればドライウェル圧力（常用計器）により、ドライウェル圧力を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
8. 原子炉格納容器内の水位		差異理由	
適用される原子炉の状態	主要ペラメータ要素	代替ペラメータ要素	代替ペラメータ要素
		①主要パラメータの他チャンネル	・女川では、圧力抑制室水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②高压代替注水系ポンプ出ロ流量	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
		②残留熱除去系洗浄ライン流量（残り流量（残留熱除去系洗浄ラインへのドスプレイライン洗浄流量））	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
		②直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
運転	①復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）	復水補給水系流量（RHR B系代替注水流量）の注水量により、サブレッシュション・チエンバ・プール水位を推定する。	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
起動	②高压炉心スプレイ系ポンプ出口流量	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
高温停止	②原子炉格納容器代替スプレイ流量	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
	②原子炉格納容器下部注水流量	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定	・女川では、外部水源を使用した注水量により圧力の積算に室水位を推定
			・柏崎では、注水先の圧力とポンプの注水特性より推定
			・女川では、圧力抑制室水位の検出器は複数あり、主要パラメータの他検出器を代替パラメータとして設定
運転	③格納容器内圧力 (D/W) ③格納容器内圧力 (S/C)	水位のある復水貯蔵槽水位の変化により、サブレッシュション・チエンバ・プール水位を推定する。なお、復水貯蔵槽の補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	監視可能であればサブレッシュション・チエンバ・プール水位 (常用計器)により、水位を推定する。
起動	④「サブレッシュション・チエンバ・プール水位」	差圧によりサブレッシュション・チエンバ・プール水位を推定する。	監視可能であればサブレッシュション・チエンバ・プール水位 (常用計器)により、水位を推定する。
高温停止			

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	推定方法	
格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	①主要パラメータの他チャンネル	要素	原子炉格納容器下部水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、原子炉格納容器にスプレイした水が原子炉格納容器下部へ流入することを考慮し代替パラメータを設定
格納容器下部水位	②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ③復水貯蔵槽水位（SA）	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーフローライン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量） ②原子炉格納容器下部注水流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量および原子炉格納容器下部注水流量に より原子炉格納容器下部水位を推定する。	残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーフローライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉格納容器代替スプレイ流量、代替循環冷却ポンプ出口流量および原子炉格納容器下部注水流量に より原子炉格納容器下部水位を推定する。	・女川では、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視するため、ドライウェル水位を主要パラメータに設定
運転 高温停止	②復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ③復水貯蔵槽水位（SA）	②原子炉格納容器下部注水流量 ②代替循環冷却ポンプ出口流量 ②原子炉格納容器下部注水流量	水源である復水貯蔵タンク水位の変化により、原子炉格納容器下部水位を推定する。なお、復水貯蔵タンクの補給状況も考慮した上で注水量を推定する。	・女川では、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視するため、ドライウェル水位を主要パラメータに設定
運転 高温停止	④転動	①主要パラメータ 要素	ドライウェル水位の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視するため、ドライウェル水位を主要パラメータに設定
格納容器下部水位	④転動	②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレーフローライン洗浄流量） ②残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系統格納容器冷却ライン洗浄流量） ②原子炉格納容器代替スプレイ流量	原子炉格納容器下部注水流量に よりドライウェル水位を推定	・女川では、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却に必要な水深があることを監視するため、ドライウェル水位を主要パラメータに設定

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）

女川 2号炉案

		差異理由	
		②代替循環冷却水ポンプ出 する。	
②原子炉格納容器下部注 水流量		水源である復水貯蔵タンク水 位の変化により、ドライウェル水 位を推定する。なお、復水 貯蔵タンクの補給状況も考 慮した上で注水量を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）			
9. 原子炉格納容器内の水素濃度			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ	
		①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素濃度 (SA) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (SA)	②格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度により推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
		②格納容器内水素濃度 (SA)	格納容器内水素濃度により推定する。

女川2号炉案

9. 原子炉格納容器内の水素濃度			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ	
		要素	要素
格納容器内水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川IIは、格納容器内水素濃度を D/W, S/C に分けて主要パラメータを設定
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (SA)	②格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度により推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (D/W)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (S/C)	②格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度により推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素濃度の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (S/C)	②格納容器内水素濃度 (D/W)	格納容器内水素濃度 (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内水素濃度 (S/C)	②格納容器内水素濃度 (S/C)	格納容器内水素濃度 (S/C) により推定する。

10. 原子炉格納容器内の放射線量率			
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ	
		要素	要素
格納容器内 水素濃度 (SA)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素放射線レベル (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内水素放射線モニタ (D/W) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内 水素濃度 (SA)	②[エリア放射線モニタ] ②[エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 ②[エリア放射線モニタ]
運転 起動 高温停止	格納容器内 水素濃度 (S/C)	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内水素放射線モニタ (S/C) の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
運転 起動 高温停止	格納容器内 水素濃度 (S/C)	②[エリア放射線モニタ]	エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) の指示値を用いて原子炉格納容器内の放射線量率を推定する。 ②[エリア放射線モニタ]

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

	柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）	炉格納容器内の放射線量率を推定する。
--	-----------------------	--------------------

適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法	11. 未臨界の維持又は監視

								差異理由
1. 未臨界の維持または監視								

								差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法		
起動※8 高温停止 冷温停止 燃料交換※9	①主要パラメータの他 チャンネル ②平均出力領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	起動 動※8 高温停止 冷温停止 燃料交換※9	①主要パラメータの他 チャンネル ②平均出力領域モニタ ③「制御棒位置指示系」	起動領域モニタ	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	制御棒操作監視系（有効監視パラメータ）により全制御棒が挿入状態にあることが確認できる場合は、未臨界状態の維持を推定する。	運転	①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ	平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
平均出力領域モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ ③「制御棒操作監視系」	起動領域モニタにより推定する。	起動	①主要パラメータの他 チャンネル ②起動領域モニタ	起動領域モニタ	起動領域モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。		
運転	①起動領域モニタ ②「制御棒操作 監視系」	起動領域モニタにより推定する。	転動	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ	「制御棒位置指 示系」	①起動領域モニタ ②平均出力領域モニタ	※8 : 中性子源領域の場合に適用する。 ※9 : 起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。	

※8 : 中性子源領域の場合に適用する。
※9 : 起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。

※8 : 中性子源領域の場合に適用する。

※9 : 起動領域モニタに全挿入状態がある場合は除く。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
12. 最終ヒートシンクの確保		1.2. 最終ヒートシンクの確保	
(1) 代替循環冷却系		(1) 代替循環冷却系	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素
①主要パラメータの他 チャンネル サプレッション・ チエンバ・プール 水温度	①主要パラメータの他 チャンネル	サプレッション・ チエンバ・プール 水温度	①主要パラメータの他 の検出器
②サプレッション・チ エンバ気体温度	②サプレッション・チ エンバ気体温度	②圧力抑制室内空気溫 度	②圧力抑制室内空気溫 度
復水補給水系温度 (代替循環冷却)	①サプレッション・チ エンバ・プール水温度	残留熱除去系熱交 換器入口溫度	①サプレッション・ ル水溫度
運 転 起 動 高 温 停 止	①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (燃料域) ①原子炉水位 (SA)	代替循環冷却ポン プ出口流量 (原子炉 圧力容器への注水)	①圧力抑制室水位 ②原子炉水位 (広帶域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA広帶 域)
復水補給水系流量 (RHR A系代替注水 流量)	②原子炉圧力容器温度	運 転 起 動 高 温 停 止	③原子炉圧力容器溫 度
①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水 流量)	①復水補給水系流量 (RHR A系代替注水 流量)	①原子炉下部水位 ①ドライウェル水位	原子炉格納容器下部 水位 ①ドライウェル水位
復水補給水系流量 (RHR B系代替注水 流量)	①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水 流量)	①格納容器内圧力 (S/C) ①サプレッション・チ エンバ・プール水位	②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室圧力
	②サプレッション・チ エンバ・プール水温度 ②ドライウェル雰囲 気溫度 ②サプレッション・チ エンバ気体溫度	②ドライウェル温度 ②ドライウェル圧力 ②圧力抑制室溫度	・最終ヒー トシンクが確 保されている かを原子 炉格納容器の 圧力 も要素とし て使用 する。
			・女川では、注水先の 水位変化により推 定
			・女川では、注水先の 水位変化により代 替循環冷却ポン プ出口流量を推 定する。
			・女川では、注水先の 水位変化により最 終ヒートシンクが確 保されている ことを確認する。
			・女川では、注水先の 水位変化により代 替循環冷却ポン プ出口流量を推 定する。
			・女川では、最終ヒー トシンクが確 保されている かを原子 炉格納容器の 圧力 も要素とし て使用 する。

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川 2号炉案																													
差異理由																															
<p>①復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量)</p> <p>①復水移送ポンプ吐出圧力</p> <p>①格納容器内圧力(S/C) ①サブレッシュ・チャンバ・プール水位</p> <p>②格納容器下部水位</p> <p>復水補給水系流量 (格納容器下部注水流量)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎の「復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）」は、女川では「代替循環冷却ポンプ出口流量（原子炉格納容器への注水）」に含まれる。 																												
<p>注水先の格納容器下部水位の変化により復水補給水系流量（格納容器下部注水流量）を推定する。</p>																															
<p>(2) 格納容器圧力逃がし装置</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> </tr> <tr> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルタ装置水位 (広帶域)</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>フィルタ装置水位（広帶域）の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより推定す る。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置入口 圧力 (広帶域)</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。</td> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口 放射線モニタ</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>フィルタ装置水温の1チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水素濃度</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより推定す る。</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	要素	要素	フィルタ装置水位 (広帶域)	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水位（広帶域）の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより推定す る。	フィルタ装置入口 圧力 (広帶域)	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。	運転 起動 高温停止	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。	フィルタ装置出口 放射線モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水温の1チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。	フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタ の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより推定す る。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ																												
要素	要素	要素	要素																												
フィルタ装置水位 (広帶域)	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水位（広帶域）の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより推定す る。																												
フィルタ装置入口 圧力 (広帶域)	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。																												
運転 起動 高温停止	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。																												
フィルタ装置出口 放射線モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水温の1チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。																												
フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタ の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより推定す る。																												
<p>(2) 原子炉格納容器フィルタベント系</p>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>主要パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> <th>代替パラメータ</th> </tr> <tr> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>要素</th> <th>要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルタ装置水位 (広帶域)</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>フィルタ装置水位（広帶域）の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより推定す る。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置入口 圧力 (広帶域)</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。</td> </tr> <tr> <td>運転 起動 高温停止</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力</td> <td>ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置出口 放射線モニタ</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>フィルタ装置水温の1チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。</td> </tr> <tr> <td>フィルタ装置水素濃度</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>①主要パラメータの他 チャンネル</td> <td>フィルタ装置出口放射線モニタ の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより推定す る。</td> </tr> </tbody> </table>				適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	要素	要素	フィルタ装置水位 (広帶域)	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水位（広帶域）の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより推定す る。	フィルタ装置入口 圧力 (広帶域)	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。	運転 起動 高温停止	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。	フィルタ装置出口 放射線モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水温の1チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。	フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタ の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより推定す る。
適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	代替パラメータ																												
要素	要素	要素	要素																												
フィルタ装置水位 (広帶域)	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水位（広帶域）の 1チャンネルが故障した場合は、他 チャンネルにより推定す る。																												
フィルタ装置入口 圧力 (広帶域)	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。																												
運転 起動 高温停止	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	①ドライウェル圧力 ①圧力抑制制室圧力	ドライウェル圧力または圧力抑 制室圧力の傾向監視により原 子炉格納容器フィルタベント系フ ィルタ装置の健全性を推定す る。																												
フィルタ装置出口 放射線モニタ	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置水温の1チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。																												
フィルタ装置水素濃度	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	フィルタ装置出口放射線モニタ の1チャンネルが故障した場合 は、他チャンネルにより推定す る。																												

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
②格納容器内水素濃度 (SA)	原子炉格納容器内の水素ガスが格納容器圧力逃がし装置の配管内を通過することから、格納容器内水素濃度(SA)により推定する。	原子炉格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタベント系フルタ装置の配管内を通過する。①格納容器内水素濃度(D/W) ①格納容器内水素濃度(S/C)	原子炉格納容器内の水素が原子炉格納容器フィルタベント系フルタ装置の配管内を通過する。①格納容器内水素濃度(D/W)または格納容器内水素濃度(S/C)により推定する。	レバーハーメータに代替ハーメータに設定しない。
フィルタ装置金属 フィルタ差圧	①主要ハラメータの他 チャンネル	フィルタ装置金属フィルタ差圧の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	・女川では、金属フィルタの閉塞状態を、フルタ装置入口圧力(広帶域)及び同出口圧力(広帶域)で確認可能 ・女川では、pH計は自主対策設備	
フィルタ装置 スクラバ水 pH	①フィルタ装置水位	フィルタ装置水位によりベントガスに含まれる水蒸気の凝縮によるスクラバ水の希釀状況により推定する。		
(3) 耐圧強化ベンチ系		(3) 耐圧強化ベンチ系		
適用される 原子炉の状態	主要ハラメータ 要素	主要ハラメータ 要素	代替ハラメータ 要素	代替ハラメータ 要素
運転 起動 高温停止	耐圧強化ベンチ系 放射線モニタ	運転 起動 高温停止	耐圧強化ベンチ系 放射線モニタ	耐圧強化ベンチ系放射線モニタの1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
転動 高温停止	①格納容器内水素濃度 水素濃度	①主要ハラメータの他 チャンネル	①主要ハラメータの他 チャンネル	・女川では、炉心損傷後ベンチは耐圧強化ベンチ系を使用しない。(相崎：炉心損傷後でも耐圧強化ベンチを使用可能であり、格納容器圧力逃がし装置のフルタ装置水素濃度を耐圧強化ベンチ系側に切り替えて使用)
(4) 残留熱除去系		(4) 残留熱除去系		
適用される 原子炉の状態	主要ハラメータ 要素	主要ハラメータ 要素	代替ハラメータ 要素	代替ハラメータ 要素
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※1	原子炉圧力容器温度 サブレッシュション・チエント・チエント水温 水温	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	①原子炉圧力容器温度 ①サブレッシュション・チエント・チエント水温 水温	原子炉圧力容器温度およびサブレッシュション・チエント水温に より最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）				女川2号炉案							
残留熱除去系 熱交換器出口温度 入口温度				①残留熱除去系熱交換器 入口温度 ②原子炉補機冷却水系系統 流量 ②残留熱除去系熱交換器 入口冷却水流量							
原子炉補機冷却水系系統 流量，残留熱除去系熱交換器 入口冷却水流量により， 最終ヒートシンクが確保されることを推定する。				①残留熱除去系熱交換器 入口温度 ②原子炉補機冷却水系系統 流量 ②残留熱除去系熱交換器 冷却水入口流量							
残留熱除去系 系統流量				①压力抑制室水位 ②残留熱除去系ポンプ出 口圧力							
①残留熱除去系ポンプの注 水特性を用いて，残留熱除 去系系統流量が確保され ていることを推定する。				①压力抑制室水位の 変化量により注水量を推定す る。 ②残留熱除去系ポンプ出 口圧力							
※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが開の場合				※10：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で，かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され，かつプールゲートが開の場合							
13. 格納容器バイパスの監視											
(1) 原子炉圧力容器内の状態											
適用される 原子炉の状態	主要パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法				
原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータの他 チャンネル ②原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (広帯域)	原子炉水位 (広帯域)	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	原子炉水位 (SA広帯 域)	原子炉水位 (広帯域) の 1 チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。				
				②原子炉水位 (SA 広 域)	②原子炉水位 (SA 広 域)	原子炉水位 (SA広帯 域)	原子炉水位 (SA広帯域) により 推定する。				
運転 起動 高温停止	原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (燃料域)	①主要パラメータの他 チャンネル	①主要パラメータの他 チャンネル	原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (燃料域) の 1 チャン ネルが故障した場合は、他チャ ンネルにより推定する。				
				②原子炉水位 (SA)	②原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (SA)	原子炉水位 (SA) により推定 する。				
原子炉水位 (SA)	①原子炉水位 (広帶域) ①原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (広帶域)	原子炉水位 (広帶域)	①原子炉水位 (広帶域)	①原子炉水位 (広帶域)	原子炉水位 (広帯域) により推定 する。	原子炉水位 (広帯域) により推定 する。				
				②原子炉水位 (燃料域)	②原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (燃料域)	原子炉水位 (燃料域) により推定 する。				

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
		原子炉圧力	原子炉圧力の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	原子炉圧力	①主要パラメータの他チャンネル	
	②原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力 (SA)により推定する。		②原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力 (SA)により推定する。	
	原子炉圧力	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA) ③原子炉圧力容器温度	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	・女川では、主要パラメータの他チャンネルを代替パラメータに使用。
	①原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。		①主要パラメータの他チャンネル	原子炉圧力 (SA)の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	
	原子炉圧力 (SA)	②原子炉水位 (広帯域) ②原子炉水位 (燃料域) ②原子炉水位 (SA) ②原子炉圧力容器温度	飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA広帯域) 原子炉水位 (SA燃料域) 原子炉圧力容器温度	原子炉水位から原子炉圧力容器器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	
	②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。		②原子炉圧力	原子炉圧力により推定する。	
	原子炉圧力 (SA)	③原子炉水位 (広帯域) ③原子炉水位 (燃料域) ③原子炉水位 (SA)		原子炉水位 (広帯域) 原子炉水位 (燃料域) 原子炉水位 (SA)	原子炉水位から原子炉圧力容器器内が飽和状態にあると想定することで、原子炉圧力容器温度より飽和温度／圧力の関係を利用して原子炉圧力容器内の圧力を推定する。	

(2) 原子炉格納容器内の状態						
適用される原子炉の状態		主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	代替パラメータ推定方法		
	運転	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他の検出器	ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。		
	停止	ドライウェル 雰囲気温度	ドライウェル 温度	ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力をによりドライウェル温度を推定する。	
	起動	②格納容器内圧力 (D/W)	②ドライウェル圧力	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。	
	高温停止	①格納容器内圧力 (S/C)	ドライウェル圧力	ドライウェル温度によりドライウェル温度を推定する。	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル温度を推定する。	
		②ドライウェル雰囲気温度	②ドライウェル温度			
		格納容器内圧力 (D/W)				

(2) 原子炉格納容器内の状態

適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	推定方法
運転	①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他の検出器	ドライウェル温度の1つの検出器が故障した場合は、他の検出器により推定する。
停止	ドライウェル 雰囲気温度	ドライウェル 温度	ドライウェル圧力
起動	②格納容器内圧力 (D/W)	②ドライウェル圧力	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル圧力をによりドライウェル温度を推定する。
高温停止	①格納容器内圧力 (S/C)	①圧力抑制室圧力	圧力抑制室圧力により推定する。
	②ドライウェル雰囲気温度	ドライウェル温度	飽和温度／圧力の関係を利用してドライウェル温度によりドライウェル温度を推定する。
	格納容器内圧力 (D/W)		

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

(3) 原子炉建屋内の状態				差異理由	
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起動 高温停止	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>高压炉心注水系 ポンプ吐出圧力</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>エリア放射線モニタ</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイパスの発生を推定する。
運転 起動 高温停止	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>残留熱除去系 ポンプ吐出圧力</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>エリア放射線モニタ</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイパスの発生を推定する。
運転 起動 高温停止	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>低圧炉心スプレイ 系ポンプ吐出圧力</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>エリア放射線モニタ</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイパスの発生を推定する。
運転 起動 高温停止	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>復水貯蔵槽水位 (SA)</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA) <u>エリア放射線モニタ</u>	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	①原子炉圧力 ①原子炉圧力 (SA)	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。 エリア放射線モニタ (有効監視パラメータ) により格納容器バイパスの発生を推定する。

(3) 原子炉建屋内の状態

適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
女川 2号炉案	監視可能であればドライウェル 圧力 (常用計器) により、ドライウェル圧力を推定する。	監視可能であればドライウェル 圧力 (常用計器) により、ドライウェル圧力を推定する。	監視可能であればドライウェル 圧力 (常用計器) により、ドライウェル圧力を推定する。	監視可能であればドライウェル 圧力 (常用計器) により、ドライウェル圧力を推定する。	原子炉圧力、原子炉圧力 (SA) の低下により格納容器バイパスの発生を推定する。

14. 水源の確保

適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	推定方法
運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換 ^{※11}	①高压代替注水系系統流量 ①高压代替注水系系統流量	①復水補給水系流量 (RHR A 系代替注水流量) ①復水補給水系流量 (RHR B 系代替注水流量)	①高压代替注水系ポンプ出 口流量 ①残留熱除去系洗浄ライン スプレイライン洗浄流量) ①残留熱除去系洗浄ライン スプレイライン洗浄流量)	①高压代替注水系ポンプ出 口流量 ①残留熱除去系洗浄ライン スプレイライン洗浄流量) ①残留熱除去系洗浄ライン スプレイライン洗浄流量)	復水貯蔵槽を水源とする ポンプの注水量から、復 水貯蔵槽水位 (SA) を推定 する。なお、復水貯蔵槽の 補給状況も考慮した上で 水位を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
①原子炉隔壁時冷却系系統 流量 ①高压炉心注水系系統流量 ①復水補給水系系統流量（格納容 器下部注水流量）	①原子炉隔壁時冷却系ポン プ出口流量 ①高压炉心スプレイ系ポン プ出口流量 ①原子炉格納容器下部注水 流量	①原子炉隔壁時冷却系ポン プ出口流量 ①高压炉心スプレイ系ポン プ出口流量 ①原子炉格納容器下部注水 流量	①原子炉隔壁時冷却系ポン プ出口流量 ①高压炉心スプレイ系ポン プ出口流量 ①原子炉隔壁時冷却系ポン プ出口圧力 ②直流駆動低圧注水系ポン プ出口圧力 ②原子炉隔壁時冷却系ポン プ出口圧力 ②高压炉心スプレイ系ポン プ出口圧力 ②復水移送ポンプ出口圧力	
注水先の原子炉水位の水 位変化により復水貯蔵槽 水位（SA）を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で水位を 推定する。 ②原子炉水位（広帶域） ②原子炉水位（燃料域） ②原子炉水位（SA） ②復水移送ポンプ吐出圧力	注水先の原子炉水位の水 位変化により復水貯蔵槽 水位（SA）を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で水位を 推定する。 ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帶域） ③原子炉水位（SA燃料域）	注水先の原子炉水位の水 位変化により復水貯蔵槽 水位（SA）を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で水位を 推定する。 ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帶域） ③原子炉水位（SA燃料域）	注水先の原子炉水位の水 位変化により復水貯蔵槽 水位（SA）を推定する。な お、復水貯蔵槽の補給状 況も考慮した上で水位を 推定する。 ③原子炉水位（広帶域） ③原子炉水位（燃料域） ③原子炉水位（SA広帶域） ③原子炉水位（SA燃料域）	• 柏崎では、S A以外 の復水貯蔵槽水位 を代替ペラメータ として記載 • 柏崎の※11の記載 は、女川では次表 下に記載
※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合	監視可能であれば復水貯 蔵槽水位（常用計器）によ り、水位を推定する。	監視可能であれば復水貯 蔵槽水位（常用計器）によ り、水位を推定する。	監視可能であれば復水貯 蔵槽水位（常用計器）によ り、水位を推定する。	

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				女川 2号炉案	差異理由
適用される原子炉の状態	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	主要パラメータ要素	代替パラメータ要素	
					<ul style="list-style-type: none"> ・圧力抑制室水位の推定方法の相違（女川では圧力抑制室水位の検出器2個（柏崎：1個）のため、代替パラメータを主要パラメータの他チャンネルに設定）。
			<p><u>①主要パラメータの他チャンネル</u></p>	<p><u>①主要パラメータの他チャンネルにより推定する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女川では、ポンプが正常に動作していることの把握にポンプ出口流量も用いる。
運転起動 高温停止	サップレッショングループ水位	サップレッショングループ水位	压力抑制室水位	<p><u>②代替循環冷却ポンプ出口流量</u></p> <p><u>②残留熱除去系ポンプ出口流量</u></p> <p><u>②低圧炉心スプレイ系ポンプ出口流量</u></p>	<p>サップレッショングループ水位を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプおよび低圧炉心スプレイ系ポンプが正常に動作していることを把握することにより水位である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。</p>
運転起動 高温停止	サップレッショングループ水位	サップレッショングループ水位	压力抑制室水位	<p><u>③代替循環冷却ポンプ出口圧力</u></p> <p><u>③残留熱除去系ポンプ出口圧力</u></p> <p><u>③低圧炉心スプレイ系ポンプ出口圧力</u></p>	<p>サップレッショングループ水位を水源とする代替循環冷却ポンプ、残留熱除去系ポンプの出口圧力から、これらのポンプが正常に動作していることを把握することにより水位である圧力抑制室水位が確保されていることを推定する。</p>

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		
	③「サプレッション・チャンバ・プール水位」	監視可能であればサプレッション・チャンバ・プール水位（常用計器）により、水位を推定する。

※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

15. 原子炉建屋内の水素濃度

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	推定方法
運転	原子炉建屋 水素濃度※ ¹³	原子炉建屋水素濃度の ①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³	原子炉建屋内水素濃度の ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定する。
起動 高温停止 冷温停止 燃料交換※ ¹²	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※ ¹⁴	原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³ ②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※ ¹⁴	②静的触媒式水素再結合装置動作監視装置※ ¹⁴	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度から水素濃度を推定）により推定する。	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（静的触媒式水素再結合装置入口および出口の差温度から水素濃度を推定）により推定する。

※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。

※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。

16. 原子炉格納容器内の酸素濃度

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	推定方法
運転	格納容器内 酸素濃度	格納容器内酸素濃度の ①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度の ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内酸素濃度の ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
起動 高温停止	②格納容器内酸素濃度 レベル (D/W)	格納容器内酸素放射線 レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線 レベル (S/C)	②格納容器内酸素放射線 レベル (D/W)	格納容器内酸素放射線モニタ (D/W) または格納容器内酸素放射線モニタ (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした	格納容器内酸素放射線モニタ (D/W) または格納容器内酸素放射線モニタ (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした

女川 2号炉案

差異理由		
<p>・柏崎では、SA以外のサプレッション・チャンバ・プール水位を代替パラメータとして記載</p> <p>・女川の※11の記載は、柏崎では前表下に記載</p>		

※11：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	推定方法
運転	原子炉建屋 水素濃度※ ¹³	原子炉建屋水素濃度の ①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	原子炉建屋内 水素濃度※ ¹³	原子炉建屋内水素濃度の ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。

※12：原子炉が次に示す状態となつた場合は適用しない。

- (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合
- (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合

※13：「66-8-2 原子炉建屋内の水素濃度監視」において運転上の制限等を定める。

※14：1チャンネルとは1個の静的触媒式水素再結合装置の出入口に設置している2個の静的触媒式水素再結合装置動作監視装置をいう。

適用される原子炉の状態	主要パラメータ	代替パラメータ	要素	要素	推定方法
運転	格納容器内 酸素濃度	格納容器内酸素濃度の ①主要パラメータの他チャンネル	①主要パラメータの他チャンネル	格納容器内酸素濃度の ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。	格納容器内酸素濃度の ①主要パラメータの他チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定する。
起動 高温停止	②格納容器内酸素濃度 レベル (D/W)	格納容器内酸素放射線 レベル (D/W) 又は格納容器内酸素放射線 レベル (S/C)	②格納容器内酸素放射線 レベル (D/W)	格納容器内酸素放射線モニタ (D/W) または格納容器内酸素放射線モニタ (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした	格納容器内酸素放射線モニタ (D/W) または格納容器内酸素放射線モニタ (S/C) にて炉心損傷を判断した後、初期酸素濃度と保守的なG値を入力とした

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）				差異理由
女川 2号炉案				
②格納容器内圧力 (S/C)	②圧力抑制室圧力	評価結果（解析結果）により格納容器内雰囲気酸素濃度を推定する。	容器内雰囲気酸素濃度を推定する。	容器内雰囲気酸素濃度を推定する。
酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）により格納容器内酸素濃度を推定する。 事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	酸素濃度と保守的なG値を入力とした評価結果（解析結果）により格納容器内酸素濃度を推定する。 事故後の原子炉格納容器内への空気（酸素）の流入有無を把握し、水素燃焼の可能性を推定する。	②格納燃料プールの監視※15	②格納燃料プールの監視※15	②格納燃料プールの監視※15
適用される原子炉の状態	主要パラメータ 要素	主要パラメータ 要素	代替パラメータ 要素	代替パラメータ 要素
①使用清燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)	使用清燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) により、水位・温度を推定する。	①使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式)	使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) により、水位・温度を推定する。	使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) により、水位・温度を推定する。
②使用清燃料貯蔵プール放 射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用清燃料プールの水位を推定する。	使用清燃料貯蔵プール放 射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用清燃料プールの水位を推定する。	②使用清燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) により放射線量／水位の関係を利用し使用清燃料プール水位を推定するとともに使用清燃料プール監視カメラにて使用清燃料プールの状態を監視する。	使用清燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) により放射線量／水位の関係を利用し使用清燃料プール水位を推定するとともに使用清燃料プール監視カメラにて使用清燃料プールの状態を監視する。	使用清燃料プール上部空間放射線モニタ (高線量、低線量) により放射線量／水位の関係を利用し使用清燃料プール水位を推定するとともに使用清燃料プール監視カメラにて使用清燃料プールの状態を監視する。
使用清燃料貯蔵プール監視カメラにて、使用清燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	③使用清燃料貯蔵プール監視カメラにて、使用清燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間	①使用清燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域)	①使用清燃料貯蔵プール水位／温度 (ヒートサーモ式)	①使用清燃料貯蔵プール水位／温度 (ヒートサーモ式) により、水位・温度を推定する。
使用清燃料貯蔵プールに照射された燃料を貯蔵している期間	②使用清燃料貯蔵プール放 射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用清燃料プールの水位・温度 (SA 広域)	②使用清燃料貯蔵プール放 射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用清燃料プールの水位・温度を推定する。	②使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式)	②使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) により、水位・温度を推定する。
使用清燃料貯蔵プール水位・温度 (SA)	②使用清燃料貯蔵プール放 射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用清燃料プールの水位を推定する。	②使用清燃料貯蔵プール放 射線モニタ (高レンジ・低レンジ) にて使用清燃料プールの水位を推定する。	②使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式)	②使用清燃料プール水位／温度 (ガイドパルス式) により、水位・温度を推定する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案		差異理由
①使用清燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ②使用清燃料貯蔵線モニタ（高レンジ・低レンジ）	①使用清燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ②使用清燃料貯蔵監視カメラ	①使用清燃料貯蔵プール水位・温度（SA広域） ①使用清燃料貯蔵線モニタ（高線量、低線量） ②使用清燃料貯蔵プール監視カメラにより、使用清燃料貯蔵プールの状態を監視する。	①使用清燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ②使用清燃料プール監視カメラにより、使用清燃料プールの状態を監視する。	使用清燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）において水位を計測した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。
使用清燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ）	①使用清燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ②使用清燃料貯蔵監視カメラ	①使用清燃料貯蔵プール水位・温度（SA） ①使用清燃料貯蔵監視カメラ（使用清燃料貯蔵線モニタ用空冷装置を含む）	①使用清燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式） ②使用清燃料プール監視カメラにより、使用清燃料プールの状態を監視する。	使用清燃料貯蔵プール水位／温度（SA）において水位を測定した後、水位と放射線量率の関係により放射線量率を推定する。
※15：「6.6-9-3 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。	※15：「6.6-9-4 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。	※15：「6.6-9-4 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。	※15：「6.6-9-4 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。	※15：「6.6-9-4 使用清燃料プール監視設備」において運転上の制限等を定める。
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
1. 動作不能でないことを指示により確認する。 2. チャンネル校正を実施する。	1. チャンネル校正を実施する。 2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1. チャンネル校正を実施する。 2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1. チャンネル校正を実施する。 2. 動作不能でないことを指示により確認する。	1. チャンネル校正を実施する。 2. 動作不能でないことを指示により確認する。
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A 1. 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	A 1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A 2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A 3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	A 1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A 2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A 3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	A 1. 発電課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A 2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 A 3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）		女川 2号炉案		
B. 代替パラメータを計測する 計器すべてが動作不能である場合	B 1. 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B 2. 当直長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに	B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合 B1. 発電課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B2. 発電課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 B3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する。	速やかに
C. 1つの機能を確認する すべての計器が動作不能である場合	C 1. 当直長は、当該機能の主要パラメータ又は代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	3 日間	C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合 C1. 発電課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	3 日間
D. 運転、起動又は高温停止 において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 D 2. 当直長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間	D. 運転、起動または高温停止において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 D1. 発電課長は、高温停止にする。 D2. 発電課長は、冷温停止にする。	2 4 時間 3 6 時間
E. 冷温停止、燃料交換において条件A、B又はCの措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	E. 冷温停止、燃料交換において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
6 6 - 1 3 - 2 標準パラメータ		6 6 - 1 3 - 2 標準パラメータ	
(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
補助パラメータ	補助パラメータが監視可能であること※1	補助パラメータ	補助パラメータを計測する計器が動作可能であること※1
1. 電源関係	1. 電源関係	適用される原子炉の状態	適用される原子炉の状態
		標準パラメータ	標準パラメータ
M/C C電圧	M/C C電圧	1	1
M/C D電圧	M/C D電圧	1	1
M/C E電圧	M/C E電圧	1	1
P/C C-1電圧	P/C C-1電圧	1	1
P/C D-1電圧	P/C D-1電圧	1	1
P/C E-1電圧	P/C E-1電圧	1	1
直流125V主母線盤A電圧	直流125V主母線盤A電圧	1	1
直流125V主母線盤B電圧	直流125V主母線盤B電圧	1	1
直流125V主母線盤C電圧	直流125V主母線盤C電圧	1	1
直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧	直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧	1	1
AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧	AM用直流125V充電器盤蓄電池電圧	1	1
非常用D/G発電機電圧	非常用D/G発電機電圧	1※2	1※2
非常用D/G発電機周波数	非常用D/G発電機周波数	1※2	1※2
非常用D/G発電機電力	非常用D/G発電機電力	1	1
第一G TG発電機電圧	第一G TG発電機電圧	1	1
第一G TG発電機周波数	第一G TG発電機周波数	1	1
電源車電圧	電源車電圧	1※3	1※3
電源車周波数	電源車周波数	1※3	1
運転起動	運転起動	250V 直流主母線電圧	250V 直流主母線電圧

• TS-25 6 6 - 1 3
 - 2 「補助パラメータ」
 • TS-79 補助パラメータの運用について

• 設置許可申請書添付書類十追補1に基づく補助パラメータの設定の違い

保安規定比較表

赤字

緑字

下線

：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案																															
※1：監視対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。		※1：計測対象の系統本体が動作可能であることを要求されない場合を除く。																															
※2：非常用ディーゼル発電機1系列あたり。		※2：代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。																															
※3：電源車1台あたり。		※3：電源車1台あたり。																															
2. その他		2. その他																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">適用される原子炉の状態</td> <td style="width: 50%;">動作可能な補助パラメータ</td> </tr> <tr> <td>高压窒素ガス供給系ADS入口圧力</td> <td>運転 起動 高温停止</td> </tr> <tr> <td>高压窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力</td> <td>高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め入圧力</td> </tr> </table>		適用される原子炉の状態	動作可能な補助パラメータ	高压窒素ガス供給系ADS入口圧力	運転 起動 高温停止	高压窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力	高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め入圧力	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">適用される原子炉の状態</td> <td style="width: 50%;">動作可能な補助パラメータ</td> </tr> <tr> <td>高压窒素ガス供給系ADS入口圧力</td> <td>運転 起動 高温停止</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力</td> <td>高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。</td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力</td> <td>運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換</td> </tr> <tr> <td>RCWサージタンク水位</td> <td>RCWサージタンク水位</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度</td> <td>原子炉補機冷却水系1系列あたり。</td> </tr> </table>		適用される原子炉の状態	動作可能な補助パラメータ	高压窒素ガス供給系ADS入口圧力	運転 起動 高温停止	格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力	高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。	格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換	RCWサージタンク水位	RCWサージタンク水位	原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度	原子炉補機冷却水系1系列あたり。												
適用される原子炉の状態	動作可能な補助パラメータ																																
高压窒素ガス供給系ADS入口圧力	運転 起動 高温停止																																
高压窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力	高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系窒素ガス供給止め入圧力																																
適用される原子炉の状態	動作可能な補助パラメータ																																
高压窒素ガス供給系ADS入口圧力	運転 起動 高温停止																																
格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力	高压窒素ガス供給系ADS入口圧力 代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。																																
格納容器圧力逃がし装置・耐圧強化メント系遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力	運転 起動 高温停止 冷温停止 燃料交換																																
RCWサージタンク水位	RCWサージタンク水位																																
原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度	原子炉補機冷却水系1系列あたり。																																
※4：高压窒素ガス供給系1系列あたり。		※2：高压窒素ガス供給系1系列あたり。																															
※5：遠隔空気駆動弁操作用ポンベ1本あたり。		※3：代替高压窒素ガス供給系1系列あたり。																															
※6：原子炉補機冷却水系1系列あたり。																																	
		(2) 確認事項																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">頻度</th> <th style="width: 50%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気機器GM</td> </tr> <tr> <td>2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直長</td> </tr> <tr> <td>4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気機器GM	2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項目</th> <th style="width: 50%;">頻度</th> <th style="width: 50%;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>電気課長</td> </tr> <tr> <td>2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> <td>計測制御課長</td> </tr> <tr> <td>3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	担当	1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長	2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長	3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長	4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM
項目	頻度	担当																															
1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気機器GM																															
2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長																															
3. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数を除く）を監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長																															
4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																															
項目	頻度	担当																															
1. 補助パラメータ（電源関係）を監視する計器の機能を確認する。	定事検停止時	電気課長																															
2. 補助パラメータ（その他）を監視する計器のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御課長																															
3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長																															
4. 補助パラメータ（電源車電圧及び電源車周波数）を監視する計器が健全であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																															
		<ul style="list-style-type: none"> •女川では、電源車電圧及び電源車周波数にLCO設定していない 																															

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案

適用される 原 子 炉 の 状 態	条 件	(3) 要求される措置			差異理由
		適用される 原 子 炉 の 状 態	要求される措置	完了時間	
運転起動 高温停止	A. 補助パラメータが 監視不能の場合	A 1. 当直長は、代替措置※7を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を 実施する措置を開始する。 A 2. 当直長は、当該計器が故障状態で あることが運転員に明確に分か るような措置を講じる。 A 3. 当直長は、当該計器を動作可能な状態 状態に復旧する。	A. 補助パラメータを 計測する計器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、代替措置※4を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。 A2. 発電課長は、当該計器が故障状態である ことが運転員に明確に分かるような措置 を講じる。 A3. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する。	速やかに 速やかに 速やかに 30日間
	B. 条件AのA1又は A2で要求される措置を完了時 間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、当該計器を動作可能な 状態に復旧する。	B. 条件AのA1または A2で要求される措 置を完了時間内に 達成できない場合	B1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する。 B2. 条件AのA1または A2で要求される措 置を完了時間内に 達成できない場合	3日間 3日間
	C. 条件AのA3又は 条件Bで要求され れる措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C 1. 当直長は、高温停止にする。 C 2. 当直長は、冷温停止にする。	C. 条件AのA3または 条件Bで要求され れる措置を完了時間 内に達成でき ない場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	A. 補助パラメータが 監視不能の場合	A 1. 当直長は、当該計器を動作可能な 状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※7を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て 実施する措置を開始する。 A 3. 当直長は、当該計器が故障状態で あることが運転員に明確に分か るような措置を講じる。	A. 補助パラメータを 計測する計器が動作不能の場合	A1. 発電課長は、当該計器を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 A2. 発電課長は、代替措置※4を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。 A3. 発電課長は、当該計器が故障状態である ことが運転員に明確に分かるような措置 を講じる。	速やかに 速やかに 速やかに 冷温停止 燃料交換

※7 : 代替計器等による監視をいう。

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器		6 6 - 1 3 - 3 可搬型計測器	
(1) 運転上の制限	運転上の制限	(1) 運転上の制限	運転上の制限
可搬型計測器	可要数が動作可能であること	可搬型計測器	所要数が動作可能であること
適用される原子炉の状態	設 備	適用される原子炉の状態	設 備
運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換	可搬型計測器	運 転 起 動 高溫停止 冷溫停止 燃料交換	可搬型計測器
(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項	(2) 確認事項
1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回	1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。	1年に1回
2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回
	担当		担当
	計測制御GM		計測制御課長
	当直長		防災課長

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			差異理由
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	要求される措置	
運転 起動 高温停止	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足している場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※2。	30日間 30日間	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※2。
	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間	B. 条件 A で要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 発電課長は、高温停止にする。 および B2. 発電課長は、冷温停止にする。
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足している場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
<p>※1 : 代替品の補充等をいう。</p> <p>※2 : 30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p> <p>※1 : 代替品の補充等をいう。</p> <p>※2 : 30日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、30日間を超えたとしても条件Bには移行しない。</p>					

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
6 6 - 1 3 - 4 パラメータ記録		6 6 - 1 3 - 4 パラメータ記録	
(1) 運転上の制限			
項目		運転上の制限	
パラメータ記録	安全パラメータ表示システム (SPDS) が動作可能であること	安全パラメータ記録	
適用される原子炉の状態		設 備	
運 転	データ伝送装置	データ収集装置	※1
起 動	緊急時対策支援システム伝送装置	安全パラメータ表示システム (SPDS)	※1
高溫停止		SPDS 伝送装置	※1
冷溫停止		SPDS 表示装置	※1
燃料交換			
※1 : 「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。			
※1 : 「6 6 - 1 7 - 1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。			
		差異理由	
		TS-25 6 6 - 1 3 - 4 「パラメータ記録」	

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案																																																																																					
表6 6－1 4 運転員が中央制御室にとどまるための設備	表6 6－1 4 運転員が中央制御室にとどまるための設備	差異理由	TS-25 6 6－1 4 －1 中央制御室の居住性確保																																																																																				
6 6－1 4－1 中央制御室の居住性確保	6 6－1 4－1 中央制御室の居住性確保	<p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">被ばく低減設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> (1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">その他設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること	その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること																																																																														
項目	運転上の制限																																																																																						
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること																																																																																						
その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること																																																																																						
<p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">被ばく低減設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> (1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">その他設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること	その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること	<p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項目</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">被ばく低減設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> (1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">その他設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること	その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること																																																																								
項目	運転上の制限																																																																																						
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること																																																																																						
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明及び中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の所要数が動作可能であること																																																																																						
項目	運転上の制限																																																																																						
被ばく低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）による加圧系が動作可能であること※2 (3) データ表示装置（待避室），中央制御室待避室遮蔽（可搬型），差圧計，酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の所要数が動作可能であること																																																																																						
その他設備	可搬型照明（SA）の所要数が動作可能であること																																																																																						
<p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">適用される原子炉の状態</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設 備</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">運 転</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">起 動</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高 溫 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">174本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">炉心変更時※4</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">データ表示装置（待避室）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">又は原子炉建屋</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室待避室遮蔽（可搬型）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高 溫 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">差圧計</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">炉心変更時※4</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">可搬型蓄電池内蔵型照明</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">又は原子炉建屋</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（常設）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高 溫 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（常設）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">冷 温 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">燃料交換</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">燃 料 交 換</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※6</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）	2台	起 動	中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）	4台	高 溫 停 止	中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）	174本	炉心変更時※4	データ表示装置（待避室）	1台	又は原子炉建屋	中央制御室待避室遮蔽（可搬型）	1式	原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	2個	高 溫 停 止	差圧計	2個	炉心変更時※4	可搬型蓄電池内蔵型照明	2個	又は原子炉建屋	中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）	4個	原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	衛星電話設備（常設）	※5	高 溫 停 止	無線連絡設備（常設）	※5	冷 温 停 止	燃料交換	※6	燃 料 交 換	常設代替交流電源設備	※6	<p>（1）運転上の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">適用される原子炉の状態</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">設 備</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">運 転</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室送風機</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">起 動</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室排風機</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高 溫 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室再循環送風機</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">炉心変更時※4</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">40本</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">又は原子炉建屋</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">データ表示装置（待避所）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">照射された燃料に係る作業時</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高 溫 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">酸素濃度計（中央制御室用）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">冷 温 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">二酸化炭素濃度計（中央制御室用）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">冷 温 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">差圧計（中央制御室待避所用）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">高 溫 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">可搬型照明（SA）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">6個</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">冷 温 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（固定型）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">冷 温 停 止</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（固定型）</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">燃 料 交 換</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">常設代替交流電源設備</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">※6</td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	運 転	中央制御室送風機	1台	起 動	中央制御室排風機	1台	高 溫 停 止	中央制御室再循環送風機	1台	炉心変更時※4	中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）	40本	又は原子炉建屋	データ表示装置（待避所）	1台	原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	照射された燃料に係る作業時	2個	高 溫 停 止	酸素濃度計（中央制御室用）	2個	冷 温 停 止	二酸化炭素濃度計（中央制御室用）	2個	冷 温 停 止	差圧計（中央制御室待避所用）	1台	高 溫 停 止	可搬型照明（SA）	6個	冷 温 停 止	衛星電話設備（固定型）	※5	冷 温 停 止	無線連絡設備（固定型）	※5	燃 料 交 換	常設代替交流電源設備	※6
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																																																																																					
運 転	中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット）	2台																																																																																					
起 動	中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）	4台																																																																																					
高 溫 停 止	中央制御室待避室陽圧化装置（空気ボンベ）	174本																																																																																					
炉心変更時※4	データ表示装置（待避室）	1台																																																																																					
又は原子炉建屋	中央制御室待避室遮蔽（可搬型）	1式																																																																																					
原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	2個																																																																																					
高 溫 停 止	差圧計	2個																																																																																					
炉心変更時※4	可搬型蓄電池内蔵型照明	2個																																																																																					
又は原子炉建屋	中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）	4個																																																																																					
原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	衛星電話設備（常設）	※5																																																																																					
高 溫 停 止	無線連絡設備（常設）	※5																																																																																					
冷 温 停 止	燃料交換	※6																																																																																					
燃 料 交 換	常設代替交流電源設備	※6																																																																																					
適用される原子炉の状態	設 備	所要数																																																																																					
運 転	中央制御室送風機	1台																																																																																					
起 動	中央制御室排風機	1台																																																																																					
高 溫 停 止	中央制御室再循環送風機	1台																																																																																					
炉心変更時※4	中央制御室待避所加圧設備（空気ボンベ）	40本																																																																																					
又は原子炉建屋	データ表示装置（待避所）	1台																																																																																					
原 子 炉 棟 内 で 照 射 さ れ た 燃 料 に 係 る 作 業 時	照射された燃料に係る作業時	2個																																																																																					
高 溫 停 止	酸素濃度計（中央制御室用）	2個																																																																																					
冷 温 停 止	二酸化炭素濃度計（中央制御室用）	2個																																																																																					
冷 温 停 止	差圧計（中央制御室待避所用）	1台																																																																																					
高 溫 停 止	可搬型照明（SA）	6個																																																																																					
冷 温 停 止	衛星電話設備（固定型）	※5																																																																																					
冷 温 停 止	無線連絡設備（固定型）	※5																																																																																					
燃 料 交 換	常設代替交流電源設備	※6																																																																																					

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線

 : 旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
		差異理由	
※1 : 陽圧化 に必要なバウンダリ※3、 弁 、 配管 、 ダクト 及び ダンパ を含む。また、当該系統が動作不能時は、作不能時は、「 第57条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。	※1 : 隔離 に必要なバウンダリ※3、ダクトおよびダンパを含む。また、当該系統が動作不能時は、「 第56条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。	・中央制御室換気空調系（事故時モード）は、隔離を目的とした設備である。	・中央制御室換気空調系（事故時モード）は、隔離を目的とした設備である。
※2 : 陽圧化 に必要なバウンダリ※3、 弁 及び 配管 を含む。	※2 : 正圧化 に必要なバウンダリ※3、弁および配管を含む。		
※3 : バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	※3 : バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。		
※4 : 停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。	※4 : 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。		
※5 : 「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。	※5 : 「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。		
※6 : 「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	※6 : 「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項	
項目	項目	頻度	担当
1. 中央制御室可搬型陽圧化空調機（プロワユニット）の性能確認を実施する。	1. 中央制御室換気空調系の性能確認を実施する。	定事検停止時	原子炉課長
2. 中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。	2. 中央制御室再循環フィルタ装置の性能確認を実施する。	定事検停止時	放射線管理課長
3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、 中央制御室可搬型陽圧化空調機（フィルタユニット） が使用可能であることを確認する。	3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、 中央制御室換気空調系 を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、 MCR排気隔離ダンパ 、 MCR通常時外気取入口ダンパ 及び MCR非常時外気取入隔離ダンパ が開することを確認する。	4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、 中央制御室排風機出口ダンパ 、 中央制御室外気取入口ダンパ 、 中央制御室少量外気取入口ダンパ が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長
5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、所要数の 中央制御室待避室陽圧化装置 （空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。	5. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、所要数の 中央制御室待避室加压設備 （空気ボンベ）が規定圧力であることを確認する。	3ヶ月に1回	発電課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）				女川 2号炉案	差異理由
6. 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	当直長	3ヶ月に1回	6. 可搬型照明（SA）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 発電課長	
7. 中央制御室用乾電池内蔵型照明（ランタンタイプ）の点灯確認を行い、使用可能であることを確認する。	放射線管理GM	3ヶ月に1回	7. 差圧計（中央制御室待避所用）の計器校正を実施する。	定事検停止時 計測制御課長	・柏崎の差圧計が可搬設備であるのに對し、女川の差圧計は、常設設備であるため、頻度を1ヶ月毎に設定
8. 差圧計が健全であることを確認する。	計測制御GM	定事検停止時	8. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計（中央制御室待避所用）が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回 発電課長	・原原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計（中央制御室待避所用）が使用可能であることを外観点検により確認する。
9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、差圧計が使用可能であることを外観点検により確認する。	当直長	3ヶ月に1回	9. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 発電課長	・女川は、可搬型SA設備のサーベイランス（性能確認）の頻度を参考に設定・女川のデータ表示装置（待避所）は常設設備であるため、頻度を1ヶ月毎に設定
10. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、酸素濃度・二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	発電GM	3ヶ月に1回	10. 酸素濃度計（中央制御室用）および二酸化炭素濃度計（中央制御室用）の計器校正を実施する。	1年に1回 計測制御課長	・女川は、可搬型SA設備のサーベイランス（性能確認）の頻度を参考に設定・女川のデータ表示装置（待避所）は常設設備であるため、頻度を1ヶ月毎に設定
11. 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の計器校正を実施する。	発電GM	定事検停止時	11. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回 計測制御課長	・女川は可搬型の中央制御室待避所遮蔽はないため、確認は不要。
12. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、データ表示装置（待避室）の伝送確認を実施する。	計測制御GM	3ヶ月に1回	13. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時※7又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室待避室遮蔽（可搬型）が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回 放射線管理GM	・停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。 ※7：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。
					※7：停止余裕に係る運転上の制限の相違による

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案

(3) 要求される措置		(3) 要求される措置				差異理由	
適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	適用される原子炉の状態	条件	要求される措置	完了時間	完了時間
運転	A. 中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室の加圧系が動作不能の場合	A 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認することを確認する。	運転	A. 中央制御室換気空調系が動作不能の場合	A1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*8} とともに、その他の設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する。	速やかに	速やかに
起動		及び A 2. 当直長は、代替措置 ^{*10} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。			おおよび A2. 発電課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	3 日間	3 日間
高温停止		及び A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。			B1. 発電課長は、残留熱除去系3系列を起動し、動作可能であることを確認する ^{*8} とともに、その他の設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する。	速やかに	速やかに
		B. 中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)による中央制御室待避室の加圧室が動作不能の場合			B 1. 当直長は、7号炉の中央制御室非常用換気空調系1系列を起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{*9} が動作可能であることを確認する。	速やかに	速やかに

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案		差異理由
	及び B 2. 当直長は当該機能を補完する 自 主 対 策 設 备※11 が動作可 能 で あ るこ とを 確 認 す る。	3 日間	および B2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、 原 子 炉 主 任 技 術 者 の 確 認 を 得 て 実 施 す る。 および	・設備の相違による (柏崎 : カーボル 式空気ボンベユニ ットによる中央制 御室待避室の加圧 を自主対策設備と している。 女川 : 代替品の補 充をD設備として いる。
	B 3. 当直長は、当該系統を動作可 能な状態に復旧する。	10 日間	B3. 防災課長は、当該系統を動作可能な 状態に復旧する。	10 日間
C. 動作可能なデータ表示装置 (待避室)、中央制御室待避 室遮蔽（可搬型）、差圧計、 酸素濃度・二酸化炭素濃度 計、可搬型蓄電池内蔵型照明 又は中央制御室用乾電池内蔵 型照明（ランタンタイプ）が 所要数を満足していない場 合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する。 C 2. 当直長は、代替措置※10を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する※12。	10 日間 10 日間	C. 動作可能なデータ表示裝 置（待避室）、差圧計（中 央制御室待避所用）、酸素 濃度計（中央制御室用）、 二酸化炭素濃度計（中央制 御室用）または可搬型照 明（S A）が所要数を満足し ていない場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な 状態に復旧する。 C2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て実施 する※11。
D. 条件A、BまたはCで要求され る措置を完了時間内に達成で きない場合	D 1. 当直長は、高温停止にする。 D 2. 当直長は、低温停止にする。	24 時間 36 時間	D1. 発電課長は、高温停止にする。 および D2. 発電課長は、低温停止にする。	24 時間 36 時間
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能な可搬型蓄電池内 蔵型照明又は中央制御室用 乾電池内蔵型照明（ランタ ンタイプ）が所要数を満足 していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可 能な状態に復旧する措置を開始す る。 A 2. 当直長は、代替措置※10を検 討し、原子炉主任技術者の確 認を得て実施する措置を開 始する。	A. 動作可能な可搬型照 明（S A）が所要数を満足 していない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、 原子炉主任技術者の確認を得て実 施する措置を開始する。
炉心変更時※8 又は 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時	A. 炉心変更時※8又は原子炉建屋 原子炉棟内で照射された燃料 に係る作業時において要求さ れる設備が、運転上の制限を 満足していないと判断した場 合	A 1. 当直長は、炉心変更を中止する。 A 2. 当直長は、原子炉建屋原子炉棟内 で照射された燃料に係る作業を 中止する。	炉心変更時※12 または 原子炉建屋原 子炉棟内で照 射された燃料 に係る作業時	A1. 発電課長は、炉心変更を中止する。 A2. 発電課長は、原子炉建屋原子炉棟 内で照射された燃料に係る作業を 中止する。
※8 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※9 : 残りの中央制御室非常用換気空調系1系列をいい、至近の記録等により動作可能であるこ とを確認する。 ※10 : 代替品の補充等をいう。 ※11 : カーボル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧をいう。（準備時間短縮の補				・設備の設定の相違 ・設備の設定の相違 ※8 : 非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却水系2系列および原子炉補機 冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※10 : 代替品の補充等をいう。 ※11 : 設備の相違による

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年1月9日施行）	女川 2号炉案	差異理由
<p>完措置を含む</p> <p>※12：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※8：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本の制御棒の挿入・引抜を除く。</p> <p>※12：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	<p>※11：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Dには移行しない。</p> <p>※12：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 停止余裕に係る運転上の制限の相違による

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

赤字

 : 設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字

 : 記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線 : 旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
6 6 – 1 4 – 2 原子炉建屋プローアウトパネル		6 6 – 1 4 – 2 原子炉建屋プローアウトパネルおよび閉止装置	TS-25 6 6 – 1 4 – 2 原子炉建屋 プローアウトパネ ルおよび閉止装置
(1) 運転上の制限			
項目 項 目		運転上の制限 運転上の制限	
原子炉建屋プローアウトパネル※1 あること		原子炉建屋プローアウトパネルおよび閉止装置※1 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置が動作可能であること	TS-74「原子炉建屋ブ ローアウトパネル及 び閉止装置の運用に ついて」
適用される 原子炉の状態		設 備	差異理由
運 転	燃料取替床プローアウトパネル閉止装置	所要数 4台	
起 動		運 転 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置	TS-25「原子炉建屋プローアウトパネルおよび閉止装置」のうち原子炉建屋プローアウトパネルの開放機能は、第49条「原子炉建屋」で確認する。
高溫停止		起 動 高溫停止	
※1：燃料取替床プローアウトパネル及び主蒸気系トンネル室プローアウトパネルの開放機能は、「第49条 原子炉建屋」で確認する。			
(2) 確認事項			
項目		項目	頻 度
1. 燃料取替床プローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時 原子炉GM	1. 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時 原子炉課長
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高溫停止において、燃料取替床プローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	2. 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 発電課長
(3) 確認事項			
項目		頻 度	頻 度
1. 燃料取替床プローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時 原子炉GM	1. 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置の性能を確認する。	定事検停止時 原子炉課長
2. 原子炉の状態が運転、起動及び高溫停止において、燃料取替床プローアウトパネル閉止装置の機能が健全であることを確認する。	1ヶ月に1回 当直長	2. 原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回 発電課長
(3) 要求される措置			
条件		要求される措置	完了時間
A. 燃料取替床プローアウトパネル閉止装置の機能が健全でない場合	A 1.	燃料取替床プローアウトパネルの機能が健全であることを確認する。	速やかに
	A 2.	当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	全であることを確認する。 A2. 代替措置は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。
	A 3.	当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	3日間 A3. 代替措置は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1.	当直長は、高溫停止にする。	10日間 B1. 発電課長は、高溫停止にする。
	B 2.	当直長は、冷温停止にする。	24時間 B2. 発電課長は、冷温停止にする。
			36時間 場合
※2：手動操作等による閉止手段の確認をいう。			

保安規定比較表

<p>表 8.5-1.7 中央制御室</p> <p>8.5-1.7-1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>中央制御室非常用循環ファン 制御建屋送気ファン</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	適用モード	中央制御室非常用循環ファン 制御建屋送気ファン	<p>表 6.6-1.4 運転員が中央制御室にどまるための設備</p> <p>6.6-1.4-1 中央制御室の居住性確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく 低減設備</td> <td>(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ) が動作可能であること※2 (3) データ表示装置 (待避所), 差圧計 (中央制御室待避所用), 酸素濃度計 (中央制御室用) の所要数が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> <td>可搬型蓄電池内蔵型照明 (ランタンタイ フ) の所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	被ばく 低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ) が動作可能であること※2 (3) データ表示装置 (待避所), 差圧計 (中央制御室待避所用), 酸素濃度計 (中央制御室用) の所要数が動作可能であること	その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明 (ランタンタイ フ) の所要数が動作可能であること	<p>表 6.6-1.4 運転員が中央制御室にどまるための設備</p> <p>6.6-1.4-1 中央制御室の居住性確保</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット</td> <td>(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) 2台</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td>中央制御室可搬型陽圧化空調機 (プロワユニット) 4台</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置</td> <td>中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) 1台</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ</td> <td>データ表示装置 (待避室) 1台</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) 1式</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計 2個</td> </tr> <tr> <td>Bアニユラス循環ファン</td> <td>差圧計 2個</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5 および6</td> <td>Bアニユラス循環フィルタユニット 窒素ボンベ (アニユラス循環系ダンバ作動 用)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) 2台	酸素濃度計	中央制御室可搬型陽圧化空調機 (プロワユニット) 4台	二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置	中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) 1台	燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ	データ表示装置 (待避室) 1台	タンクローリー	中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) 1式	燃料油移送ポンプ	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 2個	Bアニユラス循環ファン	差圧計 2個	モード1、2、3、4、5 および6	Bアニユラス循環フィルタユニット 窒素ボンベ (アニユラス循環系ダンバ作動 用)
項目	運転上の制限																															
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明 (SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																															
適用モード	中央制御室非常用循環ファン 制御建屋送気ファン																															
項目	運転上の制限																															
被ばく 低減設備	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機による加圧系が動作可能であること※1 (2) 中央制御室待避所加圧設備 (空気ボンベ) が動作可能であること※2 (3) データ表示装置 (待避所), 差圧計 (中央制御室待避所用), 酸素濃度計 (中央制御室用) の所要数が動作可能であること																															
その他設備	可搬型蓄電池内蔵型照明 (ランタンタイ フ) の所要数が動作可能であること																															
項目	運転上の制限																															
中央制御室非常用循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット	(1) 中央制御室可搬型陽圧化空調機 (フィルタユニット) 2台																															
酸素濃度計	中央制御室可搬型陽圧化空調機 (プロワユニット) 4台																															
二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置	中央制御室待避室陽圧化装置 (空気ボンベ) 1台																															
燃料油貯蔵タンク 可搬式オイルポンプ	データ表示装置 (待避室) 1台																															
タンクローリー	中央制御室待避室遮蔽 (可搬型) 1式																															
燃料油移送ポンプ	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 2個																															
Bアニユラス循環ファン	差圧計 2個																															
モード1、2、3、4、5 および6	Bアニユラス循環フィルタユニット 窒素ボンベ (アニユラス循環系ダンバ作動 用)																															

保安規定比較表

美浜発電所（令和4年6月22日認可）	柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉再検討案	
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。	※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減」において運転上の制限を定める。	(2) 確認事項 (3) 要求される措置	(3) 要求される措置
※1：動作不能時は、「第57条 中央制御室非常用換気空調系」の運転上の制限も確認する。	※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁、配管、ダクト及びダンパーを含む。また、当該系統が動作不能時は、当該系統が動作不能する。	(省略)	(省略)
※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。	※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。		
※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1組又は1本の制御棒の挿入・引抜きを除く。		
※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1組又は1本の制御棒の挿入・引抜きを除く。	※5：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	(2) 確認事項 (3) 要求される措置	(3) 要求される措置
※5：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。	※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	(省略)	(省略)
※2：陽圧化に必要なバウンダリ※3、弁及び配管を含む。	※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。		
※3：バウンダリの一時的な開放については、速やかにバウンダリ機能を復旧できる状態に管理されなければ、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1組又は1本の制御棒の挿入・引抜きを除く。		
※4：停止余裕確認後の同一水圧制御ユニットに属する1組又は1組又は1本の制御棒の挿入・引抜きを除く。	※5：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。 ※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	(2) 確認事項 (3) 要求される措置	(3) 要求される措置
※5：「66-17-1 通信連絡設備」において運転上の制限等を定める。	※6：「66-12-1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。	(省略)	(省略)
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。	※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-6 燃料油貯蔵タンク、可搬式オイルポンプ、タンクローリーおよび燃料油移送ポンプによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減」において運転上の制限を定める。	(2) 確認事項 (3) 要求される措置	(3) 要求される措置
※1：動作不能時は、「第57条 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合」として、「A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合」を起動し、動作可能であることを確認する※6とともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。	※1：当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※6とともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。	(省略)	(省略)
※2：当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	※2：当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	以下省略	以下省略
※3：当直課長は、代用措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	※3：当直課長は、代用措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	以下省略	以下省略
※4：当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	※4：当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	以下省略	以下省略
※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	以下省略	以下省略
※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	以下省略	以下省略
※7：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却海水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	※7：非常用ディーゼル発電機2台（A系およびB系）、原子炉補機冷却海水系2系列および原子炉補機冷却海水系2系列をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。	以下省略	以下省略
※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	※8：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。	以下省略	以下省略
※9：代用品の補充等をいこう。	※9：代用品の補充等をいこう。	以下省略	以下省略
※10：代用品の補充等をいこう。	※10：代用品の補充等をいこう。	以下省略	以下省略

保安規定比較表

美浜発電所（令和4年6月22日認可）

		柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	女川2号炉再検討案
	(中央制御室非常用循環系)	(中央制御室非常用換気空調系)	
第71条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。	第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*1} 又は原子炉建屋原子炉棟内に照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系 ^{*2} は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。	第56条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{*1} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系 ^{*2} は表56-1に定める事項を運転上の制限とする。	
2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	2. 中央制御室非常用換気空調系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	
(1) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表71-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。	(1) 運転評価GMは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を当直長に通知する。	(1) 電気課長は、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系が模擬信号で作動することを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	
(2) 発電室長は、定期事業者検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンバが正しい位置に作動することを確認する。	(2) 化学管理GMは、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表57-2に定める値であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	(2) 放射線管理課長は、定事検停止時に、中央制御室非常用換気空調系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を発電管理課長に通知する。	
(3) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中ににおいて、1ヶ月に1回、2台の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する ^{*1} 。	(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 ^{*1} 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動することを確認する ^{*1} 。	(3) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 ^{*1} または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系ファンが起動することを確認する ^{*1} 。	
3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71-3の措置を講じる。	3. 当直長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表56-3の措置を講じる。	3. 発電課長は、中央制御室非常用換気空調系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表56-3の措置を講じる。	
※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。	※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。	※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。	
表71-1	項目	運転上の制限	運転上の制限
中央制御室非常用循環系 ^{*2}	2系統が動作可能であること	中央制御室非常用循環系	中央制御室あたり2系列 ^{*3} が動作可能であること
※2：中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。			
中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認する。			
表71-2	項目	判定値	判定値
中央制御室非常用循環フィルタ	95%以上	90%以上	90%以上

保安規定比較表

美浜発電所（令和4年6月22日認可）

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）

表7 1 - 3

条件	要求される措置	完了時間
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となつている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日
C. モード1、2、3、および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 D 2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

表5 7 - 3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用換気空調系1系列が動作不能の場合	A 1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間
B. 中央制御室非常用換気空調系の2系列が動作不能の場合	B 1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間
C. 原子炉の状態が運転、起動、および高温停止にする。	C 1. 高温停止にする。 C 2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
D. 炉心変更時または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業において、条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D 1. 炉心変更を中止する。 D 2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

表5 6 - 3

条件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用換気空調系の1系列が動作不能の場合	A1. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。 A2. 他の1系列が動作可能であることを確認する。	30日間
B. 中央制御室非常用換気空調系の2系列が動作不能の場合	B1. 少なくとも1系列を動作可能な状態に復旧する。	10日間
C. 原子炉の状態が運転、起動、および高温停止にする。	C1. 高温停止にする。 C2. 冷温停止にする。	24時間 36時間
D. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業において、条件AまたはBで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	D1. 炉心変更を中止する。 D2. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに 速やかに

※1：停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。

1組又は1本) の挿入・引抜を除く。

※2：2号炉の中央制御室非常用換気空調系のファン、フィルタならびに中央制御室ハウジングを構成する隔壁弁およびダクト(外気の取り入れ、排気のライン)は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第6 6条(6 6 - 1 4 - 1)の運転上の制限も確認する。

※3：2系列とは、ファン2台、フィルタ1基および必要なダンバ、ダクトをいう。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）	
表6 6－1 5	監視測定設備
6 6－1 5－1	監視測定設備

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
監視測定設備	所要数が動作可能であること

(1) 運転上の制限

項目	運転上の制限
監視測定設備	所要数が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
G M汚染サーベイメータ	2台※1	<u>γ線サーベイメータ</u>
N a Iシンシンチレーションサーベイメータ	2台※1	<u>β線サーベイメータ</u>
Z n Sシンシンチレーションサーベイメータ	1台※1	<u>α線サーベイメータ</u>
電離箱サーベイメータ	2台※1	<u>電離箱サーベイメータ</u>
可搬型ダスト・よう素サンプラー	2台※1	可搬型ダスト・よう素サンプラー
可搬型モニタリングボスト※2	15台	可搬型モニタリングボスト※1
モニタリングボスト用発電機	3台	常設代替交流電源設備
可搬型気象観測装置※2	1台	代替気象観測設備※1
小型船舶（海上モニタリング用）	1台	小型船舶

※1：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所あたりの合計所要数。

※2：データ処理装置を含む。

※1：データ処理装置を含む。

※2：「6 6－1 2－1 常設代替交流電源設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。	1年に1回	放射線安全GM
2. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線安全GM

(2) 確認事項

項目	頻度	担当
1. 所要数の <u>γ線サーベイメータ</u> の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長
2. 所要数の <u>β線サーベイメータ</u> の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長

女川2号炉案	差異理由
表6 6－1 5	TS-25 6 6－1 5
監視測定設備	－1 監視測定設備

6 6－1 5－1 監視測定設備

項目	運転上の制限
監視測定設備	所要数が動作可能であること

適用される原子炉の状態	設備	所要数
G M汚染サーベイメータ	2台※1	<u>γ線サーベイメータ</u>
N a Iシンシンチレーションサーベイメータ	2台※1	<u>β線サーベイメータ</u>
Z n Sシンシンチレーションサーベイメータ	1台※1	<u>α線サーベイメータ</u>
電離箱サーベイメータ	2台※1	<u>電離箱サーベイメータ</u>
可搬型ダスト・よう素サンプラー	2台※1	可搬型ダスト・よう素サンプラー
可搬型モニタリングボスト※2	15台	可搬型モニタリングボスト※1
モニタリングボスト用発電機	3台	常設代替交流電源設備
可搬型気象観測装置※2	1台	代替気象観測設備※1
小型船舶	1台	小型船舶

• 女川ではT S C
 が1箇所につき記
 載は不要。

運転上の制限

所要数が動作可能であること

• データ処理装置を含む。
 ※1：データ処理装置を含む。
 ※2：常設代替交流電源設備について運転上の制限等を定める。

表6 6－1 5
 監視測定設備

項目	頻度	担当
1. 所要数の <u>γ線サーベイメータ</u> の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長
2. 所要数の <u>β線サーベイメータ</u> の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長

項目	頻度	担当
1. 所要数の <u>γ線サーベイメータ</u> の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長
2. 所要数の <u>β線サーベイメータ</u> の機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案	
差異理由			
3. 所要数の N_a I シンチレーションサーベイメータ の機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	3. 所要数の α 線サーベイメータ の機能確認を実施する。	放射線管理課長 1年に1回
4. 所要数の N_a I シンチレーションサーベイメータ が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	4. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	放射線管理課長 1年に1回
5. 所要数の GM汚染サーベイメータ の機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	5. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。	放射線管理課長 1年に1回
6. 所要数の GM汚染サーベイメータ が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	6. 所要数の可搬型モニタリングボストの機能確認を実施する。	放射線管理課長 1年に1回
7. 所要数の電離箱サーベイメータの機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	7. 所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。	放射線管理課長 1年に1回
8. 所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	8. 所要数の γ 線サーベイメータ が動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
9. 所要数の Zn S シンチレーションサーベイメータ の機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	9. 所要数の β 線サーベイメータ が動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
10. 所要数の Zn S シンチレーションサーベイメータ が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	10. 所要数の α 線サーベイメータ が動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
11. 所要数の可搬型モニタリングボストの機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	11. 所要数の電離箱サーベイメータが動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
12. 所要数の可搬型モニタリングボストが動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	12. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーが動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
13. 所要数の小型船舶（海上モニタリング用）が使用可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	13. 所要数の可搬型モニタリングボストが動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
14. 所要数の可搬型気象観測装置の機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	14. 所要数の代替気象観測設備が動作可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
15. 所要数の可搬型気象観測装置が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 3ヶ月に1回	15. 所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。	放射線管理課長 3ヶ月に1回
16. 所要数のモニタリングボスト用発電機の機能確認を実施する。	放射線安全GM 1年に1回	•女川では、モニタリングボストの代替交流電源の確認は、「66-12-1 常設代替交流電源設備」で整理	
17. 所要数のモニタリングボスト用発電機が動作可能であることを確認する。	放射線安全GM 1ヶ月に1回		
(3) 要求される措置			
A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足している場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 速やかに	完了時間 速やかに
(3) 要求される措置			
A. 動作可能な監視測定設備が所要数を満足していない場合	A 1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 防災課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	完了時間 および 速やかに	完了時間 速やかに

※3：代替品の補充等をいう。

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																																																																																																					
表6 6-17 通信連絡を行うために必要な設備 6 6-17-1 通信連絡設備	表6 6-17 通信連絡を行うために必要な設備 6 6-17-1 通信連絡設備	差異理由	TS-25 6 6-17 - 1 通信連絡設備																																																																																																				
(1) 運転上の制限	運転上の制限	(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																																																																																																				
<p>(1) 緊急時支援システム伝送装置及びデータ収集装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS表示装置、衛星電話設備（常設）、無線連絡設備（可搬型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること</p> <p style="color: red;">号炉屋外緊急連絡用インターフォンの所要数が動作可能であること</p>		<p>(1) SPDS伝送装置およびデータ収集装置が動作可能であること</p> <p>(2) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）が動作可能であること</p> <p>(3) SPDS表示装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）および携行型通話装置の所要数が動作可能であること</p> <p style="color: red;">・ SA時に期待する通信連絡設備の相違。</p>																																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">適用される原子炉の状態</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">設 備</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">所要数</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">適用される原子炉の状態</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">設 備</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">緊急時対策支援システム伝送装置</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1式※2</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">安全パラメータ表示システム（SPDS）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">SPDS伝送装置※1</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">運転起動</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">SPDS表示装置</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1台※2</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">SPDS表示装置</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">高温停止</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1台※3</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">テレビ会議システム</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1台※3</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">燃料交換</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">IP-電話機</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">6台※3</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">IP電話</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">6台※3</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">冷温停止</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">IP-FAX</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2台※3</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">IP-FAX</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3台※3</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">燃料交換</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（常設）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">5台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（固定型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">冷温停止</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（可搬型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（携帯型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">10台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">冷温停止</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（常設）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（固定型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">4台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">冷温停止</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（可搬型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">29台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（携帯型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">38台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">冷温停止</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">携帯型音声呼出電話機</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2台</td><td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">SA時に期待する通信連絡設備の相違。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">7号炉プロセス計算機室</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2台※4</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">データ収集装置</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">データ収集装置</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">7号炉中央制御室</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">安全パラメータ表示システム（SPDS）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1式※2</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">安全パラメータ表示システム（SPDS）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1式※2</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉中央制御室</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（常設）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">衛星電話設備（固定型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉原子炉建屋外</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（常設）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">1台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（固定型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉原子炉建屋外</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">携帯型音声呼出電話機</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">3台</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">無線連絡設備（携帯型）</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">5台</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉原子炉建屋外</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">5号炉屋外緊急連絡用インターフォン</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">2台※4</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">携行型通話装置</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">10台</td></tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	設 備	所要数	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）		緊急時対策支援システム伝送装置	1式※2	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDS伝送装置※1	運転起動		SPDS表示装置	1台※2	SPDS表示装置	1台	高温停止		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	1台※3	テレビ会議システム	1台※3	燃料交換		IP-電話機	6台※3	IP電話	6台※3	冷温停止		IP-FAX	2台※3	IP-FAX	3台※3	燃料交換		衛星電話設備（常設）	5台	衛星電話設備（固定型）	4台	冷温停止		衛星電話設備（可搬型）	4台	衛星電話設備（携帯型）	10台	冷温停止		無線連絡設備（常設）	4台	無線連絡設備（固定型）	4台	冷温停止		無線連絡設備（可搬型）	29台	無線連絡設備（携帯型）	38台	冷温停止		携帯型音声呼出電話機	2台	SA時に期待する通信連絡設備の相違。		7号炉プロセス計算機室		5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2台※4	データ収集装置	データ収集装置	7号炉中央制御室		安全パラメータ表示システム（SPDS）	1式※2	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1式※2	5号炉中央制御室		衛星電話設備（常設）	1台	衛星電話設備（固定型）	2台	5号炉原子炉建屋外		無線連絡設備（常設）	1台	無線連絡設備（固定型）	2台	5号炉原子炉建屋外		携帯型音声呼出電話機	3台	無線連絡設備（携帯型）	5台	5号炉原子炉建屋外		5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2台※4	携行型通話装置	10台
適用される原子炉の状態	設 備	所要数	適用される原子炉の状態	設 備	所要数																																																																																																		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）		緊急時対策支援システム伝送装置	1式※2	安全パラメータ表示システム（SPDS）	SPDS伝送装置※1																																																																																																		
運転起動		SPDS表示装置	1台※2	SPDS表示装置	1台																																																																																																		
高温停止		統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	1台※3	テレビ会議システム	1台※3																																																																																																		
燃料交換		IP-電話機	6台※3	IP電話	6台※3																																																																																																		
冷温停止		IP-FAX	2台※3	IP-FAX	3台※3																																																																																																		
燃料交換		衛星電話設備（常設）	5台	衛星電話設備（固定型）	4台																																																																																																		
冷温停止		衛星電話設備（可搬型）	4台	衛星電話設備（携帯型）	10台																																																																																																		
冷温停止		無線連絡設備（常設）	4台	無線連絡設備（固定型）	4台																																																																																																		
冷温停止		無線連絡設備（可搬型）	29台	無線連絡設備（携帯型）	38台																																																																																																		
冷温停止		携帯型音声呼出電話機	2台	SA時に期待する通信連絡設備の相違。																																																																																																			
7号炉プロセス計算機室		5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2台※4	データ収集装置	データ収集装置																																																																																																		
7号炉中央制御室		安全パラメータ表示システム（SPDS）	1式※2	安全パラメータ表示システム（SPDS）	1式※2																																																																																																		
5号炉中央制御室		衛星電話設備（常設）	1台	衛星電話設備（固定型）	2台																																																																																																		
5号炉原子炉建屋外		無線連絡設備（常設）	1台	無線連絡設備（固定型）	2台																																																																																																		
5号炉原子炉建屋外		携帯型音声呼出電話機	3台	無線連絡設備（携帯型）	5台																																																																																																		
5号炉原子炉建屋外		5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	2台※4	携行型通話装置	10台																																																																																																		
※1 : データ伝送設備を含む。		※1 : データ伝送設備を含む。																																																																																																					
※2 : 緊急時支援システム伝送装置及びデータ収集装置については、A系又はB系のいずれかにより所内に有線系または無線系回線、所外は有線系または衛星系回線で伝送可能であることを		※2 : SPDS伝送装置およびデータ収集装置については、A系またはB系のいずれかにより所内に有線系または無線系回線、所外は有線系または衛星系回線で伝送可能であることを																																																																																																					

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

<p>柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）</p> <p>いう。</p> <p>※3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話機又はIP-FAXのいずれかにより有線系又は衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※4：5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることを行う。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> <th style="text-align: center;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">計測制御GM</td> </tr> <tr> <td>2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">(7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM</td> </tr> <tr> <td>8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電気機器GM</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	担当	1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	計測制御GM	2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM	3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM	4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	電子通信GM	5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM	6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	電子通信GM	7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	(7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM	8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM	<p>女川2号炉案</p> <p>※3：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP-電話またはIP-FAXのいずれかにより有線系または衛星系回線で所外へ通信可能であることをいう。</p> <p>※4：5号炉屋外緊急連絡用インターフォンについては、A系又はB系のいずれかが動作可能であることを行う。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> <th style="text-align: center;">担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">技術課長</td> </tr> <tr> <td>3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">技術課長</td> </tr> <tr> <td>5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">技術課長 または 発電課長</td> </tr> <tr> <td>7. 携行型電話装置の通話確認を実施する。</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">発電課長</td> </tr> <tr> <td>8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。</td> <td style="text-align: center;">1ヶ月に1回</td> <td style="text-align: center;">電気機器GM</td> </tr> </tbody> </table> <p>・SA時に期待する通信連絡設備の相違。</p>	項目	頻度	担当	1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長	3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	技術課長	5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長	7. 携行型電話装置の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	発電課長	8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM
項目	頻度	担当																																																					
1. 緊急時対策支援システム伝送装置、データ伝送装置及びSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	計測制御GM																																																					
2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）の通話及び通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM																																																					
3. 衛星電話設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM																																																					
4. 衛星電話設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	電子通信GM																																																					
5. 無線連絡設備（常設）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電子通信GM																																																					
6. 無線連絡設備（可搬型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	電子通信GM																																																					
7. 携帯型音声呼出電話機の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	(7号炉中央制御室) 発電GM (緊急時対策所) 電子通信GM																																																					
8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																																																					
項目	頻度	担当																																																					
1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS 表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長																																																					
2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）の通話および通信機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長																																																					
3. 衛星電話設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長																																																					
4. 衛星電話設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	技術課長																																																					
5. 無線連絡設備（固定型）の通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長																																																					
6. 無線連絡設備（携帯型）の通話機能を確認する。	3ヶ月に1回	技術課長 または 発電課長																																																					
7. 携行型電話装置の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	発電課長																																																					
8. 5号炉屋外緊急連絡用インターフォンの通話機能を確認する。	1ヶ月に1回	電気機器GM																																																					

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）		女川 2号炉案	
(3) 要求される措置		差異理由	
(3) 要求される措置			
適用される 原子炉状態	条件	要求される措置	要求される措置
運転起動 高温停止	A. 緊急時対策支援システム 伝送装置※5又はデータ伝送装置※5が動作不能である場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	完了時間 10日間※13
	B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※6が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	完了時間 10日間
	C. SPDS表示装置※5が動作不能の場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 C 2. 当直長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	完了時間 10日間
	D. 動作可能な衛星電話設備（常設）※7、衛星電話設備（可搬型）※7、無線連絡設備（常設）※7、無線連絡設備（可搬型）※7、携帯型音声呼出電話機※7又は5号炉屋外緊急連絡用インターフォン※7が所要数を満足していない場合	D 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 D 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※9。	完了時間 10日間
	E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E 1. 当直長は、高温停止にする。 E 2. 当直長は、冷温停止にする。	完了時間 24時間 36時間
(3) 要求される措置		差異理由	
適用される 原子炉状態	条件	要求される措置	要求される措置
運転起動 高温停止	A. SPDS伝送装置※4またはデータ収集装置※4が動作不能である場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。	完了時間 10日間※12
	B. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備※5が動作不能の場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B2. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。	完了時間 10日間
	C. SPDS表示装置※4が動作不能の場合	C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または C2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。	完了時間 10日間
	D. 動作可能な衛星電話設備（固定型）※6、衛星電話設備（携帯型）※6、無線連絡設備（固定型）※6、無線連絡設備（携帯型）※6または携行型通話装置※6が所要数を満足しない場合	D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または D2. 防災課長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※8。	完了時間 10日間
	E. 条件AからDで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	E1. 発電課長は、高温停止にする。 E2. 発電課長は、冷温停止にする。	完了時間 24時間 36時間

保安規定比較表

柏崎刈羽 7号炉（令和2年11月9日施行）

女川 2号炉案

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
緑字：記載表現、記載箇所、名称等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

		差異理由	
		適用される 原子炉 の状態	条 件
			要求される措置
冷温停止 燃料交換	A. 緊急時対策支援システム 伝送装置※5又はデータ伝 送装置※5が動作不能である 場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※8を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※13 A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
	B. 統合原子力防災ネットワー ークを用いた通信連絡設 備※6が動作不能の場合	B 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B 2. 当直長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※13 B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 防災課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
	C. SPDS 表示装置※5が動作不 能の場合	C 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C 2. 当直長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※13 C1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 C2. 防災課長は、代替措置※10を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
	D. 動作可能な、衛星電話設備 (常設)※7、衛星電話設備 (可搬型)※7、無線連絡設 備(常設)※7、無線連絡設 備(可搬型)※7、携帯型音 声呼出電話機※7又は5号 炉屋外緊急連絡用インタ ーフォン※7が所要数を満 足していない場合	D 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D 2. 当直長は、代替措置※12を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※13 D1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D2. 防災課長は、代替措置※11を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。
			※4 : サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはいとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはいとはみなさない。
			※5 : 衛星電話設備(固定型)等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはいとはみなさない。
			※6 : 表示装置(固定型)等による通信手段を確保することを条件に行う計画的な保全作業および試験に伴う停止を含む。
			※7 : データ伝送停止を含む。
			※8 : 機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)
			※9 : 機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)
			※10 : 機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)
			※11 : 機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)
			※12 : 機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)
			※13 : 機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。)

- S A 時に期待する通信連絡設備の相違。

保安規定比較表

女川 2 号炉案	差異理由
運転上の制限を満足していないとはみなさない。	
※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器等による通信手段を確保するこ とを条件に行う計画的な保全作業及び機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設備の 点検及び試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	※6：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段を確保するこ とを条件に行う計画的な保全作業および機能試験による停止時(他の事業者等が所掌する設 備の点検および試験に伴う停止を含む。)は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※8： <u>緊急時対策支援システム</u> 伝送装置及びデータ収集装置の代替措置は、所要の確認対象パラメー タを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。	※7： <u>SPDS</u> 伝送装置およびデータ収集装置の代替措置は、所要の確認対象パラメータを記録し、 連絡する要員を確保すること等をいう。
※9：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、 10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。	※8：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限は継続するが、 10日間を超えたとしても条件Eには移行しない。
※10：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。	※9：統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の代替措置は、通信機器の補充等をいう。
※11：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加又は他種の通信機器に追加または他種の通信 機器による通信手段の確保及びあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保する こと等をいう。	※10：SPDS表示装置の代替措置は、連絡要員の追加または他種の通信機器の追加または他種の通信 機器による通信手段の確保およびあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保する こと等をいう。
※12：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加又は他種の通信機器による通信手段による措 置をいう。	※11：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段による措 置をいう。
※13： <u>緊急時対策支援システム</u> 伝送装置、衛星電話設備（常設）、衛星電話設備（可搬型）及び統合原 子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）につ いては、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等に により運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外す る。	※12： <u>SPDS</u> 伝送装置、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）および統合原子力防災ネ ットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX）につ いては、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等に より運転上の制限を逸脱した場合において、当該要求される措置に対する完了時間を除外す る。

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）
 緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）
 下線：旧条文からの変更箇所

保安規定比較表

柏崎刈羽7号炉（令和2年11月9日施行）		女川2号炉案																			
表6 6-18 アクセスルートの確保	表6 6-18 アクセスルートの確保	TS-25 6 6-18 - 1 ブルドーザおよびバックホウ	TS-25 6 6-18 - 1 ブルドーザおよびバックホウ																		
6 6-18-1 ホイールローダ	6 6-18-1 ブルドーザおよびバックホウ																				
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	ホイールローダ	所要数が動作可能であること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>ブルドーザおよびバックホウ</u></td> <td>所要数が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	<u>ブルドーザおよびバックホウ</u>	所要数が動作可能であること										
項目	運転上の制限																				
ホイールローダ	所要数が動作可能であること																				
項目	運転上の制限																				
<u>ブルドーザおよびバックホウ</u>	所要数が動作可能であること																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される原子炉の状態</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転</td> <td><u>ブルドーザ</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> <tr> <td>起動</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温停止</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料交換</td> <td><u>バックホウ</u></td> <td><u>1台</u></td> </tr> </tbody> </table>		適用される原子炉の状態	設備	所要数	運転	<u>ブルドーザ</u>	<u>1台</u>	起動			高温停止			冷温停止			燃料交換	<u>バックホウ</u>	<u>1台</u>	<p>・女川では、所要数を各1台としているため、分散配置の記載は不要</p>	
適用される原子炉の状態	設備	所要数																			
運転	<u>ブルドーザ</u>	<u>1台</u>																			
起動																					
高温停止																					
冷温停止																					
燃料交換	<u>バックホウ</u>	<u>1台</u>																			
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	項目	頻度	担当	1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>※1：ホイールローダは、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。</p>									
項目	項目	頻度	担当																		
1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																			
2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																			
<p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>モバイル設備管理GM</td> </tr> <tr> <td>2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>防災課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	項目	頻度	担当	1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM	2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長	<p>※1：ホイールローダは、荒浜側高台保管場所及び大湊側高台保管場所に分散配置されていること。</p>									
項目	項目	頻度	担当																		
1. ホイールローダについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	モバイル設備管理GM																			
2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	防災課長																			

保安規定比較表

赤字：設備、運用等の相違（実質的な相違あり）

緑字：記載表現、記載箇所、名稱等の相違（実質的な相違なし）

下線：旧条文からの変更箇所

(3) 要求される措置				差異理由															
(3) 要求される措置																			
適用される 原子炉態 の状態	条件	要求される措置	完了時間																
運転 起動 高温停止	A. 動作可能なホイール ローダが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※3。	10日間 10日間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合</td><td style="width: 33%;">A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td><td style="width: 33%;">10日間</td></tr> <tr> <td>B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合</td><td>B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日間</td></tr> <tr> <td>C. 条件 A または B で要求される措置を完了する場合</td><td>C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、低温停止にする。</td><td>24時間 36時間</td></tr> <tr> <td>A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合</td><td>A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr> <tr> <td>B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合</td><td>B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr> </table>	A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 条件 A または B で要求される措置を完了する場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間	A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間																	
B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	10日間																	
C. 条件 A または B で要求される措置を完了する場合	C1. 発電課長は、高温停止にする。 C2. 発電課長は、低温停止にする。	24時間 36時間																	
A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																	
B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 B2. 防災課長は、代替措置※1を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																	
冷温停止 燃料交換	A. 動作可能なホイール ローダが所要数を満足していない場合	A 1. 当直長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A 2. 当直長は、代替措置※2を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	24時間 36時間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合</td><td style="width: 33%;">A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td style="width: 33%;">速やかに</td></tr> <tr> <td>B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合</td><td>B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr> </table>	A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに									
A. 動作可能なブルドー ザが所要数を満足しない場合	A1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																	
B. 動作可能なバックホ ウが所要数を満足しない場合	B1. 防災課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																	

※2：代替品の補充等をいう。

※3：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Bには移行しない。

※1：代替品の補充等をいう。

※2：10日間以内に代替措置が完了した場合、当該設備が復旧するまで運転上の制限の逸脱は継続するが、10日間を超えたとしても条件Cには移行しない。